

生れ來りたるかを視ふに足るべきものあり。即ち新華族設置の建白これ也。華族を以て社會無用の長物となし、別に一階級をなして傲然社會の上班にあるを憎み、却つて之を卑まんとするの聲は到處に之を聞くを得たり。時に毛利元敏、山内豐誠、五條爲榮、正親町公董等公卿大名華族を通じて十二人、「士民功勞あるものを華族と爲すべきの議」を立て、「夫れ今の華族なる者往々積年の慣習に染漬し逸居安食報ずる所を知らず、偶々祖先の勳功に頼り優渥恩眷を荷ひ、位置人民の上に位する者、萬世不朽とし、尊大自安他の及ぶべからざる者とし却つて其義務を盡すを思はず」といふ者以て時代を知るべきのみ。

元老院の設置内閣の動搖 大久保の威權朝野を壓して政府の基礎漸く固からんとするも、尙野にありて一大勢力をなせるものに、西郷、木戸、副島、板垣、後藤、井上等あり。施政容易に行はれ難き猶靴を隔て、痒を搔くの感なき能はざりき。而して長土の失意者等はまた獨り大久保をして其威權を擅にせしむるを悦ばず、朝野の間反目軋轢して眞個憂國の士をして眉を顰めしむるもの決して少しとなさざりき。時に井上は先收會社と名づくる商社を起し、吉富簡一、富永冬樹、藤田傳三郎等と共に米穀輸出の業を營めり。偶七年十一月商用を以て海路大阪に赴くの途土佐の人小室信夫、古澤滋の二人に會し談は圖らずも朝野元勳の調停策に及び、井上之を唱へて二人之を賛し遂に小室古澤をして板垣に説かしめ井上は一方に木戸を説き又他の一方に大久保伊藤を説き更に土佐人中島信行林有造等の斡旋運動するありて茲にこれら調停者の協議會とな

り、八年二月大久保、木戸、板垣、井上、伊藤、小室、古澤、中島、林等皆大阪に會せり。世に名づけて大阪會議と稱するものこれ也。こゝに於て議熟し木戸、板垣の二人は入閣するに決し林有造は鹿兒島に使用して西郷を説き、西郷亦其意見を賛し、木戸、板垣の二人政府に入らば我は則ち入るに及ずとして起たざりしも、木戸と板垣とは共に立憲代議政體の階段たるべき一政體を作らんとして閣議之に決し、其結果は四月十四日の勅詔となりて發表せられぬ。「朕即位の初首とし群臣を會し五事を以て神明に誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む幸に祖宗の靈と群臣の力とに頼り以て今日の小康を得たり、願ふに中興日淺く内治の事當に振作更張すべきもの少しとせず、朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設け以て立法の源を廣め大審院を置き以て審判の權を盡くし又地方官を召集し以て民情を通じ公益を圖り漸次に國家立憲の政體を立て汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す汝衆庶或は舊に泥み故に慣るゝこと莫く又或は進むに軽く爲すに忽なること莫く夫れ能く朕が意を體して翼賛する所あれ」と、而して先づ左右兩院の制を廢し新に元老院を置き勳功あるもの及び學識あるものを撰拔して其議官に任じ又地方長官を召集して地方官會議を開けり。蓋し元老院を上院に充て地方官會議を下院に擬し漸次に立憲政體を實行せんとするの精神なりき。又大審院を設けて司法の事務を司らしめ以て行政、司法の區別を明にし、木戸は地方官會議長に後藤は元老院副議長に、大久保は別に地租改正事務局總裁に任せられ、力めて時代の改革に急げり。かくて一月五日元老院は開會せられ、左大臣島津久光、右大

臣岩倉具視等議官に任せり。されど議長は之を缺きて後藤其副議長を以て事務を攝せるなりき。而して地方官會議は六月二十日より東京に開き議案は地方警察道路堤防橋梁の處置及び地方民會は公選民會とすべきか區戸長會議とすべきかの案也。固り官尊民卑の時代によりてなほ權利思想幼稚なりし地方官等の決する所は遂に戸區長を以て民會を編成すべしといふにありき。而かも之を一面より見せしむるに、未だ何等の權利義務關係を解せざる一般人民中より地方民會議員を公選せしむるも、其結果は寧ろ戸區長會議に劣るものありしや知るべからずと雖も國民思想の發達上彼等が決議の不幸なる結果を生せしめたるは争ふべからざる事實ならんのみ。此の會議の後租税を分つて國稅府縣稅の二つに分ち町村會を設くるの令を出せり。これ實に地方自治の端となす。又從來の司法裁判所を廢し、上等裁判所を東京大阪長崎に置き、府縣裁判所の控訴を覆審せしめ、更に大審院を各上等裁判所の上に置き、全國最高の覆審法廷となし二等判事玉乃世履はこの院長となれり。是に於て立法、行政、司法の職司略分立するを得たり。然るに始め木戸、板垣等の大久保内閣に入るや多少客分たるの感なき能はずして板垣先づ不平なりき。こゝを以て板垣は郵便報知新聞に據り極力急進論を主張し木戸は漸進論者として東京日々新聞に據り寧ろ現内閣保護の位置に立ち互に論攻する所あり、果ては板垣の筆鋒内閣參議にして諸省の卿を兼ねるの非を論ずるに至り漸く内閣の動搖を見たり。之に反して島津久光は亦極力舊物保存の意見を持し朝廷衣冠の制を西洋の風に改め、兵制をも西洋の式に改め、外國教師

を雇うて教育を受け曆制を改めて太陽曆となし、束髮帶刀の風を變じて散髮脫刀に改むる等、十四條を列擧して盡く之を不可とする意見書を呈し官斷を請ひしも、固より採用せらるべくもあらず、こゝに於てか遂に朝を退くに至れり。

朝鮮開港す 是時に當りて又朝鮮との葛藤を生じたり。先是八年二月政府は外務大丞森山茂を朝鮮に派遣し再び修交の事を談判せしめたりしが朝鮮政府は復之を拒絶し森山は要領を得ずして歸朝せり。九月我軍艦雲揚號は海軍少佐井上良馨其艦長となり、將に清國牛莊に赴かんと欲し、朝鮮漢江の河口江華島に泊して薪水を得んとしたるに、島内の守兵之を砲撃したり。事唐突に出で其事由解すべからざるものあり、乃ち我將に上陸して其故を尋ねんとす。然れども砲撃益々激しくして近くこと能はず、我艦も亦遂に之に應じ攻めて陸上の砲臺を抜き其城を燒きたり。此の小戦闘に於て敵の死者三十五人、我水夫二人傷き一人死せり。よつて一先づ長崎に歸り急に政府に之を報せり。是に於て政府は軍艦一隻を釜山浦に發し海軍少將中牟田倉之助を遣して我在韓人の不慮に備へり。當時參議板垣退助は病を以て數日朝せざりしが、今此の報を聞くに及んで、再び熱烈なる征韓意見を持し斷然之を懲さる可らずとなし、之を動機として内閣各省分離の持論を呈し、參議にして各省長官を兼ね内閣と各省を混同する時は斯かる重大の國事を議するに便ならず、故に内閣の改造を先決すべしと迫り、三條太政大臣に見えて其事を説けるも目下朝鮮處分の問題あり、故にこの急要問題を解決して後、徐ろに之を議すべしと答へ、板

垣をして全く政府に望を失はしむるや、十月廿七日職を辭して國に歸り、永く民權論を唱道せり。かゝれば參議兼文部卿木戸孝允は近時政府の爲す所、大阪會議に約したる處と違ひ、島津、板垣等職を辭して前途憂ふべき事少なからざるを慮り、自ら請うて朝鮮に赴き江華島事件談判の衝に當らんと欲し、之を請うて略々定まりしが、會々痼疾再發して歩行する能はず、遂に議を變じて此年十二月九日陸軍中將兼參議黒田清隆を以て特命全權辦理公使となし議官井上馨を副大臣と爲し、朝鮮に趣き江華島問題を處理せしむ。陸軍少將種田政明同中佐樺山資紀外務大丞宮本小一、同權大丞森山巖、同野村靖、開拓少判官安田定則、幹事小牧昌董等之に従へり。これ蓋し政府は前年已に主戰黨を退け、政權の上に獨り自ら任ずる所あるに似たりと雖も、國民輿論の赴く所、純ら退守的平和黨たらん事の到底不可能なりしに職由すべしとするも、先の征韓論が純然たる征韓問題に止らずして、藩閥的政權爭奪の問題を加味せし事を明らかならしむるものに似たり。こゝに於て陸軍卿山縣有朋は兵を率ゐて下の關に出で、以て辦理大臣が報を待つて爲すあらんとするの意を示せり。かくて兩使二月十一日朝鮮江華府に抵り、判中樞府事申懷、都總府副總管尹滋承と會見し、一面は近年吾使節を拒絶し、江華の砲撃を初めたるの理由を詰問し、一面は通商開港を求めたるに、大臣之れに服せざるを以て、尙ほ十日を限り約するにこの期間内に明答すべきを以てせり。時に大院君は已に政權を失して野に下れりしと雖も尙ほ保守黨に頭領たりしが、今この問題益起するに及んで、再び蹶起し、政府の開港論を攻撃せ

り、滿朝の大臣、其威を怖れ遂に之に傾きて期過ぐるも答へざる也。こゝに於て我が全權等は將に辭し歸らんとし山縣の率ゐる一隊は既に下の關を解纜せんとせり。然るに韓廷に於ける開港論者右議政朴圭壽、以下譯官吳慶等頻りに大院君に反抗して廟堂を動かし、韓廷の議忽ち一變して九年二月江華に於て條約を交換し、且つ謝狀を出せり。條約の要件は、曰く朝鮮は自主の國にして日本と平等の權を有し互に同等の禮義を以て相通好すべし。曰く兩國互に使節を派すべし曰く二十ヶ月の後朝鮮國內に通商の爲め港を開くべし。曰く日本航海者は朝鮮海岸を測量するを得べし。曰く兩國人民に交渉する事件は双方官員各其國律に據て裁判すべしと。而して三月五日兩使歸朝の後、朝鮮の使節來り、久しく紛擾を來せる朝鮮問題はこゝに落着するを得たり。この修好問題や、實に南琉球及臺灣に及びし我が外交の北韓問題を介して漸く清國と接觸せんとするものなりき。而して江華條約は明らかに朝鮮の獨立を認め、從來清國の保護を受けたるかの如き觀をなせりしもの、一朝にして純然たる獨立國たるを示したるものにして、釜山、仁川、元山の三港を開き半島の鎖國こゝに解くるや、後明治十五年合衆國新に朝鮮と條約を結び翌年英獨二國更に翌年露西亞以太利も之と條約を訂結し先づ其第一着に開港を企てし佛蘭西も千八百八十六年を以て約をなせり。されど因習の久しきなほ清韓宗屬の關係を遺して東洋の波瀾は一にこれが爲めに生せんとする也。

樺太問題起る

朝鮮江華島問題と相前後して北樺太問題の益起せるあり。而してこゝに北門問

題を叙するに當り暫く昔に溯つて日露の關係を叙せんとす。樺太及千島の所屬問題が日露兩國の係争案件となりしは其由来甚だ遠し。嘉永六年露使ブーチャチンの始めて來るや先づ樺太境界の問題は提出せられ、其後幕府よりも屢々使を派して露國官吏と相會し此の問題を定めんとせるも事情の通せざるよりして屢々愚弄せらるゝ所となれり。始めは擇捉島を露領となし、樺太島は南部の一小部落にのみ日本人居住するも其他に日本人の足跡あらざるを以て現在日本人の居住する處のみを以て日本領となし、其他を露領となさんと言ひ、或は千島は擇捉島と得撫島との間を以て日露の境界とし、其以南を日本に、其以北を露國の所領とし、樺太は日露兩國民雜居の地と爲さんと云ひ、其の歸着する所あらしめず。尋いで安政六年露國ムラギョフ品川に來り、宗谷海峡を以て日露兩國の國境となさん事を要求せしも幕府は北緯五十度説を主張して之に應せざるより、ムラギョフは遂に要を得ずして歸れり。後文久元年幕府は條約施行の延期を請ふに兼ねて樺太境界問題を齎らし、外國奉行松平石見守、目附京極能登守等を使節として派遣し、一行は翌年七月露京に著して樺太境界の談判を開き、露國談判委員イグナチーフとの間に北緯五十度説を戦はして遂に露國の承諾する所となり、こゝに條約調印して、其境界は兩國々境確定委員を派するの後に於て實地に就き之を定めんことを約せり。然るに日本使節の歸朝せる後、露國は言を左右に托して再びこの問題を顧みず、越えて慶應二年幕府は函館奉行小出大和守を露國に派し再び樺太境界の劃定を議せしむ。露國乃ち前約を翻へし、樺太全島を露領と

なさんことを主張せり。こゝに於て樺太境界問題は何等の歸着を見ずして止めり。後ち王政維新の始めに於て、先づこの問題は提起せられ、直ちに三職及び徴士を會して、岩倉具視より策問せしものは北海經營露國應接の一事なりき。次いで明治三年に至り日本政府、米國が外國と紛争ある時は仲裁すべしとの條約文により、米國政府に依頼して樺太島北緯五十度の處を以て兩國の境界と爲さんことを露國に談せしも、露國は之を肯んせざりき。こゝに於てか明治五年副島外務卿は樺太全部恢復の目的を以て自ら露國ボシエツト灣に入り、歸りて露公使と談判を開始し會商十數回に亘れり。副島は當時露國が北米アラスカ地方の露領地域を合衆國に賣却せるの事實を耳にせるより、樺太五十度以北を二百萬金を以て露國より買收せんことを要求したり。露公使曰く、閣下の要求は露國の首肯し能はざる所也、然れども我に一案あり、露國は千島全部を貴國に讓與せん、其交換代價として貴國は樺太の全部を露國に讓れと。副島は千島は日本の領土なるが故に、之を以て樺太と交換するの不條理なるを主張し談判決せず、露公使一日外務卿を訪問し、語つて曰く、本官は樺太協商の任務を帯びて貴國に駐ること久し、而して未だ使命を果すを得ず、是本官の遺憾とする所也、凡て外交上の商議に於て若し甲案を不可とせば乙案若くは丙案を以て之に換ふるの手段を必要とする場合あり、知らず此際閣下は別に妥協を計るの提案なきやと。副島容を正して曰く、閣下の言極めて理あり、乃ち余は茲に別個の新案を有せり、試に閣下の爲めに言はむ。曰く得撫、國後、擇捉、の三島を日本の領有とした

垣をして全く政府に望を失はしむるや、十月廿七日職を辭して國に歸り、永く民權論を唱道せり。かゝれば參議兼文部卿木戸孝允は近時政府の爲す所、大阪會議に約したる處と違ひ、島津、板垣等職を辭して前途憂ふべき事少なからざるを慮り、自ら請うて朝鮮に赴き江華島事件談判の衝に當らんと欲し、之を請うて略々定まりしが、會々痼疾再發して歩行する能はず、遂に議を變じて此年十二月九日陸軍中將兼參議黒田清隆を以て特命全權辦理公使となし議官井上馨を副大臣と爲し、朝鮮に趣き江華島問題を處理せしむ。陸軍少將種田政明同中佐樺山資紀外務大丞宮本小一、同權大丞森山巖、同野村靖、開拓少判官安田定則、幹事小牧昌董等之に従へり。これ蓋し政府は前年已に主戰黨を退け、政權の上に獨り自ら任ずる所あるに似たりと雖も、國民輿論の赴く所、純ら退守的平和黨たらん事の到底不可能なりしに職由すべしとするも、先きの征韓論が純然たる征韓問題に止らずして、藩閥的政權爭奪の問題を加味せし事を明らかならしむるものに似たり。こゝに於て陸軍卿山縣有朋は兵を率ゐて下の關に出で、以て辦理大臣が報を待つて爲すあらんとするの意を示せり。かくて兩使二月十一日朝鮮江華府に抵り、判中樞府事申攘、都總府副總管尹滋承と會見し、一面は近年吾使節を拒絶し、江華の砲撃を初めたるの理由を詰問し、一面は通商開港を求めたるに、大臣之れに服せざるを以て、尙ほ十日を限り約するにこの期間内に明答すべきを以てせり。時に大院君は已に政權を失して野に下れりしと雖も尙ほ保守黨に頭領たりしが、今この問題益起するに及んで、再び蹶起し、政府の開港論を攻撃せ

り、滿朝の大臣、其威を怖れ遂に之に傾きて期過ぐるも答へざる也。こゝに於て我が全權等は將に辭し歸らんとし山縣の率ゐる一隊は既に下の關を解纜せんとせり。然るに韓廷に於ける開港論者右議政朴圭壽、以下譯官吳慶等頻りに大院君に反抗して廟堂を動かし、韓廷の議忽ち一變して九年二月江華に於て條約を交換し、且つ謝状を出せり。條約の要件は、曰く朝鮮は自主の國にして日本と平等の權を有し互に同等の禮義を以て相通好すべし。曰く兩國互に使節を派すべし曰く二十ヶ月の後朝鮮國內に通商の爲め港を開くべし。曰く日本航海者は朝鮮海岸を測量するを得べし。曰く兩國人民に交渉する事件は双方官員各其國律に據て裁判すべしと。而して三月五日兩使歸朝の後、朝鮮の使節來り、久しく紛擾を來せる朝鮮問題はこゝに落着するを得たり。この修好問題や、實に南琉球及臺灣に及びし我が外交の北韓問題を介して漸く清國と接觸せんとするものなりき。而して江華條約は明らかに朝鮮の獨立を認め、從來清國の保護を受けたるかの如き觀をなせりしもの、一朝にして純然たる獨立國たるを示したるものにして、釜山、仁川、元山の三港を開き半島の鎖國こゝに解くるや、後明治十五年合衆國新に朝鮮と條約を結び翌年英獨二國更に翌年露西亞以太利も之と條約を訂結し先づ其第一着に開港を企てし佛蘭西も千八百八十六年を以て約をなせり。されど因習の久しきなほ清韓宗屬の關係を遺して東洋の波瀾は一にこれが爲めに生せんとする也。

樺太問題起る

朝鮮江華島問題と相前後して北樺太問題の益起せるあり。而してこゝに北門問

題を叙するに當り暫く昔に溯つて日露の關係を叙せんとす。樺太及千島の所屬問題が日露兩國の係争案件となりしは其由來甚だ遠し。嘉永六年露使ブーチャチンの始めて來るや先づ樺太境界の問題は提出せられ、其後幕府よりも屢々使を派して露國官吏と相會し此の問題を定めんとせるも事情の通せざるよりして屢々愚弄せらるゝ所となれり。始めは擇捉島を露領となし、樺太島は南部の一小部落にのみ日本人居住するも其他に日本人の足跡あらざるを以て現在日本人の居住する處のみを以て日本領となし、其他を露領となさんと云ひ、或は千島は擇捉島と得撫島との間を以て日露の境界とし、其以南を日本に、其以北を露國の所領とし、樺太は日露兩國民雜居の地と爲さんと云ひ、其の歸着する所あらしめず。尋いで安政六年露國ムラギョフ品川に來り、宗谷海峽を以て日露兩國の國境となさん事を要求せしも幕府は北緯五十度説を主張して之に應せざるより、ムラギョフは遂に要を得ずして歸れり。後文久元年幕府は條約施行の延期を請ふに兼ねて樺太境界問題を齎らし、外國奉行松平石見守、目附京極能登守等を使節として派遣し、一行は翌年七月露京に着して樺太境界の談判を開き、露國談判委員イグナチーフとの間に北緯五十度説を戦はして遂に露國の承諾する所となり、こゝに條約調印して、其境界は兩國々境確定委員を派するの後に於て實地に就き之を定めんことを約せり。然るに日本使節の歸朝せる後、露國は言を左右に托して再びこの問題を顧みず、越えて慶應二年幕府は函館奉行小出大和守を露國に派し再び樺太境界の劃定を議せしむ。露國乃ち前約を翻へし、樺太全島を露領と

なさんことを主張せり。こゝに於て樺太境界問題は何等の歸着を見ずして止めり。後ち王政維新の始めに於て、先づこの問題は提起せられ、直ちに三職及び徴士を會して、岩倉具視より策問せしものは北海經營露國應接の一事なりき。次いで明治三年に至り日本政府、米國が外國と紛争ある時は仲裁すべしとの條約文により、米國政府に依頼して樺太島北緯五十度の處を以て兩國の境界と爲さんことを露國に談せしも、露國は之を肯んせざりき。こゝに於てか明治五年副島外務卿は樺太全部恢復の目的を以て自ら露國ポシエツト灣に入り、歸りて露公使と談判を開始し會商十數回に亘れり。副島は當時露國が北米アラスカ地方の露領地域を合衆國に賣却せるの事實を耳にせるより、樺太五十度以北を二百萬金を以て露國より買收せんことを要求したり。露公使曰く、閣下の要求は露國の首肯し能はざる所也、然れども我に一案あり、露國は千島全部を貴國に讓與せん、其交換代價として貴國は樺太の全部を露國に讓れと。副島は千島は日本の領土なるが故に、之を以て樺太と交換するの不條理なるを主張し談判決せず、露公使一日外務卿を訪問し、語つて曰く、本官は樺太協商の任務を帯びて貴國に駐ること久し、而して未だ使命を果すを得ず、是本官の遺憾とする所也、凡て外交上の商議に於て若し甲案を不可とせば乙案若くは丙案を以て之に換ふるの手段を必要とする場合あり、知らず此際閣下は別に妥協を計るの提案なきやと。副島容を正して曰く、閣下の言極めて理あり、乃ち余は茲に別個の新案を有せり、試に閣下の爲めに言はむ。曰く得撫、國後、擇捉、の三島を日本の領有とした

る上、更に貴國と一條約を結ばんと欲す。他なし將來若し國家事ありて、亞細亞大陸に日本軍を出すの必要あるに際しては、露國は其領土内何れの地たりとも自由に我軍隊の通過を許すべし、露國之を諾せば日本は樺太全部を貴國に讓與するも可也と、談は斯くの如くにして結着する所を見ざりき。

黒田清隆樺太放棄を建議す 後ち副島は全權大使として清國に派遣せられ、其歸るや、佛國公使は偶々副島を訪ひ、告げて曰く、余は露京駐劄公使よりの秘密報告により、露國政府は樺太全島を日本に讓與するに決せりといふ。余は日本政府の爲之を賀せざるを得ずと。これ一見奇怪なる空談の如きも、當時露國は裏海の東南岸にニラスノグオヅク附近の地を得てアフガンの境に迫り、シエル、アリーカンと結びて其國權を英人の掌中より奪ひ、英露の危機一髪の間によりしを以て日本に好意を賣り、以て戦時に使せんとせるなりき。然るに變事は意外にして起れり、一日參議板垣退助來り告げて曰く、頃者開拓次官黒田清隆樺太放棄を唱へ廟議之に一決せりと。種臣之を聞き憤慨措く能はざりしと難も此年五月種臣清國に在るの間、この議に參與せずして廟議之に決せるなりき。而して黒田清隆の建議なるもの、要に曰く、「樺太の事に至つては、臣終に策の施すべきを見ず、之を教師に質すも、亦奇策の以て應ずるなし。臣曩に、外國に赴くの時、に當つて上言して曰く、力を無用の地に用ゐて他日益なきは寧ろ之を顧みざるに如かず、故に之を捨つるを上策とす。便利を爭ひ、紛擾を致さんより一着を讓つて境界を改定し、以て雜居

を止むるを中策とす。雜居の約を維持して百方之を嘗試し、左支右吾遂に爲す可からざるに至つて之を棄つるを下策とすと。臣猶遂に之を棄つるに忍びず、姑く方法を以て之を實地に試むる玆に年あり、而して猶未だ成業の算を定むる能はざる者は地勢の已むを得ざるあれば也。夫れ楠溪より東北敷香に至る九十四里、西北鶴城に至る一百二十六里、其間人口僅かに三千七十三人、其内土人二千二十四人、而して地方曠荒之を墾する經費巨大と謂ふべし、昨壬申臣試に金六萬圓、米五千石を以て歳額となし附するに小汽船一艘を以てし官員の俸給人民の撫育及往復運輸等の費用を總計するに曾て其餘す所を見ず、且つ其風土たる、唯氣候の寒烈のみならず、土地礫礫斥鹵にして固より栽培の施すべきに非ず、漁獵に利ありと雖も、衣食に給するに足らず、石炭を産するも、其失ふ所を償ふ能はず、故に毎歲夥多の金額を費し之を撫育するも其人民遂に自然の産を爲す能はざるべし、然らば則ち力を無用の地に用ゐる獨り他日に益なきのみならず、其害を生ずるに至る必然也。是れ臣が之を棄つるを可となす所以也。臣今千思百慮國家の爲めに之を計るに、樺太の如きは姑く之を棄て彼に用ゐる力を移して速に北海道を經理する者今日開拓の一大急務にして抑も又我國の富強に關する所也。且千八百六十八年に至り露國所有米利堅北方の土地大約十九萬八千萬里其土人四百余人を併せて七百萬を以て米利堅合衆國に賣るもの蓋し其得失を豫算し謀あり斷ありと謂ふ可し、今樺太の事何ぞ此に異らん、願くば其名を捨て、其實に就き姑息を去つて果斷に出で速に富強の大本を立て永く國家を富岳の安

きに置かんことは是臣が腹心を披いて愚衷を效す所也」と、之に對しては尙武派の西郷以下また進んで同意するに至りたるを以て大政治家にして異論を唱ふるものは一人もあらず廟議は遂に樺太讓與に決せし也。以て當時の廟堂に於ける外交觀念を見るべき也。

樺太放棄の事 乃ち明治七年一月露國駐劄公使榎本武揚に命じ之を議せしむ。同年八月廿九日露國外務省亞細亞局長スツレモーフと第一回談判を開く、亞細亞副長オステンターサン、筆記者ウイルーウキ、譯官市川文吉等之に待す。九月廿二日第二回談判を開く、彼は頗る強硬なる態度を取りラベルズ海峡を以て兩國の境界を定むる事を主張し、我は島上に天然境界を立てんと主張す、彼は其紛擾を醸すこと難居より尙甚しき者ありとて敢て聞かず、武揚即ち樺太に關する兩國交渉の顛末を述ぶ、曰く初めブーチャチンの長崎に於て筒井、川路の二使と會するや、露國は未だラベルズ海峡を以て境界となすの定見あらざりき。續いてムラギオフ始て全島併呑の意見を執り、爾來今日に至るも依然たり。之に反して我邦は肥後の守ホロコタン五十度の地を以て境界となさんと主張せしも調はず、次で大和守クシユンナイ建界の談判を爲せりと雖も、露國遂に之を承諾せず、之を要するに敢て筒井、小出の所説を執抑するものに非ずと雖も、唯島上自然の山河地勢に就いて彼我兩國の境界を劃せん事を望むものなりと。而かも露國は飽くまで全島占領説を執て動かす、且既に我が政府の意向を窺知せるもの也。こゝを以て結局する所、樺太全島を割いて露國に與へ、其報酬として「クリル」群島即ち第一、シムシ

ユ島、第二、アライド島、第三、バラムシル島、第四、マカンシル島、第五、オネコタン島、第六、ハリムコタン島、第七、エカルマ島、第八、シヤスコタン島、第九、ムシル島、第十、ライコグ島、第十一、マツア島、第十二、ラスツア島、第十三、スレドチワ及ウミシル島、第十四、ケトイ島、第十五、シムシル島、第十六、プロトン島、第十七、チエルポイ並にブラットチエルポエフ島、第十八、ウルツブ島其計十八島の權利及主君に屬する一切の權理を取り、東察加地方ラバツカ岬とシユムシユ島の間なるラベースの海峡を以て兩國の境とするの條約を締結せり、これ實に一大屈辱なりしとはいへ當時にありてはまた誠に止むを得ざるものありしならん。時の外務大丞丸山作樂等は此交換を以て不服なりとし、其言若し聽かれずんば時の太政大臣三條公の前に割腹せんと絶叫するに至れり。廟堂に於ける平和なる問題の解決は意外にも下憤憂の士を驅つて恐るべき暴動を企てしめんとせり。

第五章 西南の亂

薩本の變 先是明治六年征韓論の破裂以後政府當局者の爲す所に不平を抱き、機會あらば兵力を以て之に抗せんとする者西南各地の舊藩士族中に其數少からざりき。是を以て政府特にこの方向に注目を怠らず、陸軍少將三浦梧樓を山口に、同大山巖を熊本に、内務少輔林友幸を九州に、佐々木高行を四國に遣し以て九州四國全體に應ずるの策を爲せり。時偶々樺太問題の一大屈

辱を以て終結するや、之を機として彼等は政府顛覆の名に於て起てり。其最も先に暴發したる者は熊本士族也。其徒大野鐵平が屋齊堅、上野謙吉等平生頑固にして保守の説を唱へ時の政治を非議せる者終に明治九年十月二十四日の夜に至り、其黨二百餘人を集め、敬神黨と稱し、火を放ちて鎮臺を襲へり。蓋し彼等は砲銃に倒さるゝまでは、鐵丸は決して神民を傷くる能はずと信じ白刃を抜きつれて進むの大猛勇を有せり。こゝを以て陸軍中佐高島對徳、大島邦秀、陸軍大尉豊田良等六十餘人敵刃に倒れ傷者二百七人を出せり。彼等は保守黨中最も保守なるものなりき。暴徒は更に鎮臺司令官陸軍少將種田政明、熊本縣令安岡良亮、同參事小關敬道の寓所を襲ひ、政明は斃れ、良亮及敬道等は傷を負ひ後皆な死せり。暴徒は更に縣廳に迫り、中屬青木保弘七等警部島田弘等六人を殺し、其他傷を負ふもの數人を出せり。翌日鎮臺は兵を出して暴徒を討つ。賊の巨魁鐵平、謙吉、齊堅三人皆戰うて死せり。餘黨は遁れ、或は自首し平定に就かんとするの時、政府が豫期せる如く四方響に應ずるが如くに起てり。長州なる前參議前原一誠は同藩出身なる木戸孝允が文官を以て座上の籌策により政柄を握るを嫉み、私に神風連と約束する所あり、其弟にして小倉の兵營にある山田某をして私かに暴發の準備を爲さしめ、自は同藩士横山俊彦、奥平謙輔と共に山口にありて暴發の機を待てり。福岡縣士族舊秋月藩士宮崎東之助、今村百八郎、益田靜高等秋月藩士を率ゐて相應するの準備あり。青森縣士舊會津藩士永岡元茂其黨數人と東京にあり、豫め謀を長州の前原一誠と通じ、相應じて起たんとせり。こゝに

於て東西呼應、問題は漸く重大ならんとせり。

變亂續出す

されど政府の張れる網は意外に嚴重にして、熊本の亂先づ平ぐや、東西呼應の勢一時に挫折して、福岡の賊宮崎車之助等は鎮臺兵の銳鋒を避け遁れて豊前中津に入り、同地の士族を誘へども應せず、既にして小倉分營の爲に惱まされ、却つて其徒今村百太郎等の變心を惹起して内訌を生じ遂に今村益田等は捕へられ、宮崎は自刃して餘衆盡く平げり。時に十一月一日。恰も山口に前原一誠が暴發するの日に當れり。一誠等其黨二百餘人萩に集りて縣廳を襲はんとす然るに官軍早くも來り討すと聞き彼等は先づ海路遁れて東に走り島根に據らんとを議せり。時偶々山口縣令關隆吉の鎮臺兵を請ひ、萩に赴き叛徒を捕へんとするに會ひ、一誠等急に兵を返して之を襲撃するや、官軍力戰遂に再び彼等は海に浮んで遁るゝを餘儀なくせられぬ。十一月五日一誠以下島根縣下に捕斬せらる。而してなほ其黨有福恂充、小倉信一等の留つて萩に據る者あり。陸軍少將三浦梧樓、鎮臺兵を率ゐて進撃し、海軍も亦孟春、淺間の二艦を以て海邊より夾撃し賊を須佐に追うて、こゝに悉く其餘黨を剿せり。一誠等既に捕へらるゝの後にして彼と東西呼應すべきを相約せる永岡久茂等は十一月廿九日夜窺かに千葉に赴き、縣廳を襲はんとし、其黨井口慎三郎、竹村俊秀、中原成業と共に東京を發するに臨み警察の探知する所となりて捕へらる。かくて熊本、福岡、山口、東京の各地に企てられたる陰謀は其計畫熟せざるに敗れて、巨魁は斬に就き、以下罪に從つて刑せらるゝ所あり、九年の亂漸く鎮撫するを得たり。而も小

蜂起の鎮定に過ずして平定僅に一月、鹿兒島の亂は繼いで起り、天下の騷擾はこゝに開けり。

私學校の建設隆盛の持重

明治維新の業は復古的革命に加ふる民主々義の勃興を以てせられぬ。而かも其實革命に於て復古せず主義に於て純然たる民主の精神を貫くを得ず、維新の業は形の上完成して未だ其實質の上に過渡期にあり。明治十年前後に於ける大小の蜂起、職としてこれが爲めに生ぜり。蓋し言論の以て自家の主張を致すべき道なく、各藩據るべきの兵權は悉く收めて朝廷にあり、所謂同主義者が其黨徒の勢力によりて自家主張を貫く手段となす、又他に策の出づべきなければ也。是れより先き隆盛の辭職して歸縣するや桐野篠原以下近衛の將士等亦同じく職を辭して鹿兒島に歸るあり、村田新八は明治七年歐洲より歸朝せるの身を以て直に挂冠隆盛を追へり。其他警視廳に奉職せし壯士の歸縣するもの殆んど縣下に滿てり。而してこれら幾千の壯士を統御し士氣を養成するの目的を以て諸郷に各學校を設立し地方の士を教育せしめ、又市内舊厩跡に一の校舎を設置してこれを中心とし、期日を定めてこゝに集會せしめ、別に學校を鶴嶺社外に設け生徒をして佛蘭西學を講習せしめ雇蘭人及び深見有常を以て其講師と爲し、また或は英俊の士を撰抜して歐洲に留學せしむるが如きあり、篠原専ら之を總督して只管士氣の砥礪に力めり。學校の本旨にいふ「第一、道同じく義協ふを以て、暗に集會す、乃ち益々其理を研究し道義に於ては一身を顧みず必ず踐行すべし、第二王を尊び民を憫むは學問の本旨也、乃ち此理を究め王事民義に於ては一意難に當り、必ず一同の義を立つべし」と、

協力一致は實に薩摩私學校の本義にして十年の役また實にこの名によつて起れるなりき。九年佐賀、熊本、山口の各地に亂を爲す者、一つに鹿兒島の暴發を恃めるものにして亦他意あらざりし也。鹿兒島の壯士等亦機會の到來を叫びて之に呼應せんことを望めり。然るに隆盛獨り之を斥け、嘗て應ずるの色なかりき。蓋し隆盛の漸く郷黨に其勢力を爲すや以て自家の政府を造り自家が抱懐する所の政策を行はんとするの野心なからざりしにあらざるべしと雖も、而も時機は未だ四方輕躁の徒が暴發と共に相携へて起つべきにはあらざりし也。否なほ其勢力を邊隅に養ふ或は五年或は十年の後を期したりしやも知るべからざりし也。こゝを以て暫く風雲を觀し時機の來會を待んとせり。然るに血氣の壯士等は嘗て士の職を奪はれてより身に定職なく脾肉用ゆべきに處なくして慷慨悲憤漏すに手段なきを苦むの時也。如何ぞ隆盛が大目的に従ひ長期を忍びて時の到るをのみ待たんや。時偶々彼等を怒らしむべき導火線は政府によりて火せられ終はんぬ。

隆盛起つ 始め島津氏の封土を納むるや、鹿兒島の造船所を以て海軍省の所轄と爲し火器硝藥製造場を以て陸軍省の管轄に附したり。然るに佐賀熊本の變亂よりして政府は漸くに鹿兒島の形勢を憂へ、十年一月卅日、陸軍省は大砲砲兵支廠に命じ三菱汽船を發して鹿兒島なる陸海軍省所屬の兵器彈藥を運搬せしめたり。私學校黨は之を見て憤怒措かず、同日直に草牟田村の火藥庫に入り、彈藥を奪ひ、尋いで砲兵屬廠及び海軍造船所を掠奪し以て大に爲す所あらんとせ

り。先是東京警視廳は鹿兒島の形勢を憂へ事情視察の名に於て鹿兒島出身の警部中原尙雄、野間口兼人、末廣直方等を首とし、同縣士族柏田盛文、田中直哉、大山綱助等二十二人各其郷里に歸り故舊に面して大義名分を説き私學校を解散せしめんとし、送つて之を鹿兒島に致せり。私學校の徒は之を目して曰く、彼等は大久保の命を承けて西郷の舉動を探偵するものなり、曰く西郷を刺さんとして來れるものなりと。蓋し當時の警視廳は大久保の右腕たる大警視川路利良によりて支配せらるゝ所、この流説の必ずしも風聲のみにあらざりしや、或は驟かに知るべからざる也。乃ち彼等は中原以下を強ひて其口供書を作らしめ、之を口實として遂に暴發するに至れり。騎虎の勢容易に抜くべからざる也。隆盛亦勢の到底避くべからざるを見るや、推さるるがまゝに起ちて其首領となり、政府に訊問する事ありと稱し、壯士を集めて兵備を修むるに至れり。抑も隆盛はこれが暴徒の首領となるや、誠に彼が本志にあらざりき。恰も壯士等の彈藥を奪ひ、中原以下警視廳警部の縛に就く日は、隆盛例の如く一僕を従へ數犬を曳きて遠く大隅の地に遊獵し以て氣を養へるの時にして隆盛の末弟小兵衛等の馳せて隆盛が遊獵地に赴き具さに鹿兒島の形勢を陳じ勃興の形狀を談じて速かに其歸來せん事を請ふや、隆盛容を改め喟然として嘆じて曰く、吾事既に終る吾死せりと。乃ち携へて歸路に就けり。歸來四圍の形勢を視るに事逝いて歸らず、俊壯雲集して今や策の施すべきもの非ざりしといふ。是其眞を傳へしものなるべし。由來隆盛は忠誠の人、情に敦くして義に富み、資性至つて磊落事に處する斷の一

字のみ、勢の窮する處決の一字のみ。嘗て維新の前幕府の檢舉に遭ひて僧月照と京を逃れ、西薩摩に遁るゝや、勢の窮する所、相抱いて海に投せり。嘗て維新の第一年、幕府の兵を伏見鳥羽に拒ぐや、官軍勢ひ漸く非ならんとす、隆盛乃ち傍ら山路正治を顧み手を以て腹に擬して曰く、敗るゝの日は共にこの一手段あるのみと。隆盛の單純なる性質は唯一つに斯くの如きものありき。鹿兒島の亂隆盛一つに勢の窮するによつて其天性の單純なる決の一字に出でしもの、而して其他一面に於て流露たる彼が眞情を見得べき者あり。彼の江戸城を攻むるや、慶喜をして自刃以て罪を謝せしめずんば止む能はずと呼號し、其迫つて一蹴の位置に達するに及んでや、勝等が嘆願に動かされて、手自ら緩むものありき。彼の四年再び出で、廟堂に立つや、人を用うるなほ其無能を知るも、共に國事に困難を経來りし者は之を捨つる能はずとして、依縁登擧の謗を免れざりき。今彼が壯士に擁せらるゝの心情亦復た斯くの如きのみ。大山巖嘗て評して曰く、想ふに當時の隆盛も深く思慮に沈みしなるべし、斷然死を決して獨り自刃せんか、其の一身は正に潔し、然れども斯くの如くんば、年來師父の如く景望したりし子弟輩また爲す所なかるべしと、遂に彼等の爲すに放任せしものなりと。此の言や當れりといふべし。隆盛は實に其子弟と情死したるなりき。其心情寧ろ憫むべきかな。勢の窮する所、情の動す所寔に夫れ斯の如くなりしと雖も未だ以て隆盛が當時に於ける心事のすべてはこれを以て盡したりと爲すべからず。寧ろ斯くの如きは其勃發に對する一動機なるのみ。請ふなほ一步を進めて彼が心情の

小觀察をなさしめよ。

大村の成功、西郷の失敗 彼は幕府の覇權を收めて之を島津氏に掌握せしむるを目的とせりき。而かも不幸其主齊彬の死は彼をして單獨に能く其目的を行ふ能はざるを覺らしめぬ。是に於てか彼は薩長の聯合を以て勤王討幕の旗を翻せり。而して其目的は意外に迅速に而も好成績を以て遂げらるゝを得たりき。然るに長人は其勢を恃んで竊に彼を凌がんとするに至り。其大村益次郎の如き彼が敵手として一時天下の眼は寧ろ大村に向つて注がれ大村の力は一段西郷の上にありき。西郷の不平はこゝに萌して西郷の一步を誤るべき端緒は實にこゝに開けり。大村の鎮將府に參謀たるや、西郷が江戸城を勝、大久保の二人に托して、榎本が率ゐる九隻の軍艦が品海に幕府の旗幟を掲げて虎視眈々の勢を示せるも捨て、顧す、彰義隊の徒が市中を横行して動もすれば錦旗を凌辱せんとするの状あるをも措いて問はず、去つて東北の征討に向へる後に來りて嚴令一步を曲げず、一夜風雨に乗じて彰義隊を殲滅するや、府下また敵の隻影を止めず、更に東北攻撃隊諸部の指揮に任ずるや直ちに會津を覆へさんとして一軍は越後口より長驅し、一軍は白河口より進み、更に海軍を平潟に出して三方合撃十七藩の同盟軍を一時に撃破し了れり。其技倆の驚くべき人呼んで鬼神といへり。而してこの間西郷は常に日蔭者の感なき能はざりき況んやこの功に居る長軍は實に薩軍の三倍數也。こゝに於てか榎本等の函館に據り其勢容易に抜く能はざるが如きの觀あるや、西郷は大山、河村、野津以下の子弟を率ゐる兵艦三艘を擁し直

ちに大村に會し自ら應援に赴かん事を望めり。蓋し西郷の意この一戦を以て薩軍の力を長人の上に置かんと期したるなりき。大村乃ち意を領して曰く「誠に御苦勞に存ず、幸ひ御間に合へば宜しきが」と、西郷等の到着する前、函館已に陥れり。まことや兄の來る已に遅かりき。西郷遂に大村に見ゆるの面なしとして直航鹿兒島に歸れり。長の力これより伸びて薩の勢これより蹙れり。西郷實にこゝに其一步を誤れりき。時に明治二年六月十八日。

維新後の西郷 彼や自ら維新の大業を樹立して、狡兎却つて其功に居り、自家の意見未だ行はれざるに策士等の畫く所百出して止まず、快々樂まざる也。乃ち歸臥して城西武山の麓に卜居し、犬四五匹、壯士三四人を伴ひ、山水を跋渉して獨り自ら慰藉せり。而して中央政府にありては奥羽の地平定するや十月車駕東行して江戸を東京と改稱し百の政務こゝに行はるゝに至り、府藩縣三治一致の制度布かれ始めて天下の諸侯を集め公議所を開きて天下の公論を以て政府の基礎と定むるに決せり。これ一に薩長兩侯、西郷、板垣等の元勳が野にありて出でざるに基因するものなりと雖も其最も恐れられし者は實に薩州なりき。薩州の新政府の爲に怪まるゝものこゝに始れり。乃ち長州の山田顯義、柳川の曾我祐準等大村が幕僚となりて、各藩の兵權を奪ひ、之を政府に収集して軍務局を置き各藩士を訓練せんと議せしもの誠にこの邊隅の勢力を恐れたれば也。西郷の隱退は徒らに天下をして疑惑の念を燃やさしめしのみ。また一の得る所もあらざりき。已にして久光の召命に應じて上京するや、隆盛は其後事を托せられて藩の大參事とな

り、専ら藩政の改革に任せり。然るに隆盛が用ゆる所の人士は復古黨及武人派にして久光が親任せし公武合體論者は全く斥けらるゝに至りたるを以て、茲に先づ久光隆盛の間は多少の隙を免れざりき。これ後に至りて久光の隆盛に含む主因なりとす。而して二年一月薩長土肥四侯の藩籍奉還の舉に出づるや、西郷は其大參事として島津忠義を内に動かせし所なりき。この事たる守舊派の久光をしてまた甚だ悦ばしめざりき。かくの如くにして彼は外天下の疑惑を惹くと共に内藩主が忌憚を買へり。彼や斯の如き境遇にありて、突如兵を率ゐて箱館に赴く、天下をして決して無意味に看過し得ざらしめしなりき。西郷が箱館の應援は實に彼が其全生涯の一轉振をなせるものなりし也。

〔西郷再び出づ〕 越えて三年彼は藩政改革の任を辭し、再び閑地に就けり。この時に當り中央政府にありては階級制度の打破徴兵組織の改革あり。而して大村益次郎等専ら農兵組織説を持して士族は漸く其常職を失はんとするに至れり。之に向つて不平を抱けるの徒は憤激度なく、高知の人岡崎強之助、長州の人、神代直人等數人九月四日西京に大村を要殺するに至り、西郷の強敵はこゝに亡び薩の力再び伸び長の勢漸く衰ふるの端をなせりき。而して四年彼は岩倉木戸大久保等の招致に應じて入京廟堂に立つや、實に天下は西郷一人の天下なるが如き觀を呈しぬ、况んや岩倉大久保等の外に遊ぶあるに於てをや。西郷が最も得意の時代は前後を通じて唯この一時なりき。然るに廢藩置縣の一大改革は端なくも久光の積怨をして遂に破裂せしめ、西郷我を

賣れりとなして痛罵至らざるなきに至りぬ。而かも西郷は至誠の人也。其舊主よりして斯くの如き痛罵を受くること彼が苦悶の種にして彼が一生を誤らしむべきまた一轉歩なりき。この故に五年征韓の議合せずして郷里に歸臥するに至るや、久光は却つて入つて廟堂にあり、互に反目の狀をなし孤影また慕ふものなき落莫の心情を悲しまざる能はざりき。これを西郷が其生涯に一大變化あらしめたる第二步となす。而して其第三步を誤らしめしものや、かの征韓論にして以下第四步また第五步轉々急下の狀をなせるものや、實に彼が心狀に早く斯くの如き破綻を有せりし所以の致せる結果なりき。

〔西郷の苦衷〕 十年の役は西郷胸中の鬱勃たる不平に向つて之を爆發せしむべく、彼が愛撫の隼人等が眞情を以てせるものなりき。此故に其成敗や既に度外に在り、毀譽や全く眼中になし、而も至誠の心は遂に動すべからざるなり。其軍に家を出るの日乃ち家族に云つて曰く、吾等今や朝敵の地に立てり、汝等須く、不義の臣と爲る勿れと、永訣して去り爾來又音信を通せざりしといふ。彼が胸中や憫むべきかな。而して一方偶々琉球在勤の内務省書記官木梨精一郎の歸途鹿兒島港に入るや、託するに、中原以下の口供書と並に隆盛政府尋問の爲に兵を率ゐて上京するの事由を以てせり。隆盛が苦衷察すべからずや。かくて舊厓址の學校を以て本營と爲し隆盛以下こゝに屯し衛ること十餘日、各郷の壯士陸續として會し其意氣天を衝くの概を致せり。隆盛たる者また遂に一步を退く能はざる也。彼や今運命の波濤に乗りて其漂ふ所に任せり。誰か

克く之に向つて涙なきを得んや。時恰かも彈藥掠奪の報東京に達し、政府は海軍大輔川村純義、内務少輔林友幸をして高雄艦に乗じ鹿兒島に至りて私學校黨に説かしむ。縣令大山即ち自ら軍艦に至りて川村に面話し、川村は更に隆盛に面語せんことを請ひ、大山歸り報するに及んで、隆盛直ちに面會せんとせしも、少壯輩既に戎装して軍艦に迫るに及び川村等は遂に避けて鹿兒島を去り、西郷また遂に其意を達する能はざりき。この時若し西郷をして川村に會せしむれば薩摩隼人の飢虎の如き猛勢をして或は如何に一轉せしめしやも未だ知るべからざりしなりき。而かも事こゝに出づる能はずして兩者鋒鏑の間に相見るに至りし事や、慘憺またいふに堪へざる也。

官軍進軍 先是天皇西南に巡幸を仰出され。一月廿四日東京を發し、二品熾仁親王、太政大臣三條實美、内閣顧問木戸孝允、參議山縣有朋、伊藤博文、宮内卿徳大寺實則等聖駕に扈從して京師にあり、河村純義の高雄艦が叛跡顯然の旨を報じて之を京師に致すや、天皇逆鱗して蹕を京師に駐め、大久保利通を東京より召して内閣會議を開き、二月十九日、鹿兒島征討の勅命を下し、有栖川熾仁親王を以て征討總督に任じ、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義を參軍に野津少將を第一旅團司令長官に三好少將を第二旅團司令長官に任じ先軍として出發せしめ、續いて、山田、曾我、三浦、大山の各少將、川路大警視、高島大佐等をして各一旅團の兵を率ゐる近衛及全國各鎮の兵を發して海陸並び攻めしむ。

熊本城重圍に落ち

此時隆盛の部下總て一萬五千餘人、之を七大隊に區分し第一は篠原國幹、第二は村田新八、第三は永山彌一郎、第四は桐野利秋、第五は池上四郎之を督し、先鋒の二大隊は別府新助、越山某の二人之を率ゐる二月十五日を以て進發せり。來り投ずるもの、日向の高鍋、延岡佐土原飢肥等の士族、肥後の民權黨、國權黨敬神黨皆馳せて西郷の麾下に集れり。二月二十一日始めて熊本鎮臺の兵と戦端を開き川尻にて先づ官軍を敗れり。然るに熊本鎮臺の司令長官は陸軍少將谷干城參謀長は同中佐樺山資紀なりしが、固く籠城の策に決して、川尻口一戦の後は城兵悉く城に籠れり。薩軍即ち進みて城に薄まり、四方を圍みて激しく攻む。城兵能く防ぎ交戦虚日なし。時に陸軍少佐乃木希典、小倉營兵一大隊を率ゐて熊本に赴き、薩軍と植木驛に戦うて利あらず、退いて高瀬に陣す。之よりして薩軍は二部に分れ一軍は熊本城を圍み、他は以て征討の官軍を肥筑の間に攻撃するに至れり。かくて乃木の軍は翌日本葉村に戦うて亦利あらず、少佐吉松秀枝之に死せり。而して西下の官軍未だ到らず、故に熊本城は全く重圍の中に在り。二十四日征討總督の宮大阪を發し、二十六日福岡に至り、本營を其城中に置く。其翌二十五日朝廷西郷隆盛、桐野利秋、篠原國幹等の官位を褫ひ、謀叛の狀を天下に告知し、二十七日兩軍高瀬口に始めて大戰を見たり。これより官軍は山鹿、田原、植木の各方面より進入して熊本城兵と其連絡を通せんとし、薩兵は山鹿、田原、吉次等の諸口に迎へ攻撃したり。而して當時此方面に向へる薩兵は桐野、篠原、村田以下屈指の俊壯を將として多年隆盛が訓練せる薩摩隼人之に従

ひ、熊本の精銳之に加はりしを以て、奮闘激戦能く筆紙の盡すべからざるものありき。かくて薩軍は西郷小兵衛を失ひ、篠原國幹を失うて漸く勢を沮むも、なほ田原坂の險を扼守して官軍之を抜く能はず、激戦十數日に連なる。

〔鹿兒島を取る官軍振ふ〕 先是朝廷勅使柳原前光を鹿兒島に派遣し久光父子を諭さしむ。然るに其隨行者は始め木戸の説を以て少將山田顯義を以てせんとしたるも、情實的勢力は遂に議を變じて薩州出身の中將黒田清隆を以てせり。これを以て諭旨全く諭旨たる能はず、孝允の日記中記していふ、「高崎正風去月戦地爲慰勞被差越昨夜當地に歸り彼地の事情及び鹿兒島の近況を語る(中略)現に此度池邊某別府某千五百の兵を招募し八代口を出ると云。勅使始め黒田中將の鹿兒島に在し時も池邊別府は潜匿して居しと、黒田中將の鹿兒島に至り島津久光父子に面會全く君臣の如くにして一席に入る能はずと、久光も亦傲慢これを待てりと、實に今日爲朝廷一歎息なり、故に余其始山田少將を鹿兒島に被遣んことを發言し情實に依り一旦過半決定のもの一變せり、私の交際を以て黒田中將久光父子に面會する時は元より舊誼を思ひ、盡禮節宜也今日帶朝命自ら乞うて鹿兒島に至り然して此國家の大典を明かにせんとす、如此之舉動は徒らに朝命を誤るもの、如し然して當時朝廷の主意も不致貫徹則ち今日の如き舉動をいたし蒼生の困苦を長引せしむる實に遺憾なり云々」と、之實に四月十日の頃にあり。以て當時の狀想見すべき也。兎まれば黒田等は朝命を傳へて鹿兒島の砲臺を毀ち、造船所を破壊し、賊の糧食彈藥船舶を沒收して其

後援を絶ち、前日薩兵に監禁せられたる警部中原尙雄等を解放し、縣令大山綱良を拘へ、其官位を奪うて之を長崎裁判所に送り岩村通俊を以て鹿兒島縣令となせり。こゝに於て鹿兒島は全く官軍の有となれり。黒田等乃ち八代口より背部を衝かんとの議を立て、之を政府に報せり。政府即ち更に黒田を以て參軍と爲し、八代口より進撃せしめぬ。陸軍少將高島鞞之等日奈久及び八代口より上陸せしが、陸軍少將山田顯義大警視川路利良等こゝに別働旅團を編制して背部の官軍大に振へり。

〔薩軍警備す〕 薩兵こゝに至りて腹背敵を受け、最も激戦を極めたる田原坂陥りて官軍の乗ずる所となり、終に植木驛の屯營を焚かれ、向坂を奪はれ、翌日山鹿驛を失へり。時に三月二十日。勢之より全く反せり。時に熊本城圍を受くる五十餘日、糧食彈藥殆ど盡きて落城日ならざるに至らんとす。偶々背面黒田の軍は八代に上陸して宇土に北進し城兵と連絡を保つべく進めり。城中の兵乃ち砲聲の近くを聞き突出して連絡を遮せんとし、陸軍少佐奥保鞞は一大隊の兵を率ゐて城を出で賊軍の間を突進して遂に宇土に達し八代口の官軍に合せり。而して具に城中の消息を報じ急に攻めて薩兵を敗り、内外の連絡こゝに始めて成れり。十五日黒田參軍熊本城に入り又高瀬口の官軍も賊を破りてこゝに會し、官軍の勢威頓に加はれり。而して薩兵次第に敗れ人吉地方に退軍して暫く薩隅日の間に亘り一時また勢焰を張らんとせしも官軍大舉諸方より攻撃したるを以て薩軍は再轉都之城より宮崎、延岡等の地に走り、遂に有名なる永井村の籠居とな

るに至れり。其一度退きて人吉に本營を置き滯留數十日に渉るや、隆盛は常に獵犬を率ゐるを
 追ひ揮毫をなし大敗幾轉し來るも神色自若たり。其永井村に籠居するに及びてや、隆盛諸將士
 に云つて曰く、今や我事終んぬ、余乃に伏して諸君に代らん、諸君請ふまた妄りに命を傷ふ勿れ
 と。別府新助曰く、時已に去れり。而も徒らに死すべけんや、潔く陣頭に闘死すべしと、令し
 て降らんと欲するものは悉く其意に任せしめ、其餘黨三百人を率ゐて一決死隊を組織したり。即
 ち桐野邊見等は豊後路に突進して潔く決戦すべしといひ、他は豊後に出づるも勝算なきを以て
 寧ろ退いて鹿兒島に歸り潔く故山の土に死せんと主張す。隆盛曰く若かず此圍を破りて三田井
 に出で以て方向を定めんにはと、こゝに全軍を三分して桐野先鋒と爲り隆盛中軍を率ゐる邊見等
 殿軍に在り、直ちに一方の血路を開き可愛嶽の險を越えて遂に三田井に達せり。乃ち相議して
 鹿兒島に歸り城山に據りて守死するに決し道を山谷に取り盡夜兼行疾驅して沿道の官軍と戦ひ
 横川に出で、蒲生、吉田を経て鹿兒島に入り城山に達せり。時に九月一日、この間官軍は黒田清
 隆參軍を辭して別働第二旅團長山田顯義をして代りて別働第一(高島大佐 率)第三(川路大督 率)第四(黒
 大佐 率)の各旅團を總轄せしめ、參軍川村純義及別働第一旅團長高島鞆之助、第五旅團長大山巖
 及び第四旅團長曾我祐準等薩隅日の三州に亘り各地の要害を守れり、而かも決死三百の健兒は
 無人の境を行くが如くにして進み鹿兒島の守備新撰旅團兵七百人、巡查三百人、海軍少將伊東
 祐磨の率ゐる海軍兵若干の米倉によりて防ぐものを疲らしめぬ。己にして諸道の官軍野を覆う

て至り城山を圍むこと數重也。薩兵は城山、私學校を根據とし諸方に砲壘を築きて之に據ると
 雖も兵數甚だ少く僅かに數人を以て一壘を防守するのみ、薩兵の勢日に盛まらざるを得ざりき。
 隆盛死す 勢已に如斯なるに及んでや、薩軍の中、坂田諸潔、別府九郎等は降らんと主張し、
 桐野等は潔く死を決せんことを主張し議二つに分れり。邊見即ちいふ、今や我が黨の事了んぬ、
 死は固より期する所、されど西郷先生は國家の柱石也、徒らに死せしむべからず、余等官軍に
 降り河村參軍に面して事の曲直を辯じ死を以て先生に代らんかと。衆議之に同す。こゝに於て
 九月二十三日河野圭一郎、山野田一輔先づ磯の造船所に至り川村に面して陳辯する所あり、川
 村曰く縦令如何なる名を以てするも、王師に抗するの名は免る可からずと、河野を止め獨り山
 野田を歸らしめて曰く、戦期既に迫る、決戦と降伏の決本日午後五時を限ると、山野田歸り報す
 隆盛黙して答へず、衆を諭して官軍に下らしめ自ら悠然として揮毫談笑死に瀕するの色なかり
 き。官軍嚴に環り圍みて攻めざる事數日、九月二十四日始めて味爽より大舉して進撃す。第
 四旅團の兵最先に銃槍突貫し六十餘人を岩崎谷の一壘中に殺せり。時偶々流丸來りて隆盛の腰
 を貫きて殪す。隆盛直ちに別府新助を呼び其首を刎ねしむ。別府其爲すべからざるを觀、慨然
 涙を揮つて頭を刎ね毛氈に裹みて之を路傍に埋め、叫んで曰く、先生斃ると、桐野亦銃丸胸を貫
 して死す。乃ち村田、池上、別府、邊見、中島、山野田以下三十九人悉く自及して死せり。其
 他之に殉するもの百餘人、坂田諸潔、別府九郎、野村忍助以下降るもの二百餘人、隆盛兵を起

して以來八月、こゝに至りて始めて平定す。尋いで、前鹿兒島縣令大山綱良を首とし熊本縣士族池邊吉十郎、友成正雄、松浦新吉郎、櫻田總四郎、大津八郎、上田休、大分縣士族後藤純平、堀田政一、長崎縣士族石井眞興、鹿兒島縣士族坂田諸潔、鮫島元、横山經營等を斬に處し賊黨凡二千人を刑す。この役費す所金幣四千二百萬圓前後、官軍の發するもの、歩兵五十七大隊と三百名砲兵六大隊と工兵一中隊騎兵十五名、總員五萬一千八百五十八人、海軍十一艘二千二百八十一人にして常備、後備、屯田兵、巡查、志願兵、臨時募集隊、新撰旅團等全國の兵擧つて出づ。而して官軍の死者六千人、賊軍四萬二百四十九人の罪を免せり。蓋し古今の大戦争なりき。

國時の機軸 鹿兒島の叛亂は十年九月西郷の死と共に終を告げしも、其餘波は延いて翌十一年に至り土佐に一大陰謀の發見さるゝに至れり。即ち高知縣人片岡健吉、大江卓、林有造等と和歌山縣人陸奥宗光等との間に密謀せられたる薩長藩閥打破の陰計は直に西南の役に連繋して大に成す所あらんとせり。かくて土佐より薩軍の將桐野の許に送れる密使の若し無事薩軍に投ずるを得たらんには天下の事或は知るべからざる者ありしと雖も、幸未發の中に政府の探知する所となり、其關係者は多く獄に下さるゝを以て十年戦役の餘波こゝに全く平定するを得たり。事は明治史の第三期たる自由民権の大運動と相關聯するを以て詳細は之を次篇に譲り、本篇は國民統一の一期劃を以て終らんとす。抑も廢藩置縣は其名に於て直ちに國家の統一を意味し、明治新

政府の威令は天下何れの土と雖も能く行はれざるなきが如きも、其實なほ舊藩觀念の時に或は日本國家觀念と背戾するものなからざるにあらず。殊に維新の大業を成せる西薩の如きに至りては建國五百年の地盤に加ふるにこの功を負ひ別に獨立の一國をなし、其舊藩主久光を擧げて左大臣とし廟堂の上に置かざるよりは天下の施政は遂に之を如何ともする能はざるの狀を呈せり。即ち木戸孝允が當時を語れる日記を引き暫く其内情を知るの便とせんか。十年四月十八日の條に云ふ。「三條大臣旅寓に至り談論數時余曾て勅使を島津久光へ被差遣云々の御評議に付久光之持論性質已に世人之所知却而同人の罪を指し且朝威を損するものあらんをラソレ不可然所以を論ず然して當時の勢勅使論に決す、此度久光父子上京果して久光の罪を重ねるものあり、然して朝廷此亂ときは自ら朝威に關するものあり、竊に不堪痛慮なり。久光書中にも有之しととく、士族或は農民連歲流血是等は余も屢々切に政府諸氏へ反省を乞ふところなり。雖然久光之目的は口と心實と未信用せざるものあり、如何となれば薩摩之士族縣官從來薩摩の人民を壓抑し苛刻之亂致をなす甚敷を傳承せり。然して久光父子多く在國義務を以て未聊も盡力せしを不聞又縣官へ不聞忠告實に言空遠なるもの多し、内務省の從來他の諸縣を嚴刻督責して然して鹿兒島縣は一種獨立國之如き有様あり、實に爲王政不堪憤慨に付余獨り屢々建言し又意見を陳論し不如意十に九を過ぐ内務省中の官員鐵面皮なるは元より不待言政府形勢可想視あり然して尙一得一益を貪り爲朝廷冥々に盡すと雖も聊不能奏其功對天下愧辱之至りに堪へざるなり此弊

は功臣強而占要路陟黜之路を塞ぎ同等之人媚從するに基きしなり、若し媚從せざると云とも於證跡余は決而不許なり余十餘日胸痛を惱み甚苦めり。追想將來自ら禁せざるものあり」と。以て想察すべきのみ。而して新政府に對し一獨立國の觀をなせる西薩あり。天下不平の徒は走つてこの治外法權下に歸する固より其所也。其所謂不平の徒とは何人ぞ。木戸が九年十月廿七日の日記に云ふ所を見る「情今日之形情を察するに農なり、商なり、士なり、滿天下皆不平のもの而已にして纔に靜寧なるも眞に平和に至りしにあらず、不平の張弛有之而已、只得意なるものは官員ばかりなり、故に人心自ら動亂を好み自然肥後の暴動の如きも、數日鎮定せざる時は必波及して諸處に蜂起いたすは當然なり、一旦暴動せし上は元より不矯法律至當の刑罰に處せしむるは不得止ところなり、雖然政府邊境窮陲の事情を不察數百年の慣習を不顧暴斷するもの不少實に政府は人民の政府たる主意を失ふものあるに似たり」と。彼等は西郷が山林に韜晦するを好機として西郷出ずんば蒼生を奈何、西郷にして義兵を鹿兒島に擧げて人民の塗炭に坐するを救はんと欲せば天下皆靡然として之に應ずべしと慫慂せしもの一にして足らざりし也。時偶木戸の大久保を責めて鹿兒島縣政の革新せざるを難じ、有司徒らに薩人が鼻息を覗ふを慨して大久保を激せしめ遂に其右腕大警視川路をして人を鹿兒島に派し窵かに西郷等の動靜を偵察せしむるに至りて、訓示の密書私學校黨の手に落ち、十年の戰役こゝに勃發して西薩の威之より軽く、天下不平の徒が相頼るべき巨人を失へると同時に其重なる不平の徒を一時に殲滅して天下に

歸せり。不幸木戸はこの機會を利用して國家根本の鞏固を圖らんとし胸中千百の畫策を抱いて十年五月病の爲めに逝けりと雖も其意志や略々達せりといふべき也。即ち明治維新より西南戰役の終に至る一期畫を以て國民統一の紀となす。而してこれ單に明治に於ける國民統一を意味するに止らず、日本建國以來二千五百年の後、始めて帝國の民が各個に明確に日本國民たるを意識したる記憶すべき一大時期となす。

第六章 産業の發達

經濟上の革命 維新開國の大業は獨り政治上の革命のみならず産業の發達經濟、通商、貿易、交通、運輸の事より國家活動の原動力たる産業に至る迄、凡て一大革命の動機を與へたりき。四民同權の説が文明の風潮と共に輸入せらるゝや、武士の帶刀は廢せられ、藩籍は奉還せられて國民皆平等の身分を確保せられ、男女職業の自由を獲得すると共に、一方武士は其常職を奪はれたるを以て、この一階級幾百萬の人は其職を求むべく從來彼等が擯斥し齒せざりし素町人土百姓が占有領内に其足を容れざる可からざる境遇に墮して、此に産業界の大動搖を生ずるに至れり。是れ然しながら國家經濟の上よりすれば幾百萬の遊民を拉し來りて新に産業界に投じ國富を培養すべき根原を作れるものにして、明治實業の急速的膨脹發達は一面この一大財源を得たるに職由すといはざる可からず。而して政府が彼等無職の遊民に與へたる第一の事業は經

濟界にありては銀行業にして産業界にありては開拓事業となす。請ふ先づこの二事業の發達史よりして筆を著くるを得んが。

幣政整理の概況 抑も維新以前に於ける經濟界は、何等の順序なく、何等の方針なく、紊亂固よりいふに足るものあらざりき。幕府は一定の歳入外に臨時の用途を必要とせんが、其財源は之を諸侯に課し、諸侯は之を其領内に課し、何等の標準を定めずして誅求敢て意とせず。關老藩主が無成算なる命令によりて御用金を納めしむるを以て常例となせり。この故に公債制度あるなく、一國各藩の豫算あるなく、而して人民貸借の保證また甚だ薄弱に、甚しきは徳政と稱して元利の棄捐を命ずるに至れり、かくの如くにして經濟界亦一日の安きあらず。殊に經濟連用上最も必要なる貨幣及紙幣の制度は紊亂いふべからざるの極にありたり。貨幣の鑄造權は幕府に之を占有し、佐渡、生野、豆州、甲州其他金銀産出の地方は幕府之を直轄したり。而して金銀間の比價は全く幕府の自由に制定する所となり、幕府財政の緩急によりては貨幣の品質を粗惡にし量目を輕減して屢々其差益を利し、徒らに市場の恐慌を來さしめ、更に寛文中紙幣發行の許可を藩主に與ふるの例を開きてより、財政の困難を救済せんが爲めには唯これ紙幣發行によらんとするに至り、各藩以下旗下及幕府代官所領内に於ても發行の許可を得るに至り、幕政の衰ふると共にこの一種の藩札は亂發愈々極りなくして物價に格段なる高下を生じ遂に經濟界は之が爲め恐るべき動亂を惹起するに至れり。斯くの如く我が貨紙幣制度は紊亂いふべからざる狀

にありしと雖も、未だ世界の風潮と觸れず、桃源夢暖かに偶々支那朝鮮和蘭等と貿易上金銀の出入あるも之に向つて可及的嚴密の制限注意を施せしを以て金銀の海外に流出するもの甚だ多からず、隨つて其影響する所も亦甚だ大ならざりしと雖も、米艦渡來以後我國の金銀價格は世界普通の價格と異り金の價非常に低廉なりしより、俄に外人の乘ずる所となり、巨額の金銀貨は一時に外國に流出し之が爲め外國金銀價格に激變を生せしめ、續いて明治革新に於ける亂世的社會の動搖は延いて我が經濟界を攪亂し終れり。こゝに於てか明治初年に設けられたる商法司尋いで置かれたる通商司は金融機關の設備商業會社外國貿易に關する行政に任じ、一方税法の改良、驛遞の制度、其他公債法等と相待ちて市場の緩和を保ち財界の一大整理に任ずべき重要な責任を負ひて出でたるなりき。

國立銀行條例の概況 而して維新以前に於ける金融機關としては、御爲替組、掛ヶ屋、大兩替、小兩替等の名によつて江戸、大阪其他繁華の地に在る豪商の幕府若くは諸藩に金融する事を業となすの傍ら商業上の資本回轉にも其力を致したりき。其他江戸藏前の札差の如き幕府扶持人の給米を根抵當に當座貸越を開きて一種の融通銀行たる觀を呈せり。其斯の如き例を舉ぐれば尙幾多の同性質同種類のものを見るべしと雖も日本に於る第一租税の重なるものは米にして幕府と諸藩と共に現物を取立て、取立てたる米を其藏元、用途等に取扱はせて漸次に販賣せしむるの手續なりしを以て、米は常に物價の標準となり、或る場合には殆ど一種の不便なる貨幣とし

て流通せらるゝに至れりしを以て、遂に明治維新に至るまで、金融機關の如きは幼稚にして何等見るべきの發達をなさざりき。明治維新の大業は由利公正が建議する所によりて金札發行の救急手段となり幸に遂げらるゝを得たりと雖も、其市場に於ける通用甚だ悪く適々通用する所も、さなきだに戰爭の爲めに騰貴せる物價は、其二倍に至るあり、明治元年に於ける江戸の米價は、一年平均一石六圓にして其安直は三月平均三圓七十錢といへる相場なりしも、二年正月は已に七圓四十錢に騰り、十月には十一圓八十錢に上れり。而して政府元年の歳入は歳出より少きこと百二十六萬五千三百十石餘なりき。こゝに於てか不足歳入を得るの道なきに苦める政府は二年二月更に五千萬兩の紙幣を増發せしも、金札の價格は其底止する所を知らざる迄に暴落して流通杜塞せるを以て、百方之が流通を謀り、通商司は全國各地の豪商をして爲替會社を設立し銀行一般の業務を營ましむるや之に金札を貸下げて其會社を保護すると同時に、又金札の流通を謀らしめ、且つ之に紙幣の發行を許し官金の出納を司らしめしも遂に悉く失敗に了り、政府は漸く其無制限不換紙幣の害を覺り、五月現今の流通額三千二百五十萬兩を限り五千萬兩の増發を止め、其紙幣製造器械を燒棄し僅かに經濟社界の信用を回復するに力むると共に、一方に於ては鞏固なる會社を興起せしめ以て民間經濟の發達を計らんとし、明治三年大藏少輔伊藤博文は理財取調として北米合衆國に渡航し、取調の結果金貨本位採用、公債證書發行、國立銀行條例制定の三事を建議し來れるを参考とし、時の大藏大輔井上馨、大藏大丞兼紙幣頭澁澤榮一

等の立する所によりて金札引換公債證書を發行し、其公債證書を抵當に金貨兌換の紙幣を國立銀行に下付して之を發行せしめ以て漸次政府發行金札を消却するの法を設け併せて金融の暢通を謀らんとせり。即ち五年十一月太政官布告を以て公布せられたる國立銀行條例是れ也。條例は國立銀行をして資本金十分の六に當る金額を政府紙幣を以て上納せしめ、是を以て金札引換公債證書を買受け其買受けたる公債證書を抵當として銀行紙幣を受取り、資本金殘額十分の四は紙幣引換準備金として金貨を以て之を備置き且つ常に紙幣發行高に對して三分の二の金貨準備を備へ置かしむるの制なりき。

紙幣の流通止る 政府はこの條例を以て三府五港の豪商を説き國立銀行の設立を慫慂せり。こゝに於て三井組小野組を代表せる三井八郎右衛門、小野善助以下數名によりて第一銀行は創立せられ、資本金三百萬圓として五年八月其許可を得たり、次いで横濱に第二國立銀行、新潟に第四國立銀行鹿兒島に第五國立銀行等前後約十ヶ月内に四行の成立を見たり、この間、大阪人の第三國立銀行は遂に成立せずして終れり。已にして六年八月第一國立銀行の開業となり、其の結果は意外に良好にして七年五月に於ては同行紙幣百二十四萬圓の流通を見たるも七年各銀行創始以前より政府の御掛屋を任じ諸縣の爲替御用を司り又官省の諸出納取扱をもなして全國各地に其支店を有せる小野組島田組の破産事件を生じ、この結果は全國に少なからぬ恐慌を與へ殊に東京大阪の如きは融通爲めに甚だ收縮の狀に陥れり。加ふるに佐賀の亂に次いで臺灣の

役あり、人氣大に動搖して、米價は五年一石平均四圓より三圓五十錢の間にありたるものも、七年には俄然八圓二十錢の騰貴を致せり。随つて紙幣の下落を呼び、従つて發行すれば従て引換を要求せられ明治八年に至りては各銀行共に紙幣發行を停止して其已に發行せるものは之を自家の手に回收するに至れり。當時の經濟界は已に斯くの如きの狀情なるを以て第一國立銀行が最終の引換殘高は僅々一萬七八千圓を餘すのみなりしといふ、以て全般を推すに足らん。この故に銀行資金の半は金札引換公債證書に變じ半は紙幣引換準備金にして復た之を運用することを得ず、銀行の營業を繼續すること頗る困難なるを以て各銀行は連署して大藏省に切願し條例の改正を迫れり。これより先き大藏省にありては大輔井上罷め、澁澤辭して大隈代つて大藏卿となり、得能入つて紙幣頭たり。即ち各銀行のいふ所に聽き國立銀行より發兌する紙幣の交換は政府 幣を以てするに決し八年冬終に各國立銀行紙幣下付高の半額に當る政府紙幣の貸下げを得て纔に運用資金の缺如を補ふことを得たり。

銀行大に起る 時偶々政府は此年の冬華士族の常祿を廢して金祿公債證書を發行し、此公債證書を以て一時に華士族に下付するに決定せり。先之政府は藩債を引受け、藩債を處分せんが爲に六年四月新舊兩公債を發行し、次いで七年三月、士族の中にありて常祿を一時に公債とせんことを望む者に對し、利息を年八分とし祿高八年分を繰り上げて公債證書となし、秩祿公債證書と名づけて、之を發行したり。かくて公債證書の慣習は華士族の常祿を廢して全然公債となす

の英斷に至らしめたりと雖も憂慮すべきは士族の之を利用すべき道を知らず徒らに商法を學ばんか所謂士族の商法となりて家産を蕩盡せざるは稀也。若し夫れ彼等にして其勢滔々斯くの如くんば國家百年の禍害や實に恐るべきものなしとせざる也。こゝに於てか彼等が公債利用の途を講ずべきは、政府當然の責となれり。即ち此の公債證書を以て銀行創立の原資に借さしめ、國立銀行を組織せしめんには一方に士族をして其恒産を有せしむると共に國家の禍亂を斷ち他方に全國の金融を疏通して商業殖産共に其繁盛を見るを得んと。明治九年八月金祿公債證書條例を發布すると同時に國立銀行條例をも改正し、併せて内務大藏兩卿より詳密なる訓令を發し各府知事、各縣令に達し各地に於て此の公債證書の離散せざる中に早く銀行の創設に盡力せんことを求めり。かゝれば勢ひとして改正國立銀行條例は其の銀行より發行する紙幣に金貨引換の責任を除かれ、政府の紙幣を以て交換すること、定められぬ。即ち各地に於ける銀行は競うて創設せられ、九年より十一年に至る滿二年間を以て國立銀行創立の數は實に百五十三行の多きに達せり。されどこゝに至りて政府が銀行創立の當初に於ける紙幣消却の目的は全く忘却せらるゝに至りしものといふべき也。これより一種の不換紙幣はまた洋々として經濟社會に充溢せり、而もこれ當時にありては止むを得ざるの勢なりし也。始め政府が金銀貨の新鑄に着手するや、横濱東洋銀行の支配人ロッセル、英國公使等の忠告ありしにも拘はらず、伊藤博文が米國にわりて幣制調査の結果を報告せる所に基き銀貨本位を捨て、金貨本位を取り、其分合は千

分中九百分の純金を含ましむべしとの報告に準じて明治四年制定の新貨條例は五圓金貨の純分七ガラム半となり、これかの歐米の金貨と同價にして通用せしめんと計畫したるものなりき。而かも東洋は悉く銀貨國にして日本は其何處よりも金貨を得るの道なく、市場の取引は依然外國貿易銀に過ぎずして金貨は年々に減少せり。然るに國立銀行創立の當初其發行紙幣を以て金貨交換となすに定めれば其間自ら一大不便を生じ、遂に明治八年貿易銀を作つて外國銀貨を驅逐するの策に出づると共に政府紙幣を以て銀行紙幣に兌換すべき手段を講ずるに至りしものや亦止むを得ざるの順序なりといふべし。

士族の處世法 士族の祿券が我が經濟界に入りて一種の金融資源と變じ當時の商業殖産に少からぬ活力を附與せしとは我が明治初年以降に於る金融機關の發達變遷史と共に之を述べたり。更に士族授産の一方法として開拓の業が勃興せられたる一事を述べざるべからず。蓋武士の職を失ふや其甲冑の鍛冶に従事せしもの、如き、去つて或は鑄器の鑄物師となりしもあらん、刀劍、馬具其他の彫刻裝飾に従事せしもの、如き、移つて或は煙草入の金具を製作するに至りしもあらん、乃至鞘塗師にして煙管筒を製するものなり、鞍打にして木細工人となりしものも且つあるべしと雖も、其多くは依然として無職、無職ならざるは無經驗の業に指を染めて失敗に世を狭うするものならざるはなかりき。この故に或は銀行の株主たるべき階梯を作られ、或は歸農を勧誘せらるゝに至りしと雖も、こゝに最も彼等が適當なる事業として選ばれたるは新地

開拓の業なりき。

政府拓殖を獎勵す 明治政府は維新創始の際より大に意を開拓事業に用ひ、元年二月已に天皇親しく太政官に臨み蝦夷開拓の得失を諮詢し給へるあり。同年四月先づ蝦夷の稱を廢して南北二道を置き、府を宗谷に開きて諸藩の開墾を請ふものには土地を分屬せしむべき令を布けり。二年七月再び蝦夷地開拓の意あるものは士民を論せず土地を割與すべく令し、改稱して北海道といひ十一ヶ國に分てり。かくて東久世通禧は北海道開拓使廳長官となり、始めて東京より三百人を樺太に、五百五十人を函館、根室、宗谷に移民せり。次で移民規則は制定せられ、移民を募移民及び自移農夫の二種に分ち、募移は三年間米鹽農具等を給し、開墾勞費每段別金二兩を與へ、自移は單に每段金十一兩を與ふることゝ爲せり。明治五年政府は更に其拓殖の功を速かに擧げん事を望み、低價を以て土地を人民に賣與し、地券を下附し、十年間其租を免するの規則を定めり。これら拓殖の慰勵は其功空しからず、二年八月仙臺の伊達藤五郎が率先して多數の藩民を北海道に移してより、三年十月には徳島縣藩士福田邦植舊家士と共に移住して日高國內一郡の拓殖に従事したるを始めとして各地舊藩主及舊士族の北海道拓殖に従事するも少からざりき。後ち黒田清隆が開拓使長官となりてこゝに来るや、更に屯田兵を設け陸羽地方の士族を募集して之に充つるあり、北海道は無職の士族が身を置くに恰好の別天地として天下の浪人に迎合せらるゝに至れり。かくて或は七重に勸業場の設けらるゝあり、或は桑田二十一萬餘

歩を札幌に開き、十萬餘坪を函館支廳管下大野村に開くあり。而して大麻亞麻の栽培以下、外國植物の試植等政府の獎勵最も努むる所ありき。殊に札幌農學校を設け外人を傭聘して子弟を教育せしめたるが如きは、産業上の人材を養成する上に於て位置と時と二つながら得たるものなりといはざるべからざる也。其他直接に士族救済の手段として開墾を獎勵せるものは、三年九月盛岡舊藩士に十三萬九百余兩を貸與へて開墾に従事せしめたるが如き、同年十月舊柏崎縣士族に十萬圓を貸與し、七年一月羽前舊大泉藩士に三千圓を賜ひて共に開墾に従事せしめ、九年一月舊水戸藩士に官林を貸與して力食せしめたる等其數少からざりき。而かもなほ無數の無祿士族は頓に生活の途を失ひて徒らに東西に彷徨するものあるに至るや、政府は十一年開墾貸與方法を立案したり。其要は開墾資金總額二百五十萬圓にして地積約九千餘町、移住者一萬三千戸、而して先づ地を福島縣安積郡對面原に相し之に投するに資金六十五萬圓を以てし、二千九百七十町を開墾することとなせり。かくの如くにして維新政府の拓殖政策は少くとも無祿の士族をして産業界の一要素たらしめ随つて内地及び北海道に於ける拓殖の發達を促さんとせるものなりき。試に其一二成績に就きて之を見るに、下總小金原の開墾事業の如きは二年五月開墾局を民部省に置き以て之を管せしめ、東京府判事北島秀朝をして開墾局知事を兼ねしめ、是と同時に紙幣二十萬圓を開墾局に貸與して小金原移民の小屋掛料に充てしめたりき。而して五年二月東京府の報告によれば、創業以來官府より支給せる金額は約四十二萬六千六百四十二兩

一分、錢一百四十四文にして、この開墾會社が創業年度に自費せる金額は約十五萬二千餘兩也然るに其開墾成功して既に耕播し得るに至れるの地は約二千六十九町五段餘、現在の移民六千四十四人なりといへり。これ實に三年間に於ける、無祿士族が成せる功なりとす。以て全般を推すに足らんか。

産業の振興 政府が無祿士族の援産方法は凡て其宜きを得たりといふべく、常に一舉兩得して其効果を收め得たり。而も政府が實業界に致せる力は決して無祿士族の處分を以てのみ終らざりき、尙少しく當時に於る産業界各方面の状態に就き其概要を記さんか。開拓事業と伴ひて政府が其意を用ひたるは牧畜、山林、水産、農業等となす。牧畜は明治二年租稅司附屬員大武藤助の意見を納れて安房上總の地方に牧牛の業を創始したるを着手の始めとして、北海道には開拓使をして膽振日高の牧場を管せしめ、三年角田三郎なるものに附して養豚業を試みしめたり。後八年九月内務卿大久保利通は勸業權頭河瀬秀治を伴ひて自ら下總に至り、牧場に充つべき土地を印旛郡十倉七榮兩村に卜定し始めて牧羊場を置けり。かくて勸業權助岩山敬義に一切の事務を管掌せしめ、米國人ジョンズをして牧業主任たらしめ、同國人レーザムを之れが補助となせり。これ實に政府が牛豚羊の三畜に向つて其牧養を創始せる牧畜史の第一頁となす。なほ其畜種改良に向つては明治四年二月牧畜掛員をして青森郡七戸地方に洋種の牛馬を致さしめ、良牝を選べて琴尾せしめたるに始り、爾後屢々この研究を企て七年六月廣告して牛馬羊の良種孳

尾を公許せり。この他個人の大きなものを奮斗南藩士廣澤安健の三本木野牧場となす。四年業を始めて獨力英人ルセー、及びマキノン二人を傭聘し大に牛馬を畜養したり。明治九年皇上の東北を巡幸し給ふや彼を召して牧事を垂問し給へりと聞く、當時彼が經營せる牧場面積は實に二千四百餘町歩なりき。明治十年以降牧畜は一稱の流行の如くなりて、個人の經營は各地に起れり。蓋し廣澤が成効の促す所少からざる也。山林は寧ろ幕府時代に保護せられて維新以後頗る荒廢するものあり、政府の未だ山林に關する方針確立せざるや、木材濫伐の弊續々として起り、往々山林の衰頹を極むるの狀あり。此に至りて六年大藏省に始めて官林規則を制度し之を府縣に頒布して山林保護の端を開き七年官林荒蕪地拂下の議を定め、同八年後來用材の缺乏せむことを慮りて官林伐採の跡に樹苗栽植の法を講せしめ、九年官吏を派して全國の官林を檢査し苗木培養條例を制せり。而かも全國山林事務の統一を保ち得たるは十一年山林作業局の設置せられて以來全國山林を六大區に分ち山林制度の輪廓成るに至つて官有山林の貸附、樹木の伐採栽培等漸く順序を保ち得るに至れりしなりき。水産の業は始め漁業未だ顧られざるに先き養魚法試驗せられ九年歐米各國の法に倣ひ、魚族に乏しき地方に魚卵を移養するの法を講じ、之を水産獎勵の着手として一年内藤新宿に試験場を設立して養魚法を試験せる等、なほ其初期に屬せり。農業は本邦本來の業なると共に各方面に就中發達を致せり。四年、駒場町及霞ヶ關舊廣島藩の邸地に農事試験場を設け、米國より購入せる農具を使用して西洋の穀類及び蔬菜を栽

るは我が政府の洋式農業を試験せる始めなりとす。六年政府は外國植物の試植をなさんとすもの、爲めに勸農局より種苗を分與すべき旨を通達せり。而して米國カリフォルニア産の胡桃巴旦杏、及び落花生は明治七年を以て輸入せられ、米國産海島綿及び高地綿は同年始めて勸農局に於て試作せられ、米國産煙草、甜橙、檸檬、園莓、蛇麻等の種苗は同八年を以て輸入せられ、佛國産の砂糖、甜菜の種子は九年に來り、同時に米國産葡萄苗も亦入れり。かくて政府は一面に外國植物の輸入試作をなすと共に他方農業教育を獎勵して北海道に札幌農學校を起し駒場野に農學校を起し規模設備すべて之れを歐米に範れり。この外蠶業製茶の如きまた大に見るべきものあり。由來生絲茶の如きは明治元年より同五年に至る五ヶ年間の輸出品中最多額を占むるを以て之を見るも我國本來の重要輸出品たりしを知るに足るべく、政府が之に對する保護亦明治の初年より嚴密に始れり。元年二月大總督に於て蠶卵紙生絲改所を江戸吳服橋内牧野駿河守邸に置き、總て外國輸出に充つるものは檢査を受くべき旨を令せり。二年之が檢閱所を東京蠶絲改所と改稱し業務の監理上鑑札を交付するに至れり。三年撰種の必要及び蠶病視察の方法を説示したる養蠶方法書を發行し遂に養蠶取締規則を發布するに至れり。蓋し種紙貴きや粗製濫造の弊大に行はれ甚しきは芥子粒を用ひて偽造するものあり、聲價頓に地に落とするに至り政府は之を憂へて粗製濫造を防止するの手段に出し也。五年蠶種原紙は専ら大藏省より賣捌くべく令せり。然るにこれが政府の干渉はすべて徒勞に歸せしより、十一年五月一切の束縛

法を廢し蠶種の製造は一切自由となせり。其蠶卵紙が横濱に出荷する事多きや價格を維持せんが爲めに數十萬枚を燒棄するが如き例あり、幸に其蠶額を維持せしも歐洲に蠶病救治の發見あり、伊佛に蠶種の改良ありて其供給を東洋に仰ぐこと少く従つて我國の輸出も減少せり。製茶にありても七年政府自ら紅茶の製造を試み、紅茶製造書を刊行して府縣に分ち九年清國製茶法を傳習して直ちに山生の茶に實地研究を遂げ、勸業局員を印度に派遣して其製法を高知縣に實施する等専ら紅茶に向つての試製を力めたりき。これより各地に傳習所を設け有志に教授するの道を開き始めて歐洲人が嗜好に適するものを得るに至れり。

工業界の革命 維新の革命と共に最も大なる革命を與へたるは我が工業界にして歐洲工業の輸入は我國固有の工業をして一時殆ど廢絶せしむるに至りしものあり、其革命の狀に至りては到底農藝殖産の得て及ぶべきに非ざる也。其歐米工業の流入に於る第一着は機械工業にして機械工業は機械製絲に始まれり。舊來の製絲はすべて手挽座繰の類にして勢ひ精巧なる能はず遂に粗製を濫出して輸出額を減するを見るに及び、三年政府は佛人ブリユーナを教師として上州甘樂郡富岡に模範製絲工場を設立するに決せり。かくて建築工事を急ぐ約二ヶ年、同五年六月始めて機械製絲の業を開けり。これより先き民間にありては前橋藩に六人取の製絲機械を据え付け瑞西人ミルランを聘して其業を創め後ミルランの解雇せらるゝに遇ひて小野組は東京築地に五十人取の機械を据え付けて彼を雇ひ其業を繼承せしも六年遂に之を廢止せり。其他信州、山

梨、岐阜、福井等亦競うて之に倣ふもの少からず、十一年の頃に至りて長野、群馬、福島を其最も盛なるものとして全國到處機械製絲に従事せざるはなかりき。而して撚絲機械の使用はこれまた八年政府に於いて東京山下門内勸業試験場に其業を試みし以來各縣養蠶地に傳播して十年石川縣金澤に撚絲會社を創立し、次いで朽木縣足利、三重縣室山等之を追ふもの全國に起れり。一方機械紡績の業は其由來最も古く、鹿兒島藩主島津齊彬の文久元年米國人を傭聘して同縣下磯村に工場を設け、六千鍾の英國式紡績機械を購入して其業を營みしに創り、同藩泉州堺にも二千鍾の紡績機械工場を設立せり。廢藩の後該泉州堺の工場は勸業寮に買ひ上げられ後ち川崎正左衛門の有に歸せり。明治三年政府は東京北豊島郡瀧川村に紡績工場を設立し七百鍾の紡績機械を以て之れが試験的業務を開始せしが、後ち十一年四月愛知、廣島、兩縣下に各二千鍾の英國式紡績機械を使用して大規模の模範工場を設立するに至りこの業始めて興れり。次に記すべきは從來屑絲屑繭の單に細絲真綿に製せらるゝのみにて之れを海外に出すも其の價格極めて廉なりし低ものを以て、有力なる一輸出品たらしめし事也。明治九年政府は群馬縣濱野郡新町に屑絲紡績所を設立し、獨逸人グレーファン、マルチン、及びヘールの三名を聘し、内務省出仕佐々木長淳をして工事を監せしめ、始めて其の端緒を開きてより屑絲紡績の業頗に起れり。紡績に次いで政府の力を致せしは、セメント、燐寸、瓦斯等の事業なりとす。就中瓦斯事業は横濱に起りて東京に移れるものなるが、明治四年東京府知事由利公正は瓦斯燈を東京府下に設

置せしめんと望み、東京會議所共有金中より其代價を拂ひ、之を購求したるに、瓦斯器械は翌明治五年七月到着したるも知事は已に更迭したるを以て府廳は之を會議所に交附し併せて芝濱松町の地所を貸與し其建設點火の事を共有金を以て行はしめたり、これ實に現今の東京瓦斯會社設立の起原なりとす。同時に街燈の利害に關し松本某は礦油燈の利を説き西村某は現華燈の利を唱へて府廳は其判定に苦み此二燈をして瓦斯と共に三燈鼎立し各々五百基づゝを建設せしむるに決せり。かくて瓦斯會社は七年十二月工場落成して佛國人ベレゲレンの指導の下に其業を開き、同時に京橋以南街燈八十五基の建設成り、八年三月京橋以北萬世橋、淺草橋内に百六十二基、五月には幸橋、山下橋、數寄屋橋、吳服橋通り三十基、六月には淺草橋、雷神門間六十基、十一月には柳原町に七基、翌九年一月には兩國橋通に三基の點火を見たり。こゝに於て同年五月東京瓦斯局を置き澁澤榮一を推して事務長となし街燈に關する一切の業務を擔當せしめたりき。これより瓦斯力は各種の事業に用ひらるゝに至れり。こゝにゆくりなくも東京會議所なるもの、公共事業に其力を致せる一端を發見するに及び、多少帝都に於ける公共團體の沿革を探りて其如何にして府下の商工業者が重きを此の團體の意見に置かざるを得ざるの地歩を占め得たりしか、全國四十有餘ヶ所に同種の機關の設立を見るに至りたるかの原因を知るも決して無用ならざるべし。讀者請ふ幸に問題の岐路に入り、事の一地方にのみ止るを咎むるならんことを。明治維新を溯る七十七年、幕府老中松平越中守は寛政三年四月令を下して江戸市

中の町法を改正せしめ其冗費を節約せしめたるに、一年間江戸市中より支出する町費に於て凡そ三萬七千兩餘の剩餘を得たり、越中乃ち剩餘金を救荒の用に充てんとし、之れを十分して、其二分を町費納税者の益金とし、其一分を町費の豫備に充て、殘額七分を町會所に納むるに決せり。年々之れを實行して數年遂に十餘萬兩を遺せり。依て米廩を建て米を積んで凶荒に備へしめたるに蓄穀四十六萬七千石餘に上れるもありき。而して米廩は町奉行の監督下に會所自治の主辨に歸せしめたり。然るに米廩既に充ち剩餘更に剩餘を生ずるに至りたるを以て一萬兩を下附して原資金と定め適當の法を以て市民に貸與せり。而して原資金の現在高は四十六萬二千餘兩に上り江戸市中共有財産は其豊富を告ぐるに至れり。かくて米金兩者の積立は慶應四年に至るまで實行せられたるも、幕府滅亡の際にありては其能く幾許を存せしや知るべからず、維新後に至りては或は起り或は廢し遂に明治五年三月町會所の廢止と共に東京市民の共有財産は始めて市民の手を離れ一旦東京府廳の手に歸せり。然るに此等の財産は原來市民の共有なるが故に、當時の大藏大輔井上馨は東京府知事大久保一翁と謀り、之を信用ある富豪數名の手に托して五年五月營繕所を設立せしめ、六十七萬餘圓の資金を府廳より受け繼げり。こゝに於て同年十月營繕所をして府民會の楷梯たらしむべく、府下一般の爲めに公議するの場となせり。これより改めて東京會議所と更稱し、第一に府下數萬の乞丐を處置するの議を決し、一時或は牢檻に收容したるも遂に六年二月上野に養育院を假設して此に移し都て共有金を以て其費に充てた

り。これ實に現今に於ける東京市養育院の濫觴となす。次いでかの瓦斯街燈事業商法講習所事務等東京會議所が管理處辨する所負擔大に失して力足らず一時閉鎖の止むなきに至りしも十年再び歐米諸國に於ける商業會議所の例に倣ひ、内國貿易、外國貿易、運輸船舶、工業農業等の調査に任じ、専ら産業上に於ける調査事務を取扱ふ事となせり。こゝに於て從來東京會議所が執り來りたる一般の事務は全く府市廳其他の手に歸して純然たる商業上の機關たるに至れる也これを現今の東京商業會議所の起原となす。全國四十有餘ヶ所の商業機關は實に斯くの如き歴史を有する東京公共團體の醗釀する所なる也。

各種工場の起る

筆の岐路に走れるを謝して更にセメント製造の創始より本問題に歸らんとす。

明治八年政府がセメント製造所を東京深川清住町に設立せるは専ら歐風土木の興起に伴へる必然の結果なりき。而してセメント製造の業之より起れり。九年政府はまた丹羽正庸の所有せる北品川驛の硝子製造所を買収し、新に品川硝子製造所を設立し英人ウォルトンを聘して舷燈玻璃、紅色玻璃の類を製造せしめたるが、後十二年英人スヒートを雇用してより専ら食器類の製造を創むるに至れり。セメント、硝子製造等と時を同うして燐寸製造工場を創設したるものあり。即ち明治三年の頃舊金澤藩の派遣せる佛國留學生清水誠が八年歸朝するに臨みてこの事業を習得したりしより、東京三田四國町吉井友實の邸内に工場を設立し、其製品を試賣せるに始まり、政府は之に保護金を與へて其事業を奨励し、九年四國町の工場を本所柳原町に移し一層

其規模を大にせり。新燈社なるものは是れ也。越えて十一年、誠は再び歐洲に航して各國燐寸事業を視察し、偶々安全燐寸を發明せる瑞典國ヨンコピング燐寸製造會社の工場に就きて實況を調査する所あり、歸來我が燐寸事業の上に一大變遷を生せしめ遂に明治十三年の頃にしては既に輸入燐寸を壓倒するに至れり。其他印刷紙の製造の如き早く既に明治五年淺野總一郎が東京蠟殼町に其工場を設立し英國より機械を購入して之を据え付けたるに始り、印刷局抄紙部、王子製紙會社、等續起せしが、こは多少活版術と相聯關する所あるを以て暫く活字印刷の沿革より説かんか。

印刷業の沿革

活字印刷の技術は其由來舊く、文祿年中既に朝鮮より輸入せしものあり。又慶

長版と稱する書籍中には往々活字版の存するあり。されど此等の活字は木製若くは銅製にして印刷術の拙劣固よりいふを用ひざる也。我國に於て鉛製活字を創作したる者は長崎の人本木昌造にして彼は嘉永年間和蘭人に就きて鉛にて活字を製造する事を傳習し、明治三年の頃工場を自宅に設け専ら活字製造に従事したりき。然るに大島圭介が其自ら語る所を以てすれば、安政年中彼が二十四歳を以て江川太郎左衛門の家に在るの日、築城典型なる翻譯書を出版するに方りて既に亞鉛と錫とを以て鉛版を作り、インキを調査して活版印刷をなせりといへり。蓋し圭介自ら蘭書中に其製版の法を探りて工夫する所なりといふ。さらば鉛製活字創作の功は寧ろ圭介に歸すべきか。後ち本木昌造は大阪の五代友宗と謀りて同地に活版所を開き、尋いで同四年

本木の門人平野富二なるもの活字を携へて上京し、活字數萬個を左院の活版課に納め、又横濱毎日新聞社、東京藏田活版所、日就社等にも、若干個を賣りたり。後明治五年自ら印刷工場を設立したるもの即ち今の築地活版所是也。別に重野安釋は明治初年上海より活字を購入して印刷を試みたりしも技未だ熟せずして失敗に歸し、遂に米國宣教師フルベッキの紹介を以て上海美華書院活版技師米國人ガンブルなるものに來朝を請ひ、長崎に活版傳習所を設け、有志者をして活字鑄造及び電氣版を傳習せしめしが、明治五年に至り此傳習所は東京に移され、勸工寮活版所となり、尋で左院の活版課と合併して太政官印書局と爲り、其後大藏省紙幣寮と合併して今の印刷局となれり、活版の業これより進む。石版術は横濱開港の始、既に米國より傳へられ、銅版術の如きは、石版術に先ちて早く我國に傳はれり。明治初年太政官札を發行するや、之れが製造の任に當りたるは嘗て長崎にありて銅版彫刻の術を習得せる松田敦朝なりき。二年更に民部省の金札、及び大藏省の證券類を製造し、六年銅鑄師梅村翠山亦大藏省の御用を命ぜられ、敦朝と共に大に製版の進歩を謀れり。八年政府は伊太利人エドワルト、キヨソネ及び獨逸人ブルユックを聘し、機械彫刻、電氣彫刻を傳習せしめたり。この間石版術は梅村翠山が門人の米國に至りて研究し來れるあり、奥國人スモリツク及び米國人ボスールドを聘せるあり、銀座四丁目に彫刻會社起りて専らこの道の發展を促せり。七年大藏省印刷局に石版部を置き銅石版交々に其術を進ましめ、十年に至りては既に精巧なる色摺石版を出すを得るに達せり。而

してこれ實に印刷紙の改良進歩を促せる順序なりき。

製紙業の起り 我國印刷紙は淺野の業を創めしを始めとすれども紙幣寮頭得能良介が我國固有の原料を以て紙幣用紙を製造するの計畫を立て、明治八年紙幣寮に抄紙部を置き、試験場を建設し、三椏其他の植物纖維を以て一種の印刷紙を抄造するに至りて、始めて我國特有の精良強韌なる抄紙を得たり。後ち越えて十一年、稻藁を原料として印刷紙を造るに及び、始めて之を諸印紙類、郵便端書、及び官報用紙等に用うるに至れり。民間にありて抄紙事業を經營せしは澁澤の主唱によりて三井、小野、島田組等の資本金十萬圓を以て王子製紙會社を設立せしに創る、即ち明治六年にして英人チースメン、米人ポットムリーの二人を聘し之が製造に力めしが、後ち新聞紙の需要盛なるに及び、力を専ら新聞用紙の製造に用ひたり。この他明治五年時の英國公使オルコック米國商人ウォル等の協同に成る日本製紙會社あり、後ち神戸製紙會社と更稱したるもの是れ也。同八年京都府知事横村正直の獨人を聘して梅津河原に工場を設立したる等抄紙業俄かに勃興し明治八年、二〇一七八封度を販賣せしもの、十年には四十倍額八三四、二〇八封度を販賣するに至れり。

染織業の發展 社會風俗好尚の變遷は延いて織物及び染物業に影響し、歐洲の織物を需要するの勢となるや、七年ジャカード、ボタンなる織物機械を輸入して京都二條河原町に織工場を建築し、翌八年生徒を募りて歐式機業の教授をなせり。東京にありても、佐野常民が奥國博覽會

より購入せる同機械を以て八年其使用を始め、荒木小平の之が模造を出すに及びて荒木式ジャカードは京都西陣の機業を始めとして足利桐生の各地に使用せられ、其聲價頓に上りて我機業界一新の時期を劃せり。かくて我國獨特の技術たる西陣織物は京都府知事榎村正直の熱心なる奨励によりて、新式機械の輸入によりて、驚くべき進歩を來し、桐生足利兩地、伊勢崎、郡内等の諸織物も同時に著しく其需要を増加せり。織物の上に於ては洋糸の輸入によりて別に新なる勢力をなせる一種の織物を出せり。五年愛知縣の機業家に筧常左衛門あり、西洋紡績糸を内國産の正藍に染め、所謂双子縞を織出して、各地之に做ふもの多く、同十一年に至りて同地の筧直八及び酒井理一郎等瓦斯紡績糸を以て改良瓦斯糸織、並に綿一樂織を織出せしに、其進歩殆ど絹織物を壓するに至れり。綿フランネルは紀州和歌山より織出して亦全國に及べり。織物實質の一變と共に歐洲染色の輸入は我織物の上に色合柄柄等の進歩を來さしめぬ。從來我國染料の種類少く其方法も至つて幼稚なりしものをして、種類多き染色と變化多き染法とは染色を主とせる友禪形付等の上に其面目を一新せしめたり。就中アニリン及びアリサリン染料は其發色の濃麗に其染代の低廉なるによりて我國染織業者の夥しき需要を促し、八年、京都府知事榎村正直が獨逸に染法を修めて歸朝せる中村喜一郎なるものを備ひ、染術を起して之れを傳習せしめ、或は府費を以て海外に研究生を派する等力めて染法の進歩を計りしに始りて桐生足利等の機業地悉くこの恩澤に浴せり。後ち明治十年京都府に廣行社なるもの起り、モスリン友禪の製

造に従事してより大阪の堀川新三郎なるもの更に之れに一段の改良を加へて所謂寫染法を發明し今日の木綿形付をして此の法を使用するに至らしめぬ。

陶磁器の改良 次いでまた我國陶磁器及漆器七寶の上にも歐洲斯業の影響を蒙れるもの少からず、陶器は由來支那朝鮮の窯法を採用して發達し來りたるものなるが故に、其製造はすべて朝鮮式丸窯によれり。然るに維新後陶器製造法研究の目的を以て澳國博覽會に參向せる納富介次郎の歸來小石川高田村に佛國風の直立圓窯を築きたるに始りて歐洲式の窯法は各地に開かるに至れり。從來陶磁器を以て名ある有田は維新後早く歐洲式の粘土攪拌器、粘土壓搾器、及び轆轤等を輸入して陶磁器の改良を計り其製品は外國人の嗜好に適して海外に輸出するもの其數夥しきに上れり。其他幕府時代に同業を以て有名なりし瀬戸、九谷は寧ろ當時其名を知られざりし福島縣會津の本郷焼、愛媛縣の砥部焼等に壓倒せらるゝに至れり。技術に至りては納富介次郎、河原正治、丹山陸助等が澳國博覽會に派遣せられし際其研究を齎らし歸りし石膏型の使用を第一として瀬戸其他の製陶業者はこの術を傳ふるもの多きを出せり。次に銅版を以て陶磁器に繪付けを爲すことは、已に天保年間我國に傳へられたるも、酸化コバルトの輸入以前は支那輸入の吳須に糊及油を混合して銅版に塗布し之れを素地に附着せしむるが如き幼稚の法を免れざりき。而かも明治六年澳國博覽會の開設せらるゝに際してはこの法によりて彩色を施したる陶器を出品し其後もなほこれを以て外國輸出品に適する珈琲碗、肉皿等の繪付を爲したり。而

して維新後歐式製陶法を以て最も顯著なる發達をなせるは岐阜縣美濃焼となす。漆器は寧ろ外人の嗜好が其輸出額に變動を生せしめたるが如き傾向少からざるも、技術の上には歐洲の影響を受けたるは少きが如し。漆器に名あるは、石川縣の金澤、山中、輪島及び福島縣の會津等にして専ら内地の需要を充せり。金澤には維新後鶴田和三郎出で、宗哲風の漆法に長じ、後年布目塗を發明したり。山中は明治三年の頃多少海外にも輸出せしが多く内地販賣を主とせり。輪島は堅牢なる食器を製するを主としたるを以て嘗て其聲價を失はず、明治十年避福社なるものを組織して漆工取締規則を設け製法に改良を加へらるゝもの少からざりき。會津は明治戊辰の役に職工離散して一度其職を失ひしも明治二年政府の保護によりて僅かに恢復し尋いで今日の盛況を呈するに至りし也。海外輸出の漆器は紀州黒江の産を第一とし安政條約の締結せられし以後、各分業を以て其技術を磨き歐洲、支那、印度等に輸出するもの年々に増加せり。第二を静岡となす。静岡の漆器は嘉永三年米國船の下田に碇舶中之が販賣を試みたるに始り、横濱開港の後は静岡の漆器商同地の駿府町人拜領地に商店を開きて漆器を外人に販賣し、卓子、書架、文庫等歐洲式家具を専らとせり。殊に歐洲人の賞玩するは、蒔繪漆器なりと雖も、蒔繪は本邦特有の美術にして特に記すべき事あり、別に美術の章に説明する所あるべし。

歐風建築起る

歐洲文明が我建築及造船業の上に影響したりし状態は結果が證明する所を以て知るに足るべしと雖も、其沿革に溯る時は亦多少の興味なしとせざる也。文久二年品川御殿

山に建築されたる木造の英國公使館は我國歐風建築の開祖なりと雖も、此の公使館は幾何ならざるに浪士の焼く所となれり。尋いで幕府は芝區田町に外人接待所を設けたりしが、これ亦粗造なる歐風建築なりき。固より神戸横濱の開港地にありては歐米人の來住するもの其數を増すと共に歐風の建築をなすもの頻りに起りしは言を待たずといふべし。煉瓦造りの歐風建築としては大藏省所轄の分拆場は我國の始祖なるべく、此の建物は明治二年英國人ヲートルスの設計に成りたるものにて、同五年の建築にかゝる霞關兵營、竹橋陣營の如き亦同人の設計に成りたり。尋で同人は東京銀座市街家屋の建築設計を擔當したり。而してこの建築は明治五年に起工して同八年に完成し、日本に於ける歐風の模範的市街を作れり。後ち政府は佛國人ボアンピルを聘し、工部大學及印刷局を建築し、英國人コンダーを聘して上野の博物館を設計せしめたり、これ實に歐洲建築の完全なる模範を示すの意に出でたるなりき。其後に於ける歐風の家屋は大抵コンダーの設計に係るもの多し、東京大學法文科、鹿鳴館(現時の華族會館)永代橋側の開拓館等皆明治十二三年の頃を以て起工したるものなり。

煉瓦製造の起原

歐風建築に必然伴はるべき煉瓦の製造は既に幕府時代和蘭人より傳習せられ、安政年間長崎飽浦に製鐵所を建設したる際同工場建築用の煉瓦を製造したるに始れり。後明治二年大阪造幣局を設立するに當り、其の建築用の煉瓦を製し明治五年銀座市街の家屋を建築するに方りても、英國人オートルを顧問とし、東京府下南葛郡飾小管村の舊町會社穀倉にホフ

マン式の輪層窯を築きて煉瓦を造りたるに其成績良好なりしより、爾來ホフマン式製造所到着處に行はるゝに至れり。又耐火煉瓦の製造は西村勝三の始めて着手したる所にして、品川白煉瓦製造所の前身となす。明治九年澁澤榮一が瓦斯局長たるの時西村は之が副たりき。時に上州高崎地方に石炭脈發見せられたりと報するものあり、瓦斯局乃ち技師佛人ベレグレンを特派し之を視察せしめたるに、炭脈は品質劣等なる褐炭にして瓦斯局の使用に適せざりき。然るにこの際ベレグレンは別に同地方に於て耐火煉瓦の原料粘土を發見し、再三之が試験をなしたる結果成績頗る良好なりしより、西村は瓦斯局の一事業として耐火煉瓦の製造をも併せ營せんとし澁澤と謀りて時の東京府知事楠本正隆に建議せり。楠本は結果未定の事業に資を投ずるの不可を主張し遂に許可せざりき。西村之を遺憾とし自ら經營すべく其頃瓦斯器械購入の爲め渡歐中のベレグレンに其設計を托しベレグレン歸來後假工場を建て之が製造を創めしに其結果大に見るべきものあり、かくて瓦斯局は直に之を輸入品に代用するに至れり。尋で明治十二年工部省は深川清住町にセメント製造及白煉瓦製造の模範工場を設立するに及び、西村之を拂下げて工場を品川に移轉し、品川白煉瓦製造所と改稱したり。

造船業沿革 造船事業も幕府時代既に肥前飽浦及相模横須賀等に船渠を設け工場を建て、一時事業に着手したる事ありしも、維新後始て斯業の盛大を致し、横須賀造船所に修築を加へ、飽浦造船所は一時明治政府の手に修理せられしも後三菱會社に拂下げて、三菱造船所と改稱せり。

其他なほ廣島縣吳港に船渠を設け、今日政府所有の船渠中雄なるものとなせり。政府は又明治四年金澤藩商社の設立せる兵庫縣川崎東出町の製鐵場を買上げ、兵庫製作所と稱し、工部省の所屬たりしが、其後兵庫造船所と爲り、後ち川崎正造に拂下げられたり。現時の川崎造船所これ也。又幕府時代水戸藩の創設したる石川島造船所は維新後これまた一たび主船局の所轄に屬せしが、同九年主船局の廢さるゝに及び、平野富二郎なるもの之れを十年間借用の許可を得、石川島平野造船所と稱し後ち株式組織の會社と爲して石川島造船所と改稱したり。

内國勸業博覽會開催の因由 こゝに明治十年第一回内國勸業博覽會の東京上野に開設せられし因由を尋ねて本章の結尾となさんか。抑も歐洲に於ける萬國博覽會は千八百五十一年英京倫敦に其第一回を開きたるに始り、千八百六十七年其第四回を佛京巴里に開けり。この時に方りてや、徳川民部大輔は幕府の命を奉じて、之に參會し、日本人の眼に始て博覽會なるものを見たりき。維新後明治四年、米國桑港に工業博覽會の開設せらるゝに方りては、政府は東京府下の商人をして若干の出品をなさしめ、府吏を派して之を監督したりき。尋いで明治六年澳國維納に萬國博覽會の開設せらるるや、我政府は博覽會出品其他の事務に關する費用一切を支出する事と爲し、美術、學藝、工業上の製作品より人民の風俗、生活の状態を示すべき器具に至るまで悉く其標本を蒐集し、完美なる日本品陳列所を設けて、大に歐洲人の目を驚かしたり。これ實に日本が歐洲に紹介せられたる始めなりといふべく、歐洲人が日本の物産に向つて少なからぬ嗜好

を喚起したるこの博覽會の如きはあらざりき。我が澳國に向つて出陳する一切の物品は豫め日比谷門内に博覽會事務局を設け大隈大藏卿を總裁に議官佐野常民を副總裁に任じ、山下門内の博物館内に陳列して兩陛下の天覽に供したる後ち佐野副總裁は出張員七十七名博覽會事務參與員獨逸人ワグネル其他出品人諸職工と澳國博覽會に臨みたりき。これ一つは我が物産を彼に示して我が貿易を増進せんとするの目的に出でたりと雖も、他の一つは、此機會を利用して歐洲の工藝技術を傳習せんとするの目的を有したりし也。而してこの目的は二つながら良好の結果を得、各種専門の研究を齎らして歸來せる出張傳習生は或は陶器着色繪に、或は石膏摸型に、或は銅器製造に我が工業界に貢献する所鮮少ならざりしと同時に、外人が嗜好を察し得て適當なる輸出品を製出するに至りしは誠に悦ぶべき處置なりしといふべし。以下當時の技術傳習生を擧げて上述産業史と照會するの便に供せんか。

- | | |
|---------------|-------|
| 養蠶法 | 佐々木長淳 |
| 樹藝法 | 津田仙 |
| 山林法 | 緒方道平 |
| 活字、紙型、硝子、鉛筆製法 | 藤山雅彦 |
| 測量器、針盤製造法 | 藤島常興 |
| 時計、電信器械製造法 | 田中精助 |

- | | |
|--------------|-------|
| 製絲法 | 田中文助 |
| 機織法 | 伊達彌助 |
| 染色法 | 中村喜一郎 |
| 陶器製造法 | 納富介次郎 |
| 同 | 河原忠次郎 |
| 石膏型製造法 | 丹山陸郎 |
| 製絲法 | 石井範忠 |
| 眼鏡、寶石大理石類琢磨法 | 朝倉松五郎 |
| 木器革類塗法 | 齋藤正三郎 |
| 卷煙草製造法 | 竹田毅 |
| 石版畫、製圖法 | 岩橋教章 |
- 而して該博覽會に出品せんとするに先ちては出品解説を著はして普く之を世人に分ち、博覽會の實況を示すが爲めには澳國博覽會筆記、同見聞録等あり、當時世人の智識を啓發する事決して鮮少にあらざりき。我國内國博覽會の開設實にこゝに胚胎して我國産業の發達は實にこれより生まれりといふべき也。

明治初期の輸出入一覽

我が明治初年より同十年に至る金融界並に産業界に於ける内外混淆紛糾

の時代状態は略々以上を以て其概要を説明し得たるべきを信す。而かも我が貿易状態に至りては鐵道敷設と云ひ、軍艦製造といひ、兵器整頓といひ、外人雇聘といひ、衣食住の變化といひ、従來の物品を以て我用に供するに足らざると共に廉價にして珍しき外來の物品に向つて我が國民の嗜好を促し従つて年々巨多なる輸入超過を見るに至りたるもの誠に其止むを得ざるに屬せり。左に輸出入表を掲げて其一般を示す。

年度	輸出總額	輸入總額	輸出超過	輸入超過
明治元年	一五、五五三、四七三	一〇、六九三、〇七二	四、八六〇、四〇一	—
同 二年	一二、九〇八、九七八	二〇、七八三、六三三	—	七、八七四、六五五
同 三年	一四、五二三、〇一二	三三、七四一、六三七	—	一九、一九八、六二五
同 四年	一七、九六八、六〇九	二二、九一六、七二八	—	三、九四八、一一九
同 五年	一七、〇二六、六四七	二六、一七四、八一五	—	九、一四八、一六八
同 六年	二一、一四二、〇一五	二七、六一七、二六四	—	六、四七五、一四九
同 七年	一八、七八〇、〇七九	二二、九二四、五八七	—	四、一四四、五〇八
同 八年	一七、九六七、九三〇	二九、三三二、四四七	—	一一、三六四、五一七
同 九年	二七、二二五、一五七	二三、四七八、三〇八	三、四七六、八四八	—
同 十年	二三、三四八、五二二	二七、四二〇、九〇三	—	四、〇七二、三八一

而して其重要なる輸出品と並に其輸出額を明治初年より同五年に至る間に求むるに、なほ殆んど農産物以外指摘すべきものを見るを得ざるが如き、左表に示す所によりて當時未開の状態知すべきのみ。

品目	年度				
	元 年	二 年	三 年	四 年	五 年
生 絲	一一二、三九五 ^斤	七二六、〇四六 ^斤	一、六八三、三六二 ^斤	一、三三三、四三五 ^斤	八九五、五〇〇 ^斤
髮斗絲	六、二七〇九	九三、六六七	七四、九三八	一五一、一一〇	二二七、八三九
玉 絲	八、四五四八	六二五	三、〇一六	五、九九一	一五、七〇七
屑 絲	一三、九八六八	一一二、八〇三	一〇三、四五七	二三三、三八三	三五一、二三一
眞 綿	三、二七四九	七九、一五七	一〇二、六六八	四八、二九六	一一二、六九五
蠶卵紙	一八八、六三二 ^枚	一三七七、四九三 ^枚	一、三九七、八四六 ^枚	一四〇〇、〇二二 ^枚	一、二八七、〇四六 ^枚
繭	三三〇 ^斤	—	一五三 ^斤	四、九九〇 ^斤	—
屑 繭	一、〇三九	一三、八四九	一一、一三六	一四、六四九	—
殼 繭	一五、六五二八	一八八、六三七	一一八、四八〇	三八二、二六九	四四四、八四九
茶	七四三、九二二四	六四二四、一五六	一〇、八一六、三三二	一二七二八、三九六	一二七三九、三九九
番 茶	一九五、一二四六	二〇一六、三四九	一、〇三八、四一六	九九五、四八八	一五〇七、三六一
粉 茶	七二、五二二三	一五四、九四五	四五九、六五四	三四二、九六九	四八七、五五一
米	一一〇	—	—	—	—
豆 類	五〇〇	二、二五〇	八〇	二、〇〇〇	三、〇四七

産業の發達

爪哇薯	八、五二九四	一二〇、五六〇	四一八、五四〇	一七八、〇三五	二六一、七七〇
煙草	二〇、八二二九	四三〇、八六〇	六四一、七九〇	一二六三、六四一	三五〇一、二二七
麻	七三九	七、四〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇
宋麵	二、八〇四三	三、二五〇	九、八一〇	一〇、八八七	三二、〇三七
木蠟	一三七、三二一八	五〇二、〇三九	四四八、六六一	九三二、五〇三一	七九〇、九六三

五年以降漸く工藝品の輸出額を増加し來るありて陶器漆器花莖麥稗燐寸の如きを出せり。而して其羽二重絹織物の如きはなほ遙かに後年の事に屬せり。斯くの如きの景況なるを以て貿易に關しては十年以降次期の明治史より之を詳説すること、し睡眠時代の貿易はこの表に止むる事となさん。最後に吾人は我が産業界の面目を改め、種々の新事業を興さしめ、新經營を立てて以て國力の發展を致さしめたる大久保利道並に商工業の振興に直接間接最も多大なる力を致して有らゆる經濟社會の首腦たりし澁澤榮一を記せざるべからず。

第七章 交通運輸機關の創設

帝國郵便 明治維新の業をして意外に迅速に其發達を遂げしめたるものや、其之れを意外ならしむべく亦幾多の意外なる理由なからざるべからず、而して草創の日、早く既に國家血液の循環機能たる交通運輸機關の普及整備を致さしめたるもの、如きまた實に其の一理由に居らざるべからざる也。就中驛遞通信の道の如きは驚くべき速力を以て進歩發達したるを見る。驛遞規則

の制定は實に明治元年九月を以て成れり。是れ恰かも明治と改元して一世一元の制を定めたるの日に當り、東北會津僅かに降るの時に屬せり。明治政府が未來に活達健全なる國家を建設すべく先づ國民生活の緊要機關たる血管の整備に力を盡せるの状や想見すべき也。されどこれ遂に血管の洗滌掃除に過ぎざりき。未だ其停滞勝ちなる血液をして新鮮ならしめ、國家全生命の上に新しき活力を附與するの根本的治療には至らざりし也。其根本的新生命を作れる所謂帝國郵便の事業は三年五月前島が驛遞權正となれるの日に於て始まる。

郵便の沿革 抑も當時驛遞の制を見るに、飛脚屋便に仕立便、差込便、早便、並便の四種あり。仕立便は東西兩京の間に發信する政府公文書の速達便にして三日を限り達するを普通とし、賃金は概ね一便二十三兩、外に夜間賊難防護の爲め人夫一人を増すの規定にして十二兩を加へ、一便の賃金三十五兩とす。差込便は仕立便に托送する私書の速達便にして、賃金概ね七八兩より三四兩の間にあり。早便は七八日を費し、並便は半月を要す。而して並便の賃錢もなほ四五百文より二三百文を下らざる也。この故に官信飛脚賃の月額のみを以てするも、なほ千五百兩を要するの状なりき。其不便冗費今日より之を見る殆んど隔世の談を聞くが如し。然るに前島密の職に驛遞の長となるや、先づこの不便を除き冗費を利して官民の信書を共に敏快に往復せしむるの法を講せり。前島が當時太政官に稟議する所の書に云ふ「(前略)信書往來の道自由簡便ならざるより諸般の弊害相生じ沿道不遍交際不厚様成行候に付追々官行郵便の方法相設け國

内普く信書の往復自由ならしめ候様致度就ては今般之を試み候爲め先づ東海道筋西京迄三十六時間大阪迄三十九時間の郵便法を相開き公事私用に不拘低價を以て継ぎ送り上下の便を起し度且其手續極めて簡易ならしめん爲め書狀賃錢切手發行致候間別紙の件々御了解至急御評決夫々御布告有之度依之御布告案並に規則書共相添へ伺候也」と。布告案亦稟議書と多く異なるなし。これ實に我國郵便制度の萌芽なりき。時恰も政府は特例辨務使上野景範を英國に派遣すべき必要を生じ、前島密は之れが副使として同年六月廿三日横濱解纜の米國郵船を以て出發すべきの命に接せり。乃ち前島は後事を杉浦讓に託し傍ら歐洲に於ける郵便事業を視察すべき好機を得て發途に就けり。かくて前島が計畫せる郵便法は四年正月を以て西京大阪の間に設置せらるゝに至り、前島はこの間歐洲にありてローランド、ヒル氏の創意にかゝる遠近均一郵便料金法に就いて深く窮むる所ありき。越えて同年八月前島の歐洲より歸來せる日は太政官制改革の後に屬し郵便は更に京濱間にも實施せらるゝに至りて、舊來の飛脚屋業者が郵便廢止を強請して止まざるの時に當れり。加ふるに官制改革の結果は杉浦驛遞權正は他に轉じて濱口儀兵衛の驛遞頭に任せらるゝあり、郵便事業の上に多大の抱負を持して歸來せる前島は暫く傍觀の位置に立たざるを得ざりき。こゝに於てか彼自ら請うて驛遞頭となり、五年三月始めて全國に郵便を實施せんとして郵便規則を頒布し七月より之を實施し始めぬ。前島が立案せる要點は第一遞送の速度を舊來の飛脚屋に比し東西兩京間に於て六時間の短縮を計り(當時の三時間)この比例を以て

脚夫が走行速度を一定して一時間(今日の二時間)五里となせり。第二郵便物の重量によりて賃金を一定するの法を制し歐洲郵便物重量と單位を略ぼ同うして一般信書を四匁となせり。第三郵便税額を均一にして二百文とし切手を貼付せしめ、別に端書を發賣せり。而して他に海路速達の法を講せんとし、岩崎萬造、高崎長左衛門等を勸誘して、藩制廢止の後ち諸藩より引上げたる汽船を以て一つの運輸會社を起さしめ名づけて郵便蒸氣船會社といへり。これ實に明治四年七月なりき。蓋しこれより先き通商司の保護の下に起れる廻漕會社の事業振はざるより、一方貢米輸送の便に供し一方郵便物遞送の用に供せしめんとしたるなりき。然るに人既に適當ならず、時未だ到らざるより事すべて失敗に歸したるを以て内地沿岸の郵送を廢せしめ、五年冬琉球藩との間に定期郵便航路を開くに及んで同會社をして之に従事せしめぬ。これと同時に岩崎彌太郎は舊土佐藩の汽船を主として三菱汽船會社を起し運輸の業に任じたりしが、郵便蒸氣船會社の内地沿岸に失敗するや代りて其業を繼ぎ後明治七年臺灣征討の役外國汽船會社は局外中立を守り軍事輸送を拒絶するに及び、三菱汽船會社は奮つて之を請負ひ、遂にこれより我が海上に於ける一大勢力となれり。郵便送達の法は斯くの如くにして海上にも其便を計れる時陸上また馬車集配を開始して大に其發達を計れり。而して三百年來之を代々にして傳へ來りし飛脚屋業の其職を失へるに對しては、其傳馬廢止の後を承けて旅客貨物の運輸を營ましめぬ。所謂内國通運會社これ也。

貨幣郵便・郵便爲替・郵便貯金 されど郵便法は其始めにありては豫期するが如き効果を收め得ざりしや固より言を待たず、其間種々の障害に抵抗し一意改良發達を計りて漸く之を完成せしめたる前島密が功は我が交通發達史上遂に逸すべからざる要件に屬せり。殊に後ち明治七八年に於ける郵便爲替、及郵便貯金實施の如き、不熟練なる吏員を使用し不完全なる警察保護の下に立ちて、銀行其他の金融機關を有せざる時代に、克く其効果を收め得たりし事や、寧ろ其大膽に驚かざらんとするも亦得べからざる也。郵便爲替開設前に於ける金錢輸送の方法は貨幣郵便と名づけ貨幣封入の郵便を遞送せしめ、遞送人には常に六連發のピストルを携帯せしめ以て賊難防護の具となせりき。かくて明治六年前島密は郵便爲替開設の稟議をなし、政府は資金亡失の難を恐れて一たび之を斥けたるも七年其宿請を容れ國庫金若干萬圓を下して郵便爲替を開始せしめぬ。前島こゝに於て政府附與の資本を基本金とし、外に補充金を備へんが爲め、一、郵便取扱役をして私金若干を貸上げの爲め準備せしめ、この金員に對しては相當の利子を附する事とし、二、大藏省より各府縣に廻附する金員は驛遞寮に於て送附の任に當り之を便宜振替融通するを得せしめ、三、府縣廳より其管内郵便局へ拂渡金の取換をなさしむる事とせり。斯くの如くにして先づ大都會百ヶ所に之を實施するに決せり。これ實に我が郵便爲替の濫觴なりとす而してまた之と同時に郵便貯金を開始したり。然るに未だ貯蓄觀念の發達せざる國民に對してこれを勧誘せんとなす、到底不結果たるを免れざる也。乃ち貯金發端資として十錢乃至二三十錢

を細民一千名に與へ、之を直ちに貯金として預けさせ、以て獎勵勧誘の一策とせり。されど發端資によりて貯金を繼續せる預金者は十の二三を止めざりき。以て郵便草創事業の困難にして好果の收め難かりしや想察すべきのみ。

外國郵便 尙一層注意すべきは郵便事業斯くの如く草創の時に屬し、國民一般に郵便觀念最も不明確なる時に方り、外國郵便を開始せる事これなり。明治六年、信書の遞送配達はすべて政府の獨占事業たるべき旨を布達せしも、横濱其他外人居留地にありては、治外法權の爲め此令を及す能はず、横濱居留地の如きは一つの馬車會社をして東京横濱間を往復させ、兩地間にある外人の信書は悉くこれに托送せしめたりき。而して外國より日本人に宛てたる信書の如きは未だ我政府と外國政府との間に郵便物交換條約の成立せざるより、彼等も其依托せられざる信書に向つて手を觸るゝの權利なしとし悉くこれを返戻信書の例に則り本國に返送する也。こゝに於て前島はこの相互間の不便を除却せんが爲めに横濱在駐の外國郵便局と日本驛遞寮との間に假りに郵便物交換條約を結び僅かに一時の急に應せり。時恰かも、米國公使デロングは米國日本の間に郵便物交換條約を締結せんことを勧誘するあり、即ち政府は米人ブライアンを驛遞寮に雇用し六年華盛頓に派して米政府との間に斯の條約を締結し終れり。而して之が實施は入年一月に開始せられぬ。これを外國郵便の發端とす。尋いで十二年英國と同條約を結び、十三年佛國と結び、遂に萬國聯合郵便に加入するに至れり。是れより先き三菱汽船會社は米國太平洋

郵便汽船會社が横濱神戸長崎上海間の定期航海に用ひたるニューヨーク號以下五隻を買収し、政府は之に年額二十五萬圓の助成金を給與して其名稱を郵便汽船三菱會社と改め横濱上海間に定期郵便航路を開始せしむるに至れり。これ實に八年十月に屬す。かくて上海に我郵便局を設けしこれによりて清國一切の郵便を取扱へり。

〔郵便稅收入表〕 左に明治五年より十年に至る郵便稅收入の表を掲げ其發達を示して、郵便普及の狀態を叙するに代ふ。

五年	一七、九六〇
六年	二〇〇、〇〇〇
七年	三二九、六〇六
八年 <small>(自一月至六月)</small>	二三八、三一七
八年度 <small>(自八月七月至九年六月)</small> 豫算	五七〇、〇〇〇
九年度	六五二、八八四
十年度	七五〇、〇〇〇

〔驛時代の驛遞〕 而して後ち十三年度に至りては既に十年度の倍額以上に達したるを見たり。これを顧みて前島密が就職以前舊幕制度に於ける御傳馬、助郷等の驛遞法を見る全く前世紀の人の話を聞くの感あり。帝國郵便の事業と相對して少しく幕制の驛遞法を説かんか。例へば一諸

侯が國道を通行すべしとするに、其通路の宿驛よりは相當の人馬を出して之を臨時驛遞するの法にして茲に加賀侯が中山道を経て江戸に參觀する時は、深谷宿に於て人夫千人、馬百疋を要すとせば、其近傍に於ける本助郷十箇村は人夫七百人、馬七十疋を出し、加助郷十箇村は人夫三百人、馬三十疋を出すの比例を以て人馬共に種々の勞役に服するの法也。然るに其勞銀少く民の苦情を訴へるもの各驛皆然らざるはなかりき。而して前島の出づるや半ばを舊飛脚屋の通運業に委ね他半通信小包の業を擧げて政府の獨占とす、便否同日の論にあらざる也。

〔電信の創設〕 日本に於ける電信は明治二年八月始めて開設に着手せられたり。固より電信機の日本に渡來せるは既に嘉永六年米國提督ペルリの該機二臺を將軍に寄贈せるに始ると雖も當時何人も之が使用を知らず、藏して倉庫の一隅に置かれしのみ。後ち明治維新に及び先づ電信の用を教へられてこゝに之が創設を決し、當時外國判官たりし寺島宗則等は本邦燈明臺備英人ブラトンに囑して二年八月英人ギルベルトなるものを電信技師として備聘し、横濱燈明臺役所より同港裁判所間に架設せるを我國に於ける電信の嚆矢となす。越えて同年九月横濱裁判所東京築地運上所間の新線成り、こゝに漸く東京横濱間の文明利器による通信連絡は成されぬ。次いで十二月築地外務省より築地傳信局に連續せられ爾後各官衙に之が連絡を計れり。後ち四年八月長崎陸路の工事を開くに及びて電信は切支丹波天連の魔法なりとせられ、一般に之を憎み之を妨害し電線を斷ち、電柱を倒し爲に屢々之が復舊工事を要せらるゝ如き幾多の困難ありしと

雖も、幸に其工事を進むるを得て五年四月には既に京阪間の工事を竣工し、西京に電信局を開き又始めて赤間關海峡に海底線を沈置したり。

電信の一般的使用 然りと雖も明治四五年の頃に至るまでは電信の便主として官用通信と之れが傳習の用にのみ供せられたるが如く私信の利便は殆んど見るべきものあらざりしに、明治六年始めて電信條例並に電信取扱規則の制定せらるゝあり、こゝに甫めて電信の一般的使用を許すに至れり。實に明治六七年の交は日本に於ける電信史上一大革命期に遭遇したりといふべく、當時既に電信機の製造所は設けられ爾後數年を出ずして内國製品を用うるに至るべき運命をすら開くに至れるを見る。蓋し電信創設當時に使用したりし通信機はブレードの回針機にしてすべて明治元年の頃に注文せしものに係る多少舊式たるを免れざりしが、二年埃國より我皇室にエムボツソル形のモールス機二臺を寄贈するや三年之を築地郵便局と外務省間に用ひ、好成績を得て四年以後すべてモールス機を用ふることなれりしなり。即ち我が電信機製造所の製作に係るもの亦モールス機に則れる者也。而して電信建設の擴張に隨ひ從來數ヶ年の間普通道路並に鐵道沿線に據り止むを得ざる場合の外には私有地を侵すことなかりしを以て之に關して何等の規定を設けざりしが七年其必要に接して之れが收用法を設定せり。これ亦電信事業發達の一階段ならずとせず、同年十月一方には石丸雲信頭(安正)電信丸船長英人ハスウエル、福田重國英人モリス等の協力探檢により津輕海峡に海底線を沈置したるあり。陸路には東京青森間の二

線及北海道線を竣工せるあり。以て漸く本道に於ける幹部の電線を建設し終れり。更に注目すべきは當時海軍に於て既に無線電信の使用を實地研究しつゝありしこと是れなりとす。後ち日露の戦役に方りて之を用ひ偉大の成果を擧ぐるに至りし種子は實にこゝに胚胎したりといふべき也。次いで八年四月始て海底線を相模馬入川に沈布し又九年始て建築擔當區域を設け、長崎線を七區に青森線を六區に別ち每區建築官を置き新築修理に任ずるに至れり。これより稍々組織的通信の實を擧ぐるに近けりといふべく、碍子(インジュレトル)の如きも從來外國製を用ひしものに代へ同年肥前有田に之れが製造を興すに至り漸く内國製を使用するを得る等各方面の發達は着々其歩武を進めぬ。時恰かも十年西南の役あり、政府は切に新線増設の必要を感じて工事を急ぎしを以て九州幹線の連絡、四國線の新設を成すに至り事業は頗る増進するを致せり。

蒸氣鐵道の創設 我國鐵道事業の創設に關しては既に我外國債の濫觴を語るの時に於て英人ネルソン、リーなるもの、我政府より一百万磅の國債借入に對し其全權を委せらるゝに及んで之を倫敦市場に募り、爲に天下の物議を招きたる、傳奇的端緒に出づるものなるを語れり。當時伊藤大隈並に伊達宗城等が計畫する所は東京及大阪京都間及び奥羽、三越より山陽山陰西海の諸道に至るまで全國に鐵道を貫通せんとするにありて先づ大阪兵庫間の幹線、横濱の支線、及琵琶湖より敦賀に達する線路を豫定し第一に東京横濱間を起工するに決せり。かくて經費豫算五十萬兩を以て最初は之を京濱間の商人に委ねんとしたるものなりしも、當時未だ維新日淺く萬

事勿々の際なりしを以て商人等の之を危みしもの多く遂に成效を見る能はずして終りたるが、偶々傳奇的な外債の成立を見るに至り、こゝに始めて民部大藏兩省中に鐵道掛を置き雇外人エドモンド、モートルを建築首長となし、其指揮の下に小野五郎等敷設敷地の測量に従ひ、一方は汐留附近より一方は横濱方面より兩極に起工して連絡せんとしたり。然るに横濱神奈川間にありて大綱山の障阻するあり、約十三町を迂回せざるべからざるに至り、横濱石崎より神奈川豫定驛に至る海面長七百七十間幅三十五間を埋立つることとなり、其中間幅五間を鐵道線路に同六間を公道に供し其餘は埋立主に貸下ぐる事となしたるが、高島香象嘉右衛門之を聞き奮つて自費埋立を出願し許可の日より百四十日を以て其工を了れり。今日の高島町即ち是也。かくて五年五月七日、品川横濱間の全線其工を竣へ一日八回の往復運轉を爲すに至れり。次いで幾何ならず汐留品川間の鐵道竣成して京濱間の鐵道全く通せり。即ち同年八月十二日天皇親臨して開業の盛典を擧げさせ給へり。憶ひ起す幕末の老臣中既に幾多の新知識を有するものありて鐵道事業の如き亦其設計中に屬し、老中小笠原壹岐は米國公使館書記官ポルトマンに交渉し米人の手に頼りて之れが成效を計りし遺圖のなほ存せりしを。寔にこれ慶應三年十二月なりき。若し夫れ幕府をして能く百般の文明を吸収し利用するの日をなほ數年の前に置かしめんか、維新の業なほ未だ知るべからざりしものありしや之れを直ちに斷じ得易からざる也。超えて七年五月十一日神戸大阪間の線路亦竣成を告げたり。恰かも京濱間に其業を起すと相前後して大阪神戸兩所

の出張所は開かれ關西鐵道局と命名せられて其測量工事に着手したるなりき。次いで九年七月大阪向日町間、同九月には京都大宮驛間に開通し十年二月五日遂に京都本驛に達し、聖駕の親臨を仰ぎて京神間鐵道開業の式を擧げたり。即ち之を以て我が鐵道事業の第一期を畫すとすべし。

私設鐵道事業の萌芽 本邦私設鐵道事業の發端は東京青森間の鐵道を布設經營せんとする華族一部の財團によりて計畫せられたるに始まれり。動機は實に舊阿波藩主蜂須賀茂韶の英國留學先より遙かに書を寄せて汽車鐵道の利便を説き同族間に之れが敷設を慫慂せしに基き、遂に明治六年三月池田、細川、山内、龜井、毛利、伊達、松平等諸侯の太政官に向つて請願企畫する所に係れり。これより先き高島嘉右衛門は明治二年の頃にして早くも青森鹿兒島間の鐵道を營み兩極端を三日半に聯結し「日本を三十五里にするの計畫」なるものを立て之を伊藤大隈等に陳言したる事ありといふ。高島の目的とする財源亦華族にあり、こゝを以て蜂須賀が斯業經營の事を慫慂し來れる時は恰かも同一目的を以て高島又華族間を勸誘せるの際なりし也。既にして華族等の企業に關する私設鐵道の計畫成るや、先づ東京宇都宮間の工事に着手するに決し資金二百五十萬兩を以て建設は高島、會計は澁澤榮一とし、資本主代表者を前島密となせり。是れ實に明治八年の事に屬す。然るに當時政府の之に對する許否の論は紛更交々至り、遂に井上馨の提言する所によりて東北鐵道設立の計畫に代ふるに既成官有鐵道の拂下請願をなさしめんと

し廟議之に決せり。こゝに於て東北鐵道創立者亦之に賛同し、八年六月華族二十一家は澁澤榮一を代表者として鐵道拂下營業一切の事務を委託したり。かくて同年十月是等の華族は代表者澁澤を透して鐵道新設の議を止め既成鐵道拂下に變更の願書を太政官に提出し同月十三日附を以て其許可を得たり。拂下價格三百萬圓六ヶ年賦として七月十二月二期に納付せしめ、上納金に對しては一ヶ年六朱の利子を附し代價皆済の上に於て鐵道を下附せらるゝものとなせり。後ち拂下代價は三百十萬圓となり、六ヶ年賦は七ヶ年賦に改めらるゝに至れり。之れ即ち東京鐵道會社なりとす。越えて九月八日政府並に發起者間に鐵道拂下條約の調印あり、力めて會社側に寛大に幾多の特典を附與せられたるものなりしも該新設會社の事業は後ち漸く二回目の上納金を支拂へるに止りて解散せらるゝに至れり。蓋し政府が華士族の金祿をすべて公債處分として整理せんが爲めに金祿公債證書條例を制定せるに出でたる結果なりとす。實に該組合解散は十一年三月にして彼等の行動は影の如くにして來り、影の如くにして去り何等の印象を遺さざりしとはいへ、澁澤は其還附せらるべき既納金額を委託せられ後ち海上保險會社の設立に充て我國保險會社の急先鋒をなせり。亦其片影ならずとせず。

汽船會社の創立 海運の業は海國に於ける唯一の生活能力なると共に少からず政治的關係を有するが故に其明治年間に於ける斯業起伏の概要は既に政治史と共に之を録したるも運輸業發達の狀を示すべくこゝには再び其序を追うて之を記さるべからず。明治二年三月東京靈岸島と大

阪中ノ島との兩地に廻漕會社の設立せらるゝありて専ら京阪地の貨物運輸に任じたるもの、之れを汽船會社設立史の第一頁となす。蓋し政府の保護の下に成り中央政府の所有船及大藩の依託船を運用し通商司の所管に屬せる官民合資の會社なりとす。其營業法は主として責任を船長に歸し會社は政府所持船に對して荷客運賃の一分を收め、石炭、仲仕、解賃等は實費支拂を受け、船員の給料は船長の請負となし、一切の收入より諸費を引去たる殘額は之を通商司に納付すべきものとしたり。然るに諸藩の依託船に對しては運賃收入より會社手数料の一分と仲仕人足、解賃等の實費を引き去りたる殘金を船長に交付する事となし、船長は荷物の濡傷、紛失に對し之が辨金の責に任せしめたり。かくて其收益見込の如き充分なりしにも拘はらず經營其人を得ざりしが爲め僅々二箇年に十二萬圓の負債を生じ遂に閉社の止むなきに至れり。

我沿海航業を獨占したる外國會社 明治二年に起れる廻漕會社は其實我開國と同時に來りて横濱、神戸、長崎より上海方面に亘りて定期航路を開き我沿海の航業を獨占したる米國太平洋汽船會社即ち四番船に對抗して興されたるものなりし。しかも其基礎脆弱にして幾何ならざるに早くも其敵にあらざるを證したれば政府は更に第二の計畫を立て明治四年五月一層其保護助力を厚うし三井八郎兵衛の手代吹島四郎兵衛等をして新に廻漕取扱所を開設せしめ一切の用船は之を擧げて廻漕會社より引継ぎ營業せしむるに至れり。これかの日本郵便蒸氣船會社なるものにして藩制廢止の爲め諸藩より引き上げたる汽船の如き悉く該會社に下附せられ、且つ大藏省より六

十萬圓を下附し、大に其規模の大を期せり。澁澤榮一、岩橋萬造等専ら之れが經營に任じ、政府にありては前島密亦主任官として其力を之に注げり。かくて一般貨客の外、貢米輸送の任に當らしめ、尋いで郵便物運搬の事を托せんとするの計畫なれりしも用船多くは老朽にして久しく競争に堪えず、敵は米國太平洋汽船會社の外に有力なる三菱會社を加ふるに及んで全く自立し能はざるに及び社運甚だ振はずして明治八年終に解散の不幸を見たり。

〔三菱對四番船の競争〕 土佐藩士岩崎彌太郎は其儕輩の擧つて政海に志を伸べんと欲するの時獨り自ら實業界に身を興さんとし其偶々土藩所有船管理の任に在るを利用し内三艘の汽船を借受け九十九商會なる運漕會社を起し、明治三年の頃東京、大阪、高知間を隨時廻漕に従事したりしが、幾何ならずして之れを解散し、三川商會と改稱し、越えて四年七月廢藩置縣の事あるや、其藩所有船舶を廉價に買受け六艘の汽船と二艘の曳船と一艘づゝの脚船、帆船、庫船とを以て大阪に本店を置き東京に支店を設け更に三菱商會と改稱して其業を盛んにせり。郵便蒸氣船會社の先づ倒るゝや、八年郵便物遞送の用務を奉ずるに及び、更に郵便汽船三菱會社と改稱したり。これより先き明治七年にして佐賀の亂あるや、三菱會社は政府の命を奉じて之が役務に就けり、然るに又幾何ならずし臺灣征討の事起るに及びたりしも其事業の困難到底佐賀亂の如き小輸送を以てして能く遂げ得べきにあらず、政府この故を以て之れが輸送を米國太平洋汽船會社に交渉する所ありたるも當時米國は局外中立を嚴守し同會社に命ずるに交渉に應ずべからざ

るを以てしたり。政府遂に止む能はずして遽かに百五十萬六千八百兩を支出し十三艘の汽船を購入し之れを其輸送に充てんとしたるも、當時未だ適當なる運用監督に任ずべきものあらず、爲めに大に艱めるを聞き、三菱會社は書を政府に建じ弊社所有の汽船數艘を以て敢て國恩の萬一に報せんとすと、機を見るに敏なる遂に廟議の容るゝ所となり、購入船舶を擧げて三菱に交付し軍隊及糧食の輸送に任じ其急に應せしめたり。征臺の役終るや政府は三菱の功勞を嘉し軍用船一切を之れに給與し、郵便蒸氣船會社解散後に於ける該會社所屬船十八隻も亦政府に購入して更に三菱に下附し明治八年より以降十五ヶ年間航路助成の爲め年金二十五萬圓を下附すべき特典を與へり。三菱こゝに於て始めて從來沿海の航業を獨占したる太平洋汽船會社と相對峙するを得たり。即ち競争はこれよりして眞面目に始められんとする也。蓋し三菱のこゝに至れるは一面廟堂に大久保利通、大隈重信のありて大に力を彼の爲めに假す所ありしは實に三菱成效の主因なりとす。かくて太平洋汽船會社との競争は開始せられ猛烈激甚なる苦戰を経て數月に涉り、巨大の資本を擁して絶東の海上に久しく雄飛したりし遠來の客は遂に倦怠の色を生じ漸く妥協を求めんとするに至れり。三菱即ち政府に獻策して太平洋汽船會社が日本太平洋沿海より清國上海に至る定期航路に使用したるニューヨーク號以下三隻の汽船並に神戸、上海等に於ける倉庫等陸上設備の一切を八十一萬弗を以て買收し三菱は直ちに其下附を受くるに至れり。こゝに於て我近海の航權全く三菱の手に歸するを得たり。

日本海上王 次いで九年、英國の彼阿會社は來つてまた三菱に對抗すべく新に上海横濱間の航路を開けり。米國太平洋汽船會社と戦へる傷痍なほ未だ癒えざるにまたこの強敵に接す、三菱の困難思ふべき也。競争は少からず兩會社を損せり。而かも三菱の益々出で、益々激甚を加ふるや彼阿會社は爲めに之が銳鋒を避けざる可からざるに至りぬ。かくて政府はこの競争後航海助成金二十五萬圓の内二十萬圓を上海線に其他を日本沿海並に朝鮮釜山に至る各港間線に供するものと定め愈々其發展を確實ならしむるを得たり。爲めに三菱の向ふ所一人の敵なく太平洋岸より北は北海道に及び日本海に出で更に釜山、上海に及ぶ海上航行の實權は全く其掌中に握られたるものなりき。時恰も十年西南の役あり、三菱は重ねて軍隊糧食輸送の任務を帯び其上海航路を除くの外一切の船舶を擧げて悉く軍用に充てたり。然るに西南の戰雲漸く定まらんとしてなほ且つ晴雨知る可からざるの時、如何なる場合にも決して機を逸するなき岩崎は政府に汽船の購入を迫り急に應ずべくんば現在數を以てしては到底不可能なるを以てし遂に政府より七十萬兩を得自家の資金三十八萬兩を之に加へ、新に十隻の汽船を購入し益々其業を擴張せり蓋し當時の經濟界にありて三菱の如き大規模の會社事業は他に見る能はざりし也。土佐の小參事岩崎彌太郎は今や日本海上王たる岩崎彌太郎となれり。

第八章 思想界の變遷

外來思想の影響せし程度 本史劈頭に於て、明治維新の業は單純直覺的にして、現實々際的な我が國民思想の最も明瞭に、現顯發揮せられたる理想的革命なる事をいへり。されど國民本來の素質をして斯く迄遺憾なく、其善美なる特色を發揮せしむるを得せしめたるものや、一つにこれを外來思想の誘導教養の功に歸せざる可からざる也。さればとて其外來思想の我が精神界に影響すべき範圍は、なほ我が本來素質の咀嚼し消化し得べき程度ならざる可からざるが故に、其間自ら幾多の新來思想中に就きて適當なる取捨制限の施さるべきや亦必至の現象なりとす。この故に印度アルヤ、若しくは南方漢族(或は苗族)の嘗て我が思想界に齎らせる虛無思想の如きは、徒らに畸人傳、隱逸傳、奇人談、先哲叢談等に残りて全く常道の外に立ち、我が國民本來思想の上には殆んど何等の影響する所あらざるが如く、我が民族の歴史的堆積に成れる根本素質と相容れざる外來思想にありては、遂に我が歴史上に及ぼせる價值の至つて輕微なるべきを信せんとす。蓋し歴史は直ちに歴史なる也。假令吾人は意思の自由を認むといふとも、此れによりて作られたる行跡に見る時は、必ずや因果の規律は之を脱する能はずして、長き時間の中に一線に延長せられたる自然の羈束は遂に人事の變遷を以て偶然唐突のものたらしむるを得ざるべき也。我國維新の憲法たる明治元年の政體書は「天下の權力總て之を太政官に歸す、則ち政令二途に出づるの患無からしむ、太政官の權力分て立法、行政、司法の三權とす、則ち偏重の患なからしむる也」といひ、又「立法官は行政官を兼るを得ず行政官は立法官を兼るを得

す云々」といへるもの、これ正に一千七百九十一年佛國革命政府が發布したる人權宣言書中の分權説としてモンテスキューが唱道する所に準據したるや明かなりと雖も、唐の貞觀制度に則れる我が大寶令は既に三權分立の萌芽を示せり。この故に維新政府が僅かに律令格式の斷片と福澤諭吉が「西洋事情」等を斟酌してかの政體書なるものを制するの時にありても決して相背戻すべきあるものを見出すなく却つて按排調和の宜しきを得たるものや、偶然にあらざる也。斯くの如く我が維新政治の一要素たる新思想の輸入に對しては少くとも我が本來の素質と相融和せしや否や、及び其與ふる効果の大小を衡量して以て之が判定を下す時は自らにして福澤諭吉の「西洋事情」が其刊行二十五萬部以上に達して我思想界を一新せしめたる所以、加藤弘之が其極端なる天賦人權説を捨て、進化哲學を應用せる人權新説に進める思想變遷の理由、中江兆民が所謂自由平等を唱へて遂に歴史の力に抗し得ざりし所以等擧げて知悉すべきのみ。

【新思想界の三大家】抑も我國の西歐諸國と接觸するの始めにありてや、専ら蘭學によりて世界の大勢を見、歐洲思想を解釋せんと試みたるなりき。然るに蘭學の旨とする所は、理學、化學、醫學、兵學等に止り、政治、經濟、若くは精神界の學問の如きに至りては之れを見る事甚だ稀なりき。寧ろ舊幕當時にありて我を開發し我を導いて世界大勢の舞臺の前に立たしめたるものはかの専門的蘭學の功にあらずして年々和蘭甲比丹より齎らせる風説書の寶物なりといはざる可からず。この故に明治初年に於ける醫學の如きは既に驚くべき發達を遂げ、江戸醫學所が教

ふる所のものにボンベ講義の七科書以外、内科のギエンテルレベルト、ウンデルリフ、外科のストロマイルベルナルト等、生理に、病理に、藥物に、將た解剖、理化學に、各原書を閱讀して辭書の如きも、ゾーフハルマの和蘭辭彙、和蘭譯鍵、カローメルの術語象胥、ポムホフの和蘭辭書、ウエーランドの辭書等殆んど備はらざるはなかりしに反し、政治經濟に關する適當の蘭書なく、また多くの研究者を有せざりしは、直ちに以て蘭學が直接わが政治經濟界、若くは思想界に影響する所の功力少なりしを示すものにあらずや。かくて明治維新の新思想を鼓吹すべく、蘭學以外に新領土を開拓して箕作麟祥出で、加藤弘之出で、福澤諭吉出でぬ。而して箕作、加藤の二人は安政四年蕃書調所の成るや、入つて共に教官となり、前者は英佛二國語により、後者は専ら獨逸語によりて、共に我が國民が精神的進歩の指導者となれり。福澤は安政六年勝麟太郎の米國に使用するや、隨つて共に海に浮び、萬延元年を以て歸朝せるの後ち専ら英學を鼓吹し、後ち「西洋事情」に近世思想を披瀝し始めぬ。この故に箕作によりて開發せられたるものは譯書を待たずして直ちに西洋事情に通じ、嘗て一たびも福澤が「西洋事情」の如きを手にしざりし原書派にして、福澤が「西洋事情」によりて始めて其眼を開かれしものは、全く西洋の事情に接すべき機會も手段をも有せざりし譯書派に屬せり。而して加藤が國民に與へし感化は原書的にあらずして譯書的、譯書的にあらずして寧ろ創作的なりき。蓋し福澤は教育家にして新聞記者を兼ねたる凡俗的著作家にして加藤は教育家にして哲學者たるべき素養を有す

る思索家也。この故に福澤が常識に訴へて首肯し得らるべき解釋を與へ「四海一家、五族兄弟、蒸汽濟人、電氣傳信」を標語せる間に、加藤は自明の眞理を唱道して、凡ての人は平等に造られたり、彼等は造物者によりて固有の權利を賦與せられたりと絶叫しつゝ、多少國民が哲學的思想を要求せり。而して箕作獨り超然の地歩を占め、去つて別に原書の開發の最緊要具たる英語字書の編著をなせり。箕作の著に成り門人堀越愛國の校正増補を経て上梓せられたる英和字書は實に日本英語字典の始祖にして、後に出でたる薩摩辭書は全く之に據りたるもの也。其我が英語界に與へたる功力幾何ぞや。箕作が蕃書調所に判官たるや僅かに十六七歳、而かも既に完全英語を語り、既にイヂオムを解して餘す所あらざりき。而して幕府の海外に留學生を出すこと前後二回、其第一回は榎本武揚、赤松則良、西周、津田真道、内田常次郎等にして蘭國に派せられたる者、第二回は即ち慶應二年十四名を拔擢して英國に遣せし者にして、就中英語の力充分なりしは、中村敬宇、箕作奎吾、菊池大麓、外山正一等大概箕作麟祥の門下なりき。更に維新後に至りては、箕作門下の俊秀は三ヶ所に分れて英語教授に任じ、一つは開成所に於て一つは沼津兵學校に於て、他の一つは静岡學校に於てせり。即ちこれに従事せるは渡部温、乙骨太郎七、蘭鑑三郎、堀越英之助、鈴木唯一等にして傍ら政府の翻譯事業を助けり。其他或は藤倉見達の燈臺事業を起し、山岡二郎の染物事業に盡瘁し、箕作奎吾の動物學に於ける、菊池大麓の數學に於ける、外山正一の文學教育に於ける何れか箕作麟祥が薰陶の餘に出でざるもの

ぞ。かの中江兆民、大井憲太郎、松本操一郎、今村和郎、周布公平、前島密、岸本辰雄の徒が箕作の鉗鎚を受くるに至れるはなほ後年の事に屬し、或は兵庫縣廳附屬の塾舎に於て、或は神田小川町の私塾に於て主として箕作が佛國思想を鼓吹せるの時にありき。箕作が日本文明に與へたる効果は單にコード、デ、ナポレオンの譯者たるが故にあらず、民法原案の草定者たるが故にあらずして、其直接間接にせる教化の多大なるものある實に斯くの如きを以て然る也。福澤の「西洋事情」が我國維新の革命に於ける位置は恰かも佛國大革命に於けるモンテスキューの萬法精理若くはルソーの民約論に對する位置と相當すべきものあるは既に識者の認むる所に於て余輩またこれを贅するの要を認めざる也。後ち明治六年福澤第二の著たる「學問のすゝめ」を上梓するや、彼は其第一編に於て「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云へりされば、天より人を生ずるには萬人は萬人、皆同じ位にして生れながら貴賤上下の差別なし」と論破し來る所、これ唯十八世紀思想にして一千七百九十三年佛國革命政府が發したる再度の人權宣言書にいへる「社會の目的は一般の福祉也、政府は人をして其自然且つ不可讓的權利を自由に使用することを確保せしめんが爲めに設立せらる」と「是等の權利は平等、自由、保安、財産也」、及び「凡ての人は天により又た法律の前に平等也」となせるもの乃至は一千七百七十六年米國獨立の宣言書に、生命自由及び幸福を求むるの權利を以て人間固有の權利也となせるもの等萬民同權の普般的理想に過ぎざるのみ。されどこれによりて國民が極力打破せんと力め

たる封建階級の制は有力なるこの後援者を得て形骸と生命と併せて滅盡し終れるの思をなさしめ、彼等が爲めには時にとりての天來福音なりき。この故に是れ或は當時の日本人民が耳には新しき響を傳へたる所なるべしと雖も、其實際心琴に觸るゝ所を以てすれば、なほ多少の默契を見出し能はざるにはあざりき。「天下は天下の天下にして、一人の天下にあらず」とは必ずしも、蕃山一流の儒者見に止らざりき、維新革命が民主々義の勃興に伴へるは余輩が屢々歴史の上に之を證明せるが如く、實際に於ては争ふべからざる事實に屬せり。されど如何せん吾人日本民族の本來思想は到底宇宙萬物を觀察し、原因結果の關係を追求して、複雑なる現象を單純なる原理原則に綜合せんとするが如き、哲學的考索に向つて適當するものにはあざりき。然るに今福澤によりて彼等が思惟し彼等が行ふ所を簡單明瞭に定義せらるゝに及びて、天下は萬口一齊に彼が説に謳歌せんとするに至れりしやこれ遂に必至の勢なるべきのみ。况んや嘗て我が制度學に指を染めて、上代大寶令の既に、封土を以て國有とし、人民に之を均分するの法あるを見出せる一派の古典學者の如きに至りては、早く其參政立法の上には公議輿論を主張し財産の上には均分論を抱けるもの、今この福澤が立する所の説に聞きて東西思潮の上に互に契合するものあるを見、少からず驚喜の情を禁じ得ざりき。加藤は福澤の「西洋事情」が具象的なに對して多少抽象的な「眞政大意」を著し、歐洲各國の政治は天賦人權自由を基礎としたるがゆゑに之を稱して眞正の政治といふべく、歐羅巴以外の政治は之に反するがゆゑに決して

眞正の政治にあらずとなせりき。兩者の歸向する所や即ち一也。唯加藤は福澤に比して迥かに強大なる哲學的頭腦を有し且つ其學の素養を獨逸書中に得たるが故に福澤が實利益を目的とする利用主義の露骨なると多少其趣を異にするものあるのみ。然れども其兩者の傾向が共に經驗的實際的な點に於て亦一致するを見たり。蓋しこの經驗現實的傾向をやがて直ちに我が在來素質と迎合する所のものにして、斯くの如き新來思想の能く我が國民を導きて、世界の氣勢に乗せしめし所以のもの亦誠にこゝに存せり。後ち福澤の「學問のすゝめ」を著して其「西洋事情」當時に於ける同一理想を實現せんとし、慶應義塾を建て、天下の少年を集め其民主々義の鼓吹に力むるの時、加藤は漸く其學説を一變せんとするの端を開きて「國體新論」の著書あり。要に曰く日本の天皇は外國の君主と同視すべからずと雖も臣民をして唯天皇の命令に服従せしむべしといふ國學者の説は誤まれり。君主は人民の權利を無視する能はざるが故に我天皇は亦日本臣民の心を以て心とせざる可からずと。當時彼は政體律令取調御用係兼侍講たり。其斯くの如き位置にありて、なほ斯くの如き説をなさんとす、即ち外保守的勤王家の攻撃を蒙り、内宮中府中の忌憚する所となりて「國體新論」は遂に絶版を命せらるゝに至れり。然れども彼がこの機會は日本天皇を以て外國の君主と同視すべからざるを認め少くとも歴史の無視すべからざるを曉知するに進めるの時に屬し、この内外の攻撃は彼の上に歴史の潜勢力がなほ如何に大なる力を有するかを試みたるものなりき。かくては彼はダーウキンの進化説を研究するに至り適

者生存を以て天則となし、强者の權利を説き明治十五年「人權新説」を著して全然天賦人權主義の舊説を破棄し終れり。時人以て曲學阿世となせども、彼にとりては唯思想界の變遷を示せるもののみ。されどこれを我が歴史上より見せしむれば其幾年月の間に堆積せる人民の感情、歴史上の傳説、道德上の觀念等抜くべからざる勢力の牢乎として存し、彼が片々なる學説の克く左右し得べきにあらざるべきを、自覺せるの證左なりといはざる可からず、而してこれと同時に外來思想の影響せる程度は到底古來發達し來れる我が民族思潮の繼承的發達に過ぎざるを示せり。

言論公示の機關生る

一方に於て斯くの如く新思想の輸入に力むると共に、他方にありては已に新聞紙なる者を出して各自抱懐する所の議論を公示し以て社會の耳目たらんと期するものもありき。一般に新聞紙の濫觴として信せらるゝ所によれば、元治元年横濱に於て米人ウエンリードによりて「新聞紙」と標題せる小冊子の毎月數回發兌せられたるを始めとなせり。されど當時は未だ時事を論評することなく、唯世上の事變を報ずるに過ぎざりき。尋で外人また横濱に萬國新聞を發行し、専ら外國新聞を抜萃して邦人に示すを以て業とせしが、明治元年二月柳川春三始めて東京に「中外新聞」を刊行せり。但し横濱出版の横字新聞より抄譯せるものなりき。三月政府先づ太政官日誌を刊行して新政の主意を知らしむるに力めり。これ實に現時官報の鼻祖也。これより民間新聞紙相繼いで起る。四月福地源一郎、條野傳平等と「江湖新聞」を發刊し

其他なほ本月中東京初刊の新聞紙に「内外新報」橋爪貫一主筆「遠近新聞」辻新次、佐澤太郎等「日々新聞」のりあひはなし」等あり、當時未だ活字なく活版わらざれば之を木版に彫刻して馬連摺となし、半紙二つ切若しくは二つ折の綴本となせり。紙數每號十枚乃至十二枚にして三四日毎に發兌し其體裁、雜報、寄書、時論文あり。少くとも新聞の體を備へり。なほ同月横濱に「もしほ草」(岸田吟香)大阪に「内外新聞」の發刊せらるゝあり、社會の耳目こゝに漸く備らんとせり。然るに偶々江湖新聞中佐幕の文字あり、論往々過激に渡りたるより、福地は牢獄に繋かれ二十日餘にして放免の身となりたるも、新聞は版木を沒收し、發兌を禁止せられ、新聞社及新聞記者の所罰せらるべき端を開けり。これよりして新聞紙類官許を得ずして刊行するを禁ずるに至り、四月以來勃興せし新聞熱は一時頓に挫折して殆ど其跡を絶てり。然るに翌二年二月再び新聞紙の出版を許し、學材をして之を管理せしめ、次いで新聞紙印行條例を發布せりこゝに於てか、昨年末より跡を絶ちし新聞紙再び行はれ、「明治新聞」「機關新報」「六合新聞」等三月を以て發刊せられ、四月「都鄙新聞」出で、五月「風のたより」出で、再び新聞熱の復興を見るに至れり。時恰かも長崎人本木昌造の長崎に活字鑄造電氣版を營むあり、次いで三年業を大阪に移して活版所を開くや偶々從來緊束せられし新聞紙印行條例は解かれ、新聞紙の發刊を自由に許可せらるゝに會ひて新聞が大發展をなすべき好機を作れり、これ實に細川潤次郎が建言する所に基くといへり。我が言論界は須からく彼が恩惠を記せざるべからず。乃ち四年四月

始めて日刊西洋紙摺りの「横濱毎日新聞」出で同時に翻譯雜誌「太平海新報」出たるも同紙は僅かに二號にして廢刊せり。五月關篤輔等の創むる「新聞雜誌」は半紙版週刊を以て生れぬ。「横濱毎日」は沼間守一河津祐之等の機關にして、佛蘭西派の政論とペンタム派の立法論とを代表する朝野少壯論客の文章を掲載したり。後ち東京に移されて「東京毎日」と改稱せられたるものは是れ也。「新聞雜誌」は後の「曙新聞」にして多く風俗上の記事を掲載したり。而して陽其二長崎より横濱に活版を輸入し「毎日新聞」を印行し、同じく平野富二の東京に活版所を設くる實にこの年十二月なりき。かくて五年二月「東京日々」は條野採菊落合芳幾等によりて岸田吟香を主筆として發刊せられぬ。支那製活字を用ひ日本紙一枚摺にして一枚一錢五厘を價せり。而してこれと並び行はれたる英人ブラツクの「日新真事誌」は前年末に於て出でたるなりき。次いで六月「報知」の前身たる「郵便報知新聞」は小西敬義によりて發刊せられ、栗本鋤雲、矢野龍溪、藤田鳴鶴等筆を執れり。後六年八月發刊の「公聞通誌」後の「朝野新聞」と併せて横濱毎日、郵便報知、曙新聞、東京日々、を五大新聞といへり。この他茨城に「茨城新聞」滋賀に「滋賀新聞」「琵琶湖新聞」京都に「隔日新聞」甲府に「甲府新聞」等六七兩年の間に發刊せられ新聞の流行は地方に及びて漸く新聞議論の勢力を占むべき時代に入れり。

草創時代の新聞 新聞紙上の議論が漸く世上の注目を惹起し、多少輿論を動かすに至れるは明治六七年の交に始まり、其以前に於ける新聞の勢力は實に微々たるものなりき。福地櫻痴が七

年其官を辭して「日々新聞」に入らんとするや、彼が交友等は連りに之に諫止したり。櫻痴其著「新聞紙實歴」中に之を説明していへり「蓋し彼俗士の眼中にては當時新聞に重を屬せずして半遊戯物の如くに思ひたれば新聞記者を見るも亦戯作者一般なりと認めしが故なり」と以て其當時に於ける新聞記者なるもの、位置及價值を知るに足るべきのみ。而かも櫻痴が「日々」に入れるの日は恰かも民選議院設立論を以て新聞紙上東西名士の説を戦はすべく始まれる時に屬せり。既に新聞が社會の木鐸となり、新聞紙の價值が世間に認めらるべく來れる時に於てすら尙且つ斯くの如し、其以前に於ける新聞紙の勢力や亦いふに足らざる也。當時新聞社會に最も勢力ありと稱せられし「東京日々」の發達状態を記し以て其全般を推察せしめんとす。「日々」の出づるや、從來の新聞が綴本なりしに反してこれは獨り一枚摺なりしより、世間は却つて其異色を笑ひしといふ。かゝれば其賣捌所の歐洲風なりとて市中十ヶ所ばかりに浮き床を出し日當十錢内外の老人を雇用したるが、世間は賣卜者とのみ思惟して新聞は遂に賣れざりき。然るに參議江藤新平先づ自ら來りて新聞の配達購讀を望みしを始として、三條、後藤等紳縉の配達注文續々に到れるあり、こゝに始めて配達夫を雇用して新聞配達の事を開けり。時偶々驛遞寮の創設せらるゝありて、業なほ未だ閑也。乃ち寮頭前島密は配達練習の爲め先づ「日々」新聞の依託配達を望み、一枚五厘の賃金を以て市内配達をなせり。當時に於ける同新聞の得意僅かに八十軒なりしといふ。後二三ヶ月を経て漸く三四百軒を得たり。この際政府は全國に新聞を配

送して、新政の事情を知らしむべき必要を感じ、三府七十二縣に各三枚宛の配付を命せり。これ實に日本全國が新社會の狀態を目睹し得べき第一歩にして日報社が今日の基礎をなせる第一階段なりき、而して全紙の記事は専ら條野探菊任じ、挿畫に歌川派浮世繪の流を汲める落合芳幾あるのみ。後ち神田明神の神主補喜山景雄の入社するや、月給二十圓にして而かも社員は其高給に驚けりといふ。狀勢斯くの如きの日に方りて偶々英人ブラックが刊行せる「日新真事誌」は其論說意外に有力に「日々」は當にこれと敵抗すべく適當なる論說記者を要するに及べり、乃ち月給百五十圓を以て岸田吟香を僱用せざるべからざるの止むなきに至り、財政は之れが爲めに少からず紊るゝを免れざりき。されど吟香入社の際に於ける同紙賣高八千に上れりしを見れば新聞勢力の漸く大ならんとするものは略々推想すべきのみ。而して次に來るべき時代を櫻痴入社新舊兩思想の對峙の時代となす。櫻痴入社新舊兩思想の對峙の時代はまた正に新聞が其一生面を開くべき機會に遭遇せり。

新聞によりて盛んに我國民を開發せんと力むるの時、一方にありてはなほ在來の國學に據り國粹保存の精神を發揮せんとして之と相對峙するものあり新舊兩思想の撞着は實に維新前に於ける鎖國開國の兩派が葛藤にして維新後に於ける保守歐化二主義の鬭争となりき。而して其未だ二主義が團體的旗幟を明瞭せしむるに至らざりし維新當初にありては、之を洋學及び皇漢學兩私塾の對比に見て、其將に來らんとする兩主義勢力の消長を察するに多く誤らざる可きを信せ

んとす。明治四年の現計によれば府下に於ける主なる皇漢學私塾の生徒數は、皇學に福羽美靜塾十四名、平田延胤塾三十九名、權田直助塾三十七名。皇漢學に蒲生重章塾十名。漢學に青木敬藏塾二十八名、大沼枕山塾五十三名、植村蘆洲塾二十名、川田雲江塾四十七名、大野儉次郎塾六十名、安井息軒塾五十名、島田源六郎塾八十五名、宮崎尙藏塾十一名、芳野金陵塾六十五名、岡千仞塾二十名、吉田賢輔塾百八名等となせり。之に對して同時代の府下洋學私塾の生徒數現計を擧ぐれば、英佛學に箕作秋平塾百六名、司馬小博士塾十九名。英學に田中錄之助塾二十二名、上野鎧太郎塾八名、山尾工部權大丞塾八名、吉田健三塾六名、福澤諭吉塾三百二十三名、鳴門二郎吉塾百四十一名。佛學に福地源一郎塾七十八名、中福保塾十四名、村上英俊塾十三名。洋漢學に山東一郎塾三十四名、尺振八塾百十一名。洋學に伊東昌之助塾十四名、西周助塾十三名、高橋琢也塾四名等あり。之に加ふるに大學南校現在雇教師は米人四、英人五、佛人三、孛人三、瑞人一にして生徒總數は千百九十五人を有し、内英科七百十人、佛科三百廿二人、獨科百六十三人を算せり、以て新舊兩思想が相對峙せる當時の狀勢や察すべきのみ。私塾は實に當時に於ける各人思想の泉源にして他日更に國家社會思想となりて現顯すべき卵子なりき。かくて彼等が其思想上相反する二個の旗幟の下に互に信ずる所を固持して家を齊へ又國を修めんとするや、乃ち政治上、社交上には、保守派に對する歐化派の勝利となり、文學上には國文正格派に對する歐文輸入派が破格文の勝利となり、我國從來の政治上の信仰破れ、風俗言語文章の上に未

曾有の變革を來すに至れりし也。政治經濟の上に於ける變革は既に之を敍せり。風俗の變遷は別に章を改めて説かん。以下少しく維新以後十年間に起れる文學推移の狀を説明せん」とす。

【戯作者時代の小説戯曲】

時代と其推移變遷を共にして最も巧みに時代を示すものは俗文學なり。俗

文學の發達は元祿時代所謂文章布衣に落つるの日に於て其勢力を成し、天明以後益々其歩を進めて文化文政天保の頃より弘化嘉永に至り作者頻々輩出し、洒落本、草双子、人情本等其印行せらるゝもの數を知らず。餘勢直ちに越えて維新の後に至り、久しく明治小説界を左右すべき大勢力を成せり。今試にこれらの勢力が影響せる各方面を見るに、滑稽文學には膝栗毛の一九、浮世風呂の三馬、和合人の鯉丈等獨り其作物が所謂幕末戯作者の作品に影響寧ろ遺傳せしのみならず、作者の性格若くば作中の人物が直ちに彼等の上に影響して卑劣なる見識の中に「世間を茶にする」の仙人風となり、徒らに畸人傳中の人たらんことを之れ希ふの狀なりしを以て彼等は一齊に士人の齒するを恥づべき墮落を致し眞の滑稽趣味は遂に得る能はずして終れり。草双子は維新當時にありて一時最も其勢力を占め、田舎源氏の柳亭種彦、釋迦八相の萬亭廣賀等俗社會が崇拜して措く能はざる所、明治元年正月伏見鳥羽の役あり、慶喜大阪より東走して征討の大號令布かるるの時、なほ江戸にありては、種彦作の「白縫物語」「八犬傳犬廻草子」など續々出版せられて彼が讀者は和氣冲融天下の事嘗て與り知らざるものゝ如くなりき。所謂人情本は虎の巻の金魚、二筋道の谷峨、娘節用の曲山人等連りに其筆を揮ひしと雖も爲永春水の名

によりて其他は殆んど打ち消されたるが如き觀あり。春水の「梅曆」「いろは文庫」は依然として維新當初の讀書界に勢力を有し種彦と併せて彼が流を汲み彼が作物に私淑せんとするもの比々皆然らざるはなかりき。時代物を材料としたる所謂讀本は其始め先づ馬琴京傳等崇拜せられ次いで西鶴崇拜の時代を出すに及び全く小説界の一變を來せり。明治維新の當時なほ所謂戯作者として其名を存せしものに萬亭廣賀、鶴亭秀賀、假名垣魯文、山々亭有人、柳水亭種清、笠亭仙果、二代目春水等あり。而して吾人が明治文學史上なほ其名を記すべきものに曰く魯文、曰く廣賀、曰く有人あり。有人は後の條野探菊にして「日々」新聞の創業者たり、又明治五年七月魯文と共に教都省の命によりて著作業道の來由を上申せるあり。其他或は「近世紀聞」(六年)等の著ありと雖も、彼が明治文學史上の位置は寧ろ歴史的價值によりて與へられたりとなすを適當とす。廣賀は維新以後暫く其筆を絶ちしが明治五年五月維新前より續出せる「釋迦八相倭文庫」第五十九、六十の二編に稿を繼げるを始めとし、毎年必ず數冊の著あらざるなく、題して「諸藝畑水練」「馬鹿につける大妙藥」「權兵衛種詩論」等といへり。専ら諷刺と勸懲とを旨としては時事を説法せるもの也。説法すといふとも英國小説壇に於ける勸懲家の如く、森嚴なる態度にはあらずして滑稽諧謔、寧ろ痛罵するものなりき。されど彼が時事を諷せるものにはなほ目觸るゝが如く時代の弊處を指摘して餘りあるもの少からず、彼が博覽會の開設せられんとするを聞きては即ち「異形異物各覽會」を著して例の諷刺を逞しうする時、魯文は福澤諭吉

の「西洋事情」其他富田砂筵の實話、岡文紀の譯書等を材料として「西洋膝栗毛」を著し滑稽を旨とし力めて時代の風潮に後れざらむとせり。廣賀の勸懲家なるに對して魯文は單純なる諧謔家なりき。福澤諭吉の「世界國盡」が一種の七五調を以て童幼に迄誦せらるゝに至るや、魯文は福棹魯吉の變名を以て「苦界文盡」を著し青樓の内狀を描けり。魯文また西洋新奇の百貨を見るや、「百貨物産西洋器械」を著し舶來器物の自語するが如くに記せり。尋いで教部省の教則三條を示すや、彼は「蝸の入道魚說法」なるものを著し、かの三條に因める戯作をなせり。彼は維新當初に於ける、マークツキンなりき。廣賀魯文等と其道を異にし、別に鞭を揚げて他の一路を辿れるものあり、一を梅亭金鷲となし一を古河默阿彌となす。梅亭金鷲は「七偏人」の著者として知られたる巧妙なる滑稽家也。然して維新後瓜生政和、和田定節の名を假りて著す所盡く材を歐米にとり一時社會の好奇心を牽けりき。默阿彌は、河竹新七の名を以て早く脚本に筆を染めたるが、最も世話物に長じ、後年劇界に雄現するの萌芽を早く此時に於いて示せり。遮莫當時の文藝なるもの擧げて遊戯文字のみ、嚴肅なる文字として社會に一地步を占めんには、前途の餘りに遠きを想はしめたり。日本が二十七八年以後に至つて世界の日本となれる如く、文藝が人生と密接なる交渉を有するに至る迄には更に二十年の歲月を費さざるを得ざりし也。

第三編 憲政準備期

第一章 自由民權の運動

高知藩に於ける自由民權論 物の走るや、必ず其極端に至る。復古的革命民主々義の勃興は、既に其目的を遂げて、更に第二の目的に向つて進まんとせり。第二の目的は革命の革命也。自主自由の聲に喚起せられたる國民は必ず其理想を實現せんとして進めり。嘗て士族の常職を解き、四民をして共に兵たらしめ共に政權の享有を平均せしめし者は明治三年高知藩の主として建議するところに基けるなりき。而して其所謂人民平均論を實行するに至りしもの亦實に高知藩を其率先者となす。當時同藩廳が之を諭告せし言に曰く、夫れ人間は天地間活動の最も貴重なるものにして、特に靈妙の天性を具備し知識技能を兼有し、所謂萬物の靈と稱するは固より士農工商の隔もなく貴賤の階級に由るに非る也。然るに文武の業は自から士の常職となりて平生は廟堂に坐して政權を持し一旦緩急あれば兵を執り亂を撥する等獨り士族の責のみに委し國家の興亡安危に至ては平民會て與かり知らず坐視傍觀となりしは全く中古封建制度の弊にして貴重靈物の責を私し賤民をして愈々賤陋ならしめし所以也方今王政一新宇内の變革に基き封建の舊を變じ郡縣の政體を正さんとする際に當て當藩今日大改革の令を發するは固より朝旨を遵奉し王政の一端を掲起せんと欲すれば也故に首として従前士族常職の責を廣く民庶に推亘し人間は階

級によらず貴重の靈物なるを知らしめ、各自に知識技能を碎勵し人々をして自主自由の權を與へ悉皆其志願を遂げしむるを庶幾するのみ」と、亦以て人民平均の依つて來る所を知るに足らんかな。明治三年十二月既に早く高知藩は自由の空氣を以て滿されたりき。これ寔に散髮廢刀を許すの後五ヶ月にして、京濱間に鐵道成るの前二月なりき。高知藩廳が四民平等に自主自由の權を與へ其志願を遂げしむるを庶幾せんとするや既に久しといふべし。かくて高知藩に於ける自主自由の民等は各自見る所の政論を提げて團體を爲し、團體の力を以て自家の意見を成すべき素地を作れり。結社を立志社といふ。立志社は明治七年板垣等が征韓論に敗れて郷に就くの日、共に歸りし軍人等が設立するの所にして一千餘人の社員を有し洋學を講じ法學を論じ自由民權の說を鼓吹して以てかの西郷が郷學に對せり。佛國革命の童謠は到る所に唱和せられて鬱然たる革命の勢をなせり。されど西郷等が夢想したる第二の維新は板垣等が理想を實現せんとして夢想したる第二の維新と全く其赴く所を異にせり。彼等等しく大久保内閣に不平にして藩閥打破の爲に結社せりと雖も、西郷は自ら大久保に代つて大久保たらんことを期し、板垣は大久保に代つて所謂自主自由の化身たらんことを期せりし也。

立志社の活動と陸奥の陰謀

時に和歌山藩の人陸奥宗光あり、維新前土佐にありて坂本龍馬の海援隊に屬し、交友土佐に最も多く高知を以て第二の故郷と爲せり。後ち明治政府に登用せられて要路に立つに及び、其身の薩長より出づるにあらざるの故を以て其意見多くは行れず徒らに薩

長の士が壓抑の下に屈服するの止むなきを見て奮慨措かず、必ず其弊を打破せんと欲し密かに其機會を待てり。こゝに於てか民權論を主張して大久保内閣を打破せんと期せる立志社の首腦林有造大江卓岡本兼三郎等と相謀り陸奥は其元老院幹事たる職にありて急言激語連りに政府を攻撃するに力め、野にありて林等大に其持論を鼓吹し相率ゐて機に乗せんとせり。而して機は偶々を到り十年西郷の兵を擧ぐるに會せり。乃ち先づ立志社は片岡健吉を總代として西京に出で直ちに政府に要求せしめて曰く、公議を擴張して以て施政の過失を正すべし、曰く立法、司法、行政の三權未だ固からず、曰く士族の處置、徴兵、地租改正、條約改正、朝鮮、臺灣、露國の事其宜しきを失せるものあり、曰く公議輿論に基き速やかに民選議院を立て憲法の基礎を立つべしと。政府は聞かざる也。乃ち陸奥之を林等に謀り、林等が土佐の兵を擧ぐると同時に、自ら舊和歌山藩士を語らひ共に兵を擧げ、大阪鎮臺が其兵を九州に出したるの空虚を衝いて之を取り官軍を前後より夾撃して其素志を遂げんと期せり。當時大阪城中其守備に任ずるの兵僅々二中队を剩すのみ、而して城中一萬挺の普國製小銃は當然彼等の手中に歸すべきものなりし。彈藥の如きは既に紀州に於て調達せらるべき準備成れり。事若し其期するが如くならしめば變或は那の邊に及びしや亦知るべからざりし也。然るにこれより先き大江卓が林有造等と計り豫め銃器三千挺を在上海なる外人に注文したる者未だ輸せらるに暇あらざるに熊本城外の官軍は既に城兵と連絡を通じ薩軍の勢力少しく弱れるの報に接せり。乃ち土佐の同志等事の成らざるを慮り、

遽かに擧兵を中止せんとするの色あり。大江なほ未だ容易に意を翻すことを爲さず、薩軍の勢を失へるは寧ろ以て成効の後薩人をして跋扈せしめざるの利ありとなし、依然計畫の繼續に力めり。林等東京に在り共に謀を合せ、互に機密を報ずるに暗號電信を以てせり。會々政府は戰爭中私信の暗號を用うるを禁じたれば陸奥は大江等に授くるに元老院の暗號を以て陰謀の助成に盡すこと鮮少にあらざりき。かくの如き大陰謀も約半年を秘密に保つを得たるが、十一年六月土佐より薩軍の將桐野利秋の許に致せる密使藤好靜村松政克の二人先づ捕へらるゝに及んで事漸く暴露せり。即ち同月四日元老院議官佐々木高行、陸軍中佐北村重頼を高知に遣し卓等貯ふる所の銃器を收め且つ土佐諸港より大阪に至る通船を止め、軍艦を浦戸沖に置き警備搜查最も嚴なり。これよりして林有造片岡健吉谷重喜等の立志社員並に岩神昂川村矯一郎等の大臣暗殺を企圖せし刺客等相踵いで縛に就き尋いで大江卓岡本健三郎等得られ最後に陸奥亦捕はれぬ。この連類にして刑に處せられしもの前後二十名、就中林有造大江卓等最も重く禁獄十年に處せられ、陸奥宗光同じく五年に處せらる、時に同年八月二十日。南海の同志が胸中に畫策せし第二の維新は遂に成るに及ばずして敗れたるも青年壯士が奮激は之を抑ふるに堪へず、自由民權の一大運動となりて彼等が大計畫の再現せらるべき機運を醸成せり。

竹橋の暴動

陸奥等の處刑宣告を受くる後僅かに三日、近衛兵卒三添外之助小島萬助等二百餘名黨を結び去歲戰功の賞及俸給減省の事を強訴せんことを謀り夜に乗じて砲銃を放ち秣舎を燒

き週番士官大尉深澤巳吉等を殺して竹橋營を脱し皇居に赴いて上奏する所あらんとせり。幸に事大なるに至らずして鎮撫するを得たるも其首魁等五十餘名は越中島に銃殺せられ陸奥が舊識の近衛士官岡本柳之助亦これに繋がりて其職を剝がるゝに遭へり。時人乃ち陸奥岡本の關係を推し説をなして曰く、陸奥固より岡本と結托する所あり、陸奥の西に起る時、岡本は東にありて之に應ずべきの約あり、然るに事全く齟齬するに及んで恰もこの暴動に遇ふ、岡本乃ちこれに乗じて兵士を獄中に遣り陸奥を奪つて之を海外に逸せしむるの謀成れり。而かも暴動時を移さずして平ぎ、岡本の計畫亦敗る。岡本窮餘一策を案出し遂に自ら古釘を以て左手の動脈を斷ち血を滿身に蒙つて亂心を粧ひ軍法會議の審問を受くるに及びて不論罪たるを得たりと。言蓋し當らずといふとも遠らざるに似たり。かくて政府は一方に兇徒を罰すると共に兵卒の賞勳を速かならしめ恩威並び行はるゝの方針に出でしより諸鎮に蟠る不平一時に滅し、西南役前後兵力を以て政府に抗せんとするもの、餘黨をして盡く其跡を絶たしむるを得たり。竹橋暴動は固より一小事に過すと雖も、時代に於て劔銃より筆舌に移らんとするの一期劃をなせりといふべく、特に記すべき年表中の重要項目となす。

寺島外務卿の條約改正

内國民の主張を言論によりて貫徹せんとし、自由民權の聲は天下に瀰漫せんとするの傾向を生ずると共に外に對する不對等條約の改正は即ち外に向つての自主自由の聲として再び聞かるゝに至れり。十一年寺島外務卿は主として稅權恢復の方針により改約談判に

着手せり。其通牒の言に曰く「當初結約の時には我政府人民みな外交貿易の何者たるを知らざりしに由り、外國の請求に任せて現行條約を取り結びたれども、爾來十數年の實驗に於て我政府は爲めに我獨立國權を牽制せられたるの不可なるを充分に證明したり。且つ我政府は我國の進歩を奨励するに關しては敢て爲さざるの事なければ國費は維新以來頻りに増加せりと雖も現行條約に據りては輸出入税を以て我國庫の歳入を増加すること能はずして遂に内國の租税を重くするの不得止に至れり。是くの如くして國力日を逐うて衰微し人民をして外交の爲めに國費を多くし以て重税に苦しむの怨嗟を求めしめば、開國の國是は將に國人の非認する所たるに至るを保ち難し、是れ政府の甚だ掛念する所なり」と。これ寔に當時に於ける事實の白狀なり。而して米國政府は日本の提案を承諾し終にワシントンに於て兩國全權の調印を見るに至れり。實に十一年七月廿五日。これ我が改正條約の急先鋒となれるものなりし。然るに同條約第十條は規定して「此約書日本と他の締盟各國と現實此約書と均しき所の約書或は現存條約の重修を取結び、右現行の時に至り實施すべし」といへり。この故に該改正條約も他國との條約改正せらるゝ迄は其の實全く無効の姿にして終に實施の期なく、一片の空文に歸せり。蓋し當時にありては居留外人の數已に夥しく増加し來り就中英國居留民の如き其多きに居れり。この故に主として居留人民保護を目的とせる條約は英國公使パークス等の極力反對する所となり他の列國公使と聯合抗議して改約談判に應せざりしを以て也。時恰かも英人ハルトレーの阿片輸入問題

あり、條約に禁せられたる阿片の輸入を計り我が税關吏の發見する所となりて、訴訟事件を惹起したるも、横濱英領事の判決はハルトレーの行爲を正當となし、海關税を怠らざれば、阿片を日本に輸入するも支障なしと爲せり。こゝに於て輿論頗に沸騰し條約改正は法權の恢復を計るの先づ急務なるを囁かせり。これよりして寺島の改正案は民間攻撃の好材料となり、國是に背くの條約を締結せりとなして其外務卿を罷めしめ十二年九月井上馨之に代るに至れり。これに先ちて三月參議大隈重信に命じ條約改正の事を審査せしめ、特命全權公使榎本武揚、吉田清成、上野景範、青木周藏等も前後この命に接せり。改約問題の見るべきものこの時より始まる。

朝鮮重税事件の顛末

この間また隣國朝鮮に新税賦課の問題起れり。朝鮮は明治九年の條約に由りて税則一定せられしにも拘はらず十一年九月朝鮮政府は釜山を經由する輸出入品に對し新に輸入税を増課し以て日本商民驅逐の策を計れり。こゝに於て日本商民は激昂東萊府廳に迫りて數回の交渉を重ねたるも、府伯遂に之を聞かざりしより十月十日事端は果然爆發するに至り日韓兩民の間に争鬭を生じ韓三十余人邦人六人の負傷者を生じたる後日本商民は遂に府廳に入り其勢將に府廳を毀たんとするに及び僅かに府伯の免税を約するによりて其局を結ぶを得たり。この報の本國に達するや政府は十一月二十日花房義質をして此事を處置せしめ新税一切を廢止するに至れり。對朝鮮問題の隆替は小事件と雖もなほ以て大に考ふべきに似たり。

琉球の斷行處分

七年征臺の結果に成れる日清兩國の條約は臺灣の清國屬領たるを證明せると同

時に、琉球は亦日本の領土たるを承認したるものなりき。八年乃ち琉球に汽船を賜ひ且つ臺灣に漂着せし難民に米穀を賑給し、其地に分遣隊を置くの命を下す、尋で内務大臣松田道之命して明治の年號及日本の法律を用ひ、職制を改め學生を上京せしむべきを諭す。琉球の藩吏清國五百年の恩義に繋りて逡巡決する能はず、清國を慕望するの徒は頻りに清國に訴へ又各國公使に書を送つて其救解を乞ふに至れり。こゝに於てか政府は琉球藩に對し斷行處分を下すの止むなきに及び十二年四月遂に其藩を廢して沖繩縣となし舊藩王を東京に召す、五月藩王の子尙典來り六月藩王尙泰來る。由つて二人を叙位して金祿公債を賜ひ東京に在住せしむ。此舉や清國政府の不滿を招き爲めに漸く紛議を生せんとするに至れり、時偶々米國大統領グラントの清國に到れるあり、恭親王、李鴻章等本件を以てグラントに告げ日清兩國の間に調停の勞を執らんことを依頼したり。こゝに於てグラントの日本に到るや、伊藤西郷の兩參議と會し、語るに此の事を以て力めて兩國の争を解かんことを勸告せり。乃ち兩國政府互に全權委員を定め、會商妥協の道を開かんとし日本は十二年の暮を以て井上毅を清國に遣はし、琉球島の内臺灣に接近する宮古、八重山の二島を清國に與へて此問題を永遠に消滅せしめ、これが報酬として清國と條約改正を試みんとせり。然るにこの事遂に行はれずして止めり。

國會開設の請願 薩南の西郷斃れて土陽に第二の西郷起てり。第二の西郷は誰ぞ。即ち其潮江村に起臥して天下有志の囑望を一身に負へる板垣退助これ也。當時かの高知縣の獄方に與り立志

社員林、片岡等陸續縛に就くの時、退助は自若として年少子弟の誘掖に力め、自由主義を鼓吹して其志を同うするものを糾合團結するに傾心せり。杉田定一、栗原亮一、竹内正志、永田一、二、頭山滿等來つてこの風雲醸成の地にあり。退助即ち彼等と相計つて愛國社を再興せり。社は其初め幸福安全社と稱し明治七年東京に創立せられ、八年大阪に其大會を開くに及びて愛國社の名を用ひしもの、中頃一たび解散の悲運に遭遇し今またこゝに再興の機を得たるなりき。時に十一年四月、乃ち其九月大阪に第一回大集會を開く。之に應ぜるもの東北、南越、五畿、條件を協定して曰く、「愛國社は各縣各社より其社員兩三名を東京に出し毎月數次期を定めて相會し、大政の由て出る所と天下の形勢事情とを察し、一般人民の公益を謀る等の事を協議討論し及何事に因らず各社に報知する事を務むべし」と。尋いで十二年三月愛國社は其第二會を大阪に開き嘗て同盟せし所の二十一社を四國組九州組中國組大阪以東組の四組に分つ。會するもの高知、岡山、和歌山、石川、熊本、大分、福岡、山口、島根の十八縣、會議の結果は痛く人心を刺戟し岡山、福岡以下關西の地に有志民權家の會合時事を議するもの踵を次いで起り、關東の地に、新聞雜誌演舌の機關を假りて、自由民權國會開設を主張するの聲目を追うて加はり東西呼應して天下を震動するの勢なりしが、千葉の櫻井靜先づ起ちて國會開設の請願を爲し、次いで岡山縣有志の同一建白となり、檄を四方に傳へて「國會の事たる我輩人民が痛癢休戚の關係する所なり、徒らに空望を懷て政府が之を開設するの僥倖を期するは迂遠疎濶の甚し

きものにして恰浮雲に梯して九天の高に登るを求むるが如し是我岡山縣下兩備作三國三十一郡一區一千一百七十一ヶ村一百六ヶ町の有志者が自ら反し自ら省し自ら罪し自ら悔む奮發興起以て國會の開設を熱心渴望し遂に本日哀訴懇願する所以なり」といふに至れり。こゝに於て同年十一月愛國社第三回の大坂集會は國會開設の請願を天皇陛下に奏呈するに決し其國會實施の方案を立て各社來年三月の會議に携へ來つて審議に附すべきを約せり。民權家は今や明確なる自覺心を以て起てり。明治政府を倒さんか、否らずんば、正々堂々各個人の意見を劈開して輿論政治をなさしめんか、二者其一つを選ばしむべく死を以て起てり。

地方官會議と自治政法の制定

民權家の奮起は遂に全國を舉げて國會開設の請願に其寢食を忘れしめんとせり。寔にこれ國民が自由及び權利を伸張して國利民福を増進すべく明確の知識を得るに進めるの時也。即ち自家の地位と威權とを保つにこれ汲々たる政府も天下の輿論が赴く所には動かされざるを得ざりき。こゝに於てか嘗て明治八年四月を以て其第一回を開き未だ効を見ずして終り十一年四月再び是を開き十二年之を延期して詔勅に所謂「地方官を召集し以て民情を通じ公益を計り漸次に國家立憲の政體を立て汝衆要と俱に其慶に頼らんと欲す」云々の聖意を盡す能はざりし地方長官會議は十三年二月天皇太政官分局に親臨し給ひて開會の典を舉させ給ふに遭へり。これ實に地方長官會議の有効なる最初の會合にして亦最終の會合なりき。蓋し十四年以後に於ける地方長官會議なるものは其實唯主務大臣が地方長官を會し諮問會を開くも

のに過ぎざれば也。十三年に開ける地方官會議は府縣會々則地方稅々則を改正し府縣會は地方稅を以て支辨すべき經費の豫算及其徵收方法を議定せしめ、これが議員たるの資格は滿二十五年以上の男子にして其府縣内に本籍を定め滿三年以上住居し其府縣内に於て地租十圓以上を納むるものに限る、地方稅は地租五分一以内を以て之に充つべきを規定せり。殊に其自治政法の發達をして竿頭一步を進めしめたるものは區町村の公共に關する事件及其經費の支出徵收方法を議定せしむべく區町村會法を制定したる一事にあり。以て大勢の赴く所を知るべきのみ。

國會期成同盟會起る

嚮きに愛國社が其會同に於て豫定せし如く十三年三月に開會せる同社は片岡健吉を議長に推し、西山志澄を副議長に、杉田定一、内藤魯一を幹事に推薦し社名を改稱して國會開設願望有志會と爲し、同盟規約を結べり。其第一條に曰く「國會開設の爲め今茲に合同するものを國會期成同盟と爲し國會の開設して其美果を見るに至る迄幾年月を経るも敢て此同盟を解かざるべし」と、以て其意氣を視ふべき也。會するもの九十余名、九萬人を代表すと稱せらる。其郷を出づるや皆死を決して出づ、同盟會議の書、字々血涙を以て成れり。これよりして天下の人心頗る蘇れるが如く、滿朝の驚駭措く所を知らざるが如くなりき。四月遂に集會條例の發布せらるゝを見たり。即ち嚴に政治に關する事項を講談論議する爲に公衆を集會する者を檢束し、三日以前に所轄警察署の認可を受くるにあらざれば、之を許さず、且つ屋外の集會を禁じ、又政治に關する結社は豫め認可を得せしめ、海陸軍人警察官官私立學校の生徒は皆政

談演説を聞くことを許さず、又甲社と乙社と連結し、通信往復することを得ざるものとせり。嚮に新聞紙上政論の喧噪するや新聞條例及讒謗律の發布あり（明治八年六月）今や演舌集會將に盛んならんとして此條例出づ、かくの如くにして壓制なる藩閥政府は永く言論集會の自由を檢束し、民權の發達を抑止したるなりき。血に湧ける千萬の民豈に能く黙して止むを得べけんや。先づ長野縣下信州松本獎匠社々員二萬一千五百餘人を代表せる松澤求策、上條蠟司等五月太政官に出頭して書記官と論争數次を重ね、遂に追はれて元老院に行くや、こゝにても幹事が不得要領なる言に幾回かの辯論を費し、遂に請願書は之れを受くるの規定なしとして却下せらるゝに至れり。代表者等は止む能はずして有栖川左大臣に哀訴を致し國會開設の請願書を奉呈して陛下に執奏を乞へり。而かも遂に容れられず。轉じて岩倉右府に至れば始めて讒に面談するを得たるも、「立法に關する事件は請願すべきものにあらず、故に之を受けず、立法に關する意見を上陳せんとするものは明治八年第七十八號布告に依り元老院へ建白すべし」といふに歸着し、彼等が熱心なる運動も遂に其要を得る能はずして終れり。而して斯くの如き請願運動を爲すものや獨り其一二縣に止らず、到る處翕然響應して丹波、丹後、相模、駿河、伊豆、甲斐、常陸、越後、信濃、奥羽七國、備前、備中、美作、讃岐、土佐、筑前、薩摩の諸州皆總代人を選で上京請願建白せしむるもの陸續跡を絶たざりき。而も政府の頑として之に應ずるの色なきを見るや、近衛歩兵伍長小原彌總八の如き政府が言路を壅閉するを憤り上奏書を懷にして

皇居の門に自裁せんとするあり、新潟縣人赤澤常容亦太政官の門に自及せんとするに至れり。以て人心激昂の状を見る可き也。

自由黨起る この時に方りてや自由民權論の首腦者として天下の血性男子が尊崇措く能はざる板垣退助は起つて迷路に彷徨せる蒼生を救済すべく其幕僚を率ゐて東京に出で來りぬ。五畿八道の有志は拍手して之を迎へ相連りて其主張の下に會せり。かくの如くにして十三年十一月かの國會期成同盟會は東京々橋西紺屋町なる愛國支社に會同し、更に大日本國會期成有志公會の名の下に二府二十二縣無慮十三萬餘人の總代委員六十四名を重ねて陛下に國會開設の請願書を上るか、先きに呈出せし請願書の受理せられざる所以の説明を政府に求むるか然らざれば各地方各自に於て請願するか三者其一を選ぶべきに會議定決し一方に於ては輕俊敢爲の少壯政事家等未だこれを以て満足する能はず、當に自由主義の一大政黨を樹立すべしとなし其一部は別に十二月を以て築地に會し自由黨を結成し沼間守一議長となり、松田正久、河野廣中、草間時福、山際七司、植木枝盛等と數個條を盟約せり。中に曰く「我黨は我日本人民の自由を擴充し權利を伸張し及び之を保存せんとする者相合して之を組織するものとす」曰く「我黨は我日本國民の當に同權なるべきを信ず」曰く「我黨は我日本國は立憲政體の宜しきを得るものなるを信ず」と、以て彼等が主張を見るべき也。而して自由黨はかの期成有志公會と共に十四年十月を期し東京に會同すべきを約せり。これ實に後の一大政黨なる自由黨の萌芽にしてまたかの頑冥なる政

府に對する一大敵手たるの鋒芒を顯著に示せる最初の機會なりき。國會の開設は外かくの如くにして刺衝激成するあれば内また其醞釀を速かならしむべき動機を有せり。これを當時に於ける財政問題の失敗に對する民間の攻撃と廟堂參議の權力争ひとなす。即ち暫く筆を財政方面に轉すべき場合に遭遇せり。

第二章 十年戦後の財政

十年戦時の補填財政 明治十年度の經常豫算は歳入總計五千百二十五萬六千四百三十九圓にして歳出亦同額也。收支に於て過不足あらず。之を前年度の豫算に比するに歳入總額に於て千百七十三萬九千二百四圓を減じ、歳出總額に於て千百七十三萬七千四百八圓を減せり、蓋し本年は豫算は減租及地租延納例則の公布より來れる結果として斯くの如く多額の歳入を減じ、これに對して各廳費額の節減あり、以て歳出の減少を計り得たるものなりき。抑も明治五年陸奥宗光の神奈川縣令たるの時、地租改正を行つて租稅の公平均一を保ち、隱田を開き歳入の増加を計り、且つ米納を改めて金納とすべしとの議を上るや、政府は陸奥を擧げて租稅頭となし、大隈を地租改正事務總裁となし、數年審査の結果地價百分の三を以て地租と定むるに決したるなりき。然るに農民之を厭ひ、屢々不穩の舉あるに至れり。政府は之を鎮壓するの一策として明治十年一月地租を二分五厘に輕減し、地租條例を設け、物品稅を以て地租に代へ終には地租を

して百分の一に至らしむる迄漸次に減少すべき事を約せり。この地租輕減の爲め政府は實に入百萬圓の歳入を減じたる也。十年後の財政は斯くの如くにして既に相當の困難を感じたるに、また西郷征討の爲め四千二百萬圓の巨額を費さざるを得ざりき。國家非常の費用は固より經常歳入の能く供給し得べき所にあらずるを以て準備金及一時借入金を以て之を支辨し遂に紙幣發行を以て其急需を充すに至れり。當時西南の妖毒は全國に不穩の念を惹起せしめ人心爲めに洶々たり。この故に公債を起すも應ずるものは少かるべく、増稅亦固より策の得たるものにあらずりき。時恰かも國立銀行設立の機に當り、資本金千七百八十二萬六千圓を以て十五國立銀行を設立せんとす。然るに創立の際を以てこの巨額の資金を運轉するの難さ自ら其幾分を政府に貸附するの利益なるを見、十一年四月政府と協議の上、政府が該銀行に下付すべき紙幣中千五百萬圓を政府に借入るゝに決し、借用期限を二十年間とし以て僅かに征討費の一分を補填し得たり。而して他の千七百萬圓は損札引換の爲め準備せる紙幣により殘高不足額は不換紙幣の増發によれり。西南の役は我が財政に少なからざる打撃を加へたるものにして、加ふるに明治九年銀行條例の改正は銀行創立者に多大の便益を興へ忽ちにして行數百五十二、資本金四千二百十一萬餘圓に上り、其特典を以て紙幣を發行せる高は三千四百三十九萬餘圓に達せり。こゝを以て不換紙幣の流通高は政府が十年戦役に際し別に二千餘萬圓の豫備紙幣を發行せるを加へ實に一億六千餘萬圓の多額に上れり。若し夫れ新舊公債以下金祿、秩祿、並に外債等一切の國債

を合算せしむれば、三億四千九百八十二萬圓の巨額なりき。國人一人に付き十圓の負債にあらすや。當時の經濟狀態を以てして當時の民が負ふ所決して輕からざりし也。况んや明治十年に至る物品の輸入超過は三千百五十萬圓を算し地金銀の輸出超過は約四千萬圓を算す。我國金銀の海外に出づるもの實にこの巨額に上れり。財界斯くの如くなるに至りては已に正貨と紙幣との間に其差額を増加したる折柄更に金融の必逼を告ぐるに至り紙幣價格は日々に浮沈して人心爲めに洵々たらざるを得ざりき。こゝに於てか政府は紙幣の整理を急務として爲すべく餘儀なくせられぬ。

紙幣整理處分 かく紙幣流通高の俄かに増加せるより其價格は漸次下落し、十一年の初には銀貨は紙幣に對し七八錢以上の騰貴をなし同年末には二十一錢以上に上りなは益々騰貴すべきの勢ひを示せり。政府も漸く前途之が消却の豫算を立て之に據て財政の經理を爲すべき必要を悟り、公債及紙幣償還概算書を調製せり。此の概算書に依れば、我國の公債及紙幣は十一年度より三十八年度に至る二十八ヶ年間に悉皆償還したるの計算にして初年度の紙幣消却高は僅々五十萬圓に過ぎざりしも紙幣と正貨との差に多大の懸隔を生ずるに至れるや十一年度の紙幣消却豫算高五十萬圓を増加して七百十六萬餘圓となせり。この巨費は該年度の公債元金償還豫算高の内より百四十六萬餘圓を減じて紙幣の消却に充て又九年及十年年度の歳入決算殘餘三百三十七萬餘圓西南征討費決算殘餘四十四萬圓其他在來の準備金より支出したる者百三十八萬餘圓を悉

皆紙幣消却に充たるものなり。かくの如くにして政府一切の國債償還は十一年度以降二十八ヶ年間毎年歳入中、二千萬圓を收支して之を償還することゝなれり。然るに十二年以來銀貨は紙幣に對し益々騰貴して二割五分以上となれり。こゝに於て政府は其騰貴を抑制せんとし此の年四五月の交より國庫中の銀貨二百四十萬餘圓を市場に賣り出さしめたり。銀貨は爲めに暴落して一圓十六錢一厘となり、六月十錢二厘となれり。七月其賣出を止むるや亦騰貴の勢を示さんとせり。政府乃ち公債及紙幣償還概算書を修正し之を國債紙幣消却方法と名け同月第一國立銀行及三井銀行に下付し之を公示して政府紙幣の信用を固うせんと計りたるも銀貨の價格は日に高まり十月には一圓二十三錢三厘十二月には一圓三十三錢六厘となれり。而かも十月以降紙幣の下落を來せる誘因はなほ他に存せるとを知らざる可からず、これを藤田組贋札事件の疑獄となす、今之が顛末を記すに方り暫く我國紙幣の製造交換に關する概要の沿革を記さざる可からず。

新紙幣の製造 政府が始めて發行せる太政官札、民部省札の粗惡は固よりいふを須ひず、四年十月に發行せる大藏省兌換證券は純然たる兌換紙幣なりしに拘はらず券面上單に朱印を鈐し、其下に大藏省の印紙を糊附して贋模を豫防せるに止まれり。其紙幣は製造粗惡に其裏面に糊附する印紙亦各種價位の大小を論せず其形色の同一なりしを以て小位證券の印紙を剝取して大位の贋札に移貼し之を僞用するに至れり。こゝに於て政府は更に證券面に各々其數位を表する小印を加押し其弊を防がんとせしも到底紙幣を改造するにあらざれば贋造の豫防充分ならざりし

を以て八年一月布告して兌換證券の通用を停止し、悉皆新紙幣と交換することゝなせり。新紙幣は三年十月獨逸國フランクホルト府ドンドルス及ノウマン商社に命じ、一億三百五十三萬七千三百五十九圓二十錢を製造せしめたるものなりしが其後損傷交換の豫備紙幣を要するを以て紙幣製造所を紙幣寮構内に建築し、獨逸より廻送し來れる原版により、十年七月より十一年六月に至る一年間を以て十圓二圓一圓の三種紙幣四千四百萬千五百二十四圓を増製せり。後十四年に製造せる十錢紙幣五百四十六萬二千五百十三圓七十錢を加へ紙幣製造總高は一億四千九百四十四萬千三百九十六圓九十錢也。新紙幣は其製造極めて精巧美麗なるが故に發行以來其信用一層重きを加へたるもなほこれに大關點あるを免れざりき。即ち各種の紙幣何れも其紙幅金員の字樣大率ね同一にして且つ字形の細小なるが爲めに描改に容易なること、及び用紙製方の完全ならざるに由り彩色充分に浸染せず故に其彩色を變更し地紋を消滅するに容易なること等其他紙質脆弱損傷迅速なるが如き幾多の非難を免れざりき。この關點あるに乗じてこれが贋造を企てたるものに神奈川縣人某なるものあり、最も精巧に贋模し五百倍の顯微鏡を以て驗するも唯だ僅かに紙面の模様なる蜻蛉の足一本を缺くのみと傳へられぬ。これ實に藤田組疑獄の由て起る所因にして亦實に十三年以後更に原版印肉器械地紙等に考案を盡し改造紙幣の發行せらるゝに至れる因由なりとす。

藤田組疑獄事件の經過

明治十二年九月警視廳權大警部佐藤志郎は同廳の警部巡查三十餘人を率

る突然大阪高麗橋一丁目なる豪商藤田傳三郎の居宅に至り傳三郎以下、弟、甥、支配人等を抑引し同時に舊山口縣令にして今は藤田と共に大阪の藤田組事業を擔當せる中野梧一を拘引し十月並に東京に護送せられぬ。元來藤田は長州の出にして木戸、高杉、山縣、伊藤、井上等と親交あり、中野は幕臣なるも山口縣令たるの日藤田と相知れり。この縁を以て二人は明治八九年の頃より藤田組と名くる陸軍省御用達となり要路に知己あるの便を以て十年西南の役に一舉數百萬圓の暴富を致すを得たり。然るに當時恰かも大藏省二圓紙幣中の精巧なる贋札顯はれしを以て世間は揣摩臆測、此の如き精巧の技術は日本人の手を以て能く爲し得べきにあらず、必ず外國に於て製造し竊かに内地に輸送せるものならんと。かくの如くにして疑念は當時歐洲漫遊中なる井上馨に集り、井上が獨逸に於て之を製造せしめ豫ねて親交ある藤田の許に輸送し藤田組が戰爭中日々數十萬圓の買上品代價支拂の間に此の贋造紙幣を行使せるものなるべしとなしたり。當時の警視廳は大警視川路以下悉く鹿兒島人を以て成り、在朝の大臣は多く長州出身の人なりしを以て探索最も秘密に、これを機會として長の勢力を一時に奪はんとしたるものゝ如し。これより先川路大警視は歐洲を廻遊し海外にありても亦之を聞知して疑ふ所あり。其歸朝後直ちに病死したるも、遺命を安藤中警視に傳へ遂にこの一大疑獄を出すに至れる也。然るに其證據とする所は單に藤田組雇人たりし木村真三郎なる者警視廳の秘密探偵が要求する所に應じ、自ら耳目する所を記し實地録と題し附與したる一書あるのみにして原被兩造の對審に及

びてや全く無稽の想像に止りしを見たり。依つて十二月に至り被告人一同は無罪放免せられ、安藤中警視及佐藤權大警部は其職を免せられ、木村眞三郎は不應爲重きに問ひ懲役七十日に處斷せられぬ。されど賸造紙幣は依然として回収せられず其金額幾千萬圓なるを知らずと傳へられ、事また廟堂の顯官に繋がりしを以て紙幣の信用は愈々下落するに至れり。

【政府の財界緩和策】かくの如くにして政府發行紙幣の信用は再び失はるゝに至るや疑獄以後紙幣の暴落は其底止する所を知らず、十三年三月銀貨は騰貴して一圓四十三錢五厘となれり。政府また同年四五月の頃より銀貨六百餘萬圓を市場に賣出し僅かに財界の緩和を保ち得て五月一圓三十七錢三厘より六月一圓三十六錢七厘に下落せり。然るに輸入の増加は遂に再び銀貨の騰貴を促して同年九月の如き實に一圓四十八錢九厘となれり。政府は到底これを抑止すべからざるを見、この月を限りとして銀貨の賣出しを中止するに至れり。この間政府はまた他の緩和策を執り、横濱に洋銀取引所を許し、東京大阪の株式取引所に金銀の賣買を許し、東洋の諸外國銀行に照會して上海香港の地に於て墨銀と同じく我銀貨を通用せしむる等内外に向つて百方施設する所ありたるものなるに未だ其好果を得る能はざりき。今は即ち其概要に就いて記さんか。十二年二月政府は横濱に洋銀取引所の設立を公許したり。蓋し政府は洋銀の缺乏に由り其價格騰貴によりて銀紙の間に差價を生ずるものゝ如く信じたるに似たり。此故に或は横濱爲換會社を設立し之に資金を貸附して洋銀の下落に方りては之を買ひ、其騰貴に方りては之を賣りて相

場の平均を保たしめ、若くは洋銀券を發行して以て其騰貴を防がんとせしが如き或は新貿易銀を發行し洋銀に比して四グレインの量を増し洋銀同價に通用せしめ以て洋銀の驅逐を計れるが如き何れも洋銀驅逐策としてまた價格の騰貴を防ぐべき一法として久しく我國に行はれたる所なりき。即ち洋銀取引所の設立亦洋銀賣買の便と價格の緩和とを計らんが爲めなるのみ。然るに洋銀は東洋諸國の貿易場に流通し慣習久しきを以て新貿易銀の如きは徒らに鎔解改鑄せられ四グレインを失ふの外何等得る所はなかりき。こゝを以て十一年十一月新貿易銀の鑄造は廢止せられ、洋銀同量の舊貿易銀は再び發行せらるゝに至れり。又これに先ちて從來我幣制の金銀中何れが本位なるか知る可からざりしが如き状態より同年五月貿易銀を以て通用貨幣とし、貿易銀は海關稅其他外國人より收むる諸稅及び日本人外國人との通商の取引に用ひ又これを内地の諸稅納方等其他公私一般の拂ひ方にも用ひ其制限あること無しと公布せしを以て我國銀貨本位の論をこゝに開くと共に大に銀貨の流通區域を擴張し洋銀價格の變動を減せんと欲せり。而して更らに十二年九月東京大阪兩株式取引所に於て金銀貨幣の取引を公許し横濱洋銀取引所を横濱取引所と改稱せしめ獨り洋銀のみならず一般の金銀貨幣を取引することを公許したり。然るに十三年以來銀貨は益々騰貴し同年四月に入りて一圓五十七錢九厘の高價を示すに至れり。こゝを以て政府は直ちに金銀の定期賣買を禁じ、又米穀の定期賣買をも停止せり。蓋し政府は投機者の煽動がこの非常の變動を致せしものと思惟したるなりき。而かも金銀貨取引の東

縛は其騰貴を防ぐ上に何等の効力はあらざりき。こゝに於てか政府はまた他の方略を以て銀貨の騰貴を防ぐべき一法を案出せり。即ち横濱正金銀行の設立これ也。其開業は十三年二月にして資本は三百萬圓となす。内百萬圓は政府の所有にして設立の目的は正貨を以て營業し民間に隱匿せる正貨を預け入れ之に依て市場の正貨を増し海外荷爲換の事業を開き内外貿易の間に立ち金融を疏通し正貨の騰貴を抑へんとするにあり。而かも正金銀行の事業は一時大なる悲運に遭遇して其計畫また全く失敗に終れり。かくて銀貨騰貴紙幣低落の勢は十三十四兩年の交に於て愈々甚しきを致せり。これ實に在野の民権家等が相依つて以て政府の財政を攻撃せし所以にして當時の財政整理總裁たりし大隈重信の如き亦術の施すべきを知らず、俄かに外債を募り以て此弊を救ふべしとの議を内閣に提出するに至れり。これかの國會請願の聲と兩々相和して天下の人心を激動せしめしもの、國會開設の機運は亦この方面よりしても自ら逼り來れるなりき。大隈遂に十三年十一月を以て維新以後十三年間の財政要覽なるものを公にし以て天下囂々の人士を鎮撫すべきの一策となせり。これ固より多少の繙縫を免れずと雖も其財政の始末はこれによりて見るを得べき也。余輩暫くこれが梗概を語らざる可からず。

十三年間財政要覽梗概 大隈が十三年間の財政要覽は歳入出、紙幣、國債、租税、銀行、政府の財産、邦内の景状等七條に部分し逐次に其顛末を叙述したるものにして其序に財政狀況如何を詳知すべく政府の變革と諸種の事變とを回想對比するを要すとなし曰く「抑維新以來十三年間

に於て政府が重大なる變革を執行せし者三つあり、其第一は則ち弱政を變じて王政と爲せしなり、其第二は封建を變じて郡縣と爲せしなり、其第三は士族の常職を解て其家祿を處置せしなり凡そ是等の變革は皆六百年來の舊風習俗を廢絶せし者にして僅々十余年間に斯る三大變革を決定せしは列國の史乘に於て其例希有なりと云ふべし。又此他十三年間に重大なる事變を發生せしこと三つにして維新東北の戰亂は則ち其第一事變なり。臺灣の遠征、支那の葛藤は則ち第二事變なり。西南の戰亂騷擾は則ち第三事變なり。以上略記する大變革大事變の影響は實に其舉行發生せる年月に止らずして必ず二三年に亘及し又此大變革大事變の外に許多の小變革小事變ありしを回想すれば維新以後十余年間は財政上會て寧歳なしと云はんも可なり」と、言や僞らざる也。而かも進取的新造國民を以てして未曾有の一大跳梁を試みんとす勢ひ其斯くの如きや免る能はざる所ならんのみ。明治四十年間の財政史は殆んど全く至難なる遺練り算段を以て成されたるものなれば也。豈に獨り十三年間の財政のみといはんや。されど時草創に屬し、民蒙に人暗うして天下財政の何者たるを解せざるに大隈がこの要覽を作る寔に多として感謝せざる可からざる也。第一項歳入出は先づ明治元年より同十二年六月に至る維新後十一ヶ年間の歳入歳出過不及の有様を表示したり。即ち嘗て十年間の財政を論ずるの時説明せるが如く會計年度の第一改正に至る迄は年度を以て計算する能はざるが故に期を以て計算し、一期より八期に至り以下第八年度より第十一年度に至るものとなせり。説明して曰く「第一期第二期は萬事草創庶

政更始の際にして東北の戦亂未だ平定せざるの時季也、又第三期は僅に無事なりしと雖も第四期に於ては廢藩置縣の大改革を决行し行政の事務益々多端を加へ其影響は第五期迄連及したりき故に第五期以前は國家方さに多難多事の歳月中にして其收入經費の過不足を論ずるに違わらずといふも可也且つ紙幣の發行も第五期にして之を止め其以後は第十年西南戦亂の外別に増發することなかりき。是等の事態あるが故に政府歳入出の有様に依て其節用濫費の迹如何を知らんと欲するには第六期以後稍や平和なる六ヶ年半の出入を觀察するを以て緊要なりとす。……右第六期以後六ヶ年半間の歳計を通じて之を括算すれば第七期の臨時費不足八百八十二萬圓を控除してなほ四千八十二萬圓の殘餘を見るなり……政務擴張の際に在て政府の歳入常に能く斯の如きを得る所以の者は他なし一方に於ては各官廳事務施行の間に於て其會計を檢束し之をして整頓に歸せしむると、他の一方に於ては著しき新税を起さず課額を増さずして納税の額逐次増加すると由る者也」と蓋し實也。第二項紙幣發行の事に關しては則ち曰く「維新後數年間は東北の征討を始め内政の改革外國の交際等庶政擴張事端百出するの時に當り政府の直轄に歸したる舊幕府の管治内よりは未だ充分に租税を徵入するの順序に至らず假令之を完收するも其員額は以て政府經常の費途を支充するに足らず又諸侯は各自に政を其封内に行ふが故に政府は年々僅かに七十萬圓内外の軍資金を徵收し得るに過ぎざりき又當時邦内の資本は常に乏少にして加ふるに維新の日猶ほ淺きが故政府の經費を支ふべき巨額なる内債募集の舉は決して維

新の五六年間に施行し得べからざりし也。斯くの如く一は租税を増徴するの道なく二は國債を募集する能はざるの時に當り兵馬騷擾事物創始の間に於て政府は經常臨時の費途を支へんと欲するに専ら紙幣發行の一事に依頼せしむ亦已むを得ざる者也」と。而して其紙幣發行の始末に關しては前段説明する所と略同じ、こゝには大隈が其發行原由を陳述せる所を紹介し以て當局者が紙幣發行に對する意見を知るの便となせしのみ。蓋し政府の政策は必ずしも不換紙幣主義にあらず、唯國用多端に制せられ、其硬貨主義を執る能はざるに及んで、始めて軟貨主義に陥入りしもののみ。第三項國債を辨明しては最も明瞭ならしむるを得たるものあり。先づ政府借入金の總額を示し、この金額を其種類により十類に區分したり。其舊藩の借入れたる者にして廢藩後政府の負擔となれる内國新舊の二公債、華士族神官の家祿制度を變更するが爲めに生ぜし秩祿、金祿並に舊神官配當祿の三公債及び外國新公債の四種を示しこの四公債は無期限の家祿を變じて有期限の公債となせしものにして政府の負擔歳出を新に増加せし類にあらずとなせり、次に紙幣の減少を要して發行せる金札引換公債、鐵道建築灣港道路修築河江埋没其他殖産の資本に供したる外國舊公債、起業公債の二種を挙げ、最後に明治十年の借入にかゝる征討費を挙げたり、斯く其種目を列舉説明したる後ち之を二種に大別し一は舊來の負債を受け繼ぎたる者、一は政府の自ら消費せるものとの甲乙二種に分ち更らに政府の支消せし部類に就き事物の改良に屬する起業公債、外國舊公債の如きものと、一時の消費に歸する征討費借入、金札引換

公債の如き二種を分てり。こゝに於て公債金額二億六千三百四萬圓に對し其比例を示して此舊來の負債を政府に受繼たる者は百分の七五、八にして政府の消費せる者は百分の二四、二に居れり。又生産改良の費途に屬するものは金額に對し百分の六、六にして一時の消費に歸せし者は百分の七、六に當れりといへり。以上は紙幣を除く外、自餘、公債の募集發行の事由及び其消費の概況にして紙幣が如何なる費途に供用せられたるやに就き之を辨じて曰く、政府が年々消却して現時に遺存流通する總額に對し國庫に儲蓄せる準備有金十三年第六月現計五千百三十二萬圓は之を消却し得べきものなれば先づこの額を除算し又政府の負擔に歸せし藩札千九百四十六萬圓は舊藩の負債を政府が受け繼ぎたるものにして政府が増加したるものにあざればこれも亦發行額中より除算すれば明治十三年六月の流通額一億八百六十八萬圓なるが故に政府の發行額は即ち三千七百九十萬圓なるの割合なり、然るに維新の初年より十三ヶ年間に涉る非常軍費は合計三千九百九十四萬圓なるを以て、政府の純粹に發行せりと見做すべき紙幣流通額と其差額を求むれば差引軍費の發行紙幣に増過すること二百〇四萬圓也、即ち公債の一部なる紙幣を政府が發行せることは單に十三ヶ年間の非常戰費にのみ充てたるにて平常の費途に歳入の不足を補填せんが爲めに濫費發出したるには非ずといふべしとなせり。結果より其徑路を彈亂すれば即ち其言の如きか。第四項銀行に論及しては則ち曰く「紙幣の流通額は當初銀行設置の見込より幾分か増加せしと雖も政府は銀行の設置を中止せずして政府發行の紙幣を減却するに

決し直に其減債の方案を舊時と變更し十一、十二の兩年度に於て先づ紙幣九百十六萬圓を減じ其後六ヶ月を出でずして十年増發の員額二千七百餘萬圓を減却するの算程を定めたり。銀行の設置は全國各地に爲換自由の便益を興へしのみならず、暗に所在の商業興利に活潑の生力を添加し又士族營産の幾分を助けたることは各地の狀況を目撃する者の能く知覺する所なり」といへり。蓋し誰人も共に首肯する所ならん。第五項は租税に關する説明にして多少税法の沿革を知るに足るべきものあり、曰く「維新の後數年間は政府も専ら舊幕舊藩の遺法に因て徵收し會て著しき變革を爲さざりしが明治六年に至て地租の改正に着手し同八年に至り雜稅の名稱を附して舊幕舊藩の舊稅一千有餘種を廢除せり故に全國の人民同一の法律を奉じて納稅するに至りしは明治八年以後にありとす。今若し舊幕舊藩の遺法に因襲せし最近の年なる明治十三年の税目と其多少増減を比較すれば左表のし

明治七年の諸稅小科目

千五百十四種

明治十三年の諸稅小科目

四十九種

右の如く千五百四十餘種の税を免除したりと雖も其種類たるや概ね煩雜の徵收法を用ひ、些少の員額を得る者にして之を存するも著しく國庫の收入を増さず之を徵すれば人民をして苛重の感想を生せしむ是則ち八年に於て雜稅を免除せし所以也、斯くの如く現時諸稅の小科目は四十九種其大科目十九種にして其名稱左の如し。

海關稅、板權免許料、北海道物產稅、地稅、海外旅券其他免許手数料、酒類稅、鑛山稅、賣藥稅、船稅、煙草稅、會社稅、代言免許料、車稅、證券印紙稅、銃獵稅、郵便稅、牛馬賣買免許稅、訴訟對紙諸稅、度量衡稅、

即右の總數十九種の稅目ありと雖も、其重なる者は地租にして國稅の總額と其員額との割合を掲ぐれば左の如し

明治十三年度國稅總額	五四、五五〇、〇〇〇圓
同 租額	四一、九〇〇、〇〇〇圓

(國稅の總額に對する地租の割合十分の八強)

故に租稅の歲入は主として地租より成立する者なるを知るべし。……改正の新法たるや田地五ヶ年の實收額を平均し、其一ヶ年分に五ヶ年分の平均價を附して之を利金と見做し其元金を算出して以て地價と定め地價百分の三を地租とす而して其地價は每六ヶ年に之を檢査改算するの規則なり、今若し舊來の割合唱呼を用ひば新法は凡そ三公七民にして舊稅其重なる者に比すれば其四割若くは三割を減少したるの割合也。……尙政府は農民に獨り重稅を負はしむるの不當なると生産力の伸張する能はざるを察知し漸次に地租を減除して他の租稅を益し偏重偏輕の稅法を變革するの主義を定め明治十年又更に地租の六分の一を免除せり。此減租によりて政府は其歲入を減じたと大凡八百二十萬圓なりき、然れども地租の外なる諸稅は年々増益するの有

様なるを以て稅目の大増加無くして稅額は即ち増加するを得たり。……明治十年地租を減せしにも拘はらず爾後租稅より生ずる政府の歲入は年々増加すること左表の如し。

明治十年度略定決算	四七、九一〇、〇〇〇
同十一年度略定決算	五〇、〇〇〇、〇〇〇
同十二年度豫算	五一、二八〇、〇〇〇
同十三年度豫算	五四、五五〇、〇〇〇

是に由て之を觀れば租稅の歲入は決して減退するに非ずして却つて増進するを見るべし又國稅の大科目僅々十九種に過ぎざるを以て察すれば國力を愛養するの主義を固守するを推知するに足るべき也」となせり。第六項政府の財産を概算せるが如き唯かの英雄人を欺く底の手段のみ第七項邦内の有様を述ぶるもの、中左の數字は記憶に値すべきに似たり。

電信線路の延長	一千六百里(十三年現計)
郵便線路の延長	一萬五千七百里(十二年現計)
鐵道線路の延長	三十里餘(十二年現計)
燈臺	三十五ヶ所(十三年現計)
西洋形船舶	三百七十七艘(十一年現計)
造船所	七ヶ所(十三年現計)

車輛(有税のもの)

三十四萬輛(十一年現計)

海外貿易額

六千四百十二萬圓(十二年現計)

(參考)同額明治二年は三千三百六十八萬圓なりき

學校數(大、中、小學合せて)

二萬七千六百餘(十一年現計)

同生徒數

二百三十一萬九千餘人(十一年現計)

同教員數

六萬八千人(十一年現計)

以上は大隈が天下に公示せる十三年間財政要覽の梗概也。大隈がこの舉に出づるや實に天下に向つて止む能はざる辯疏なりき。而かも吾人はこれによりて明治十三年は國家財政の兎も角も其緒に就きしを想見し得べしとなす、蓋し十三年三月は太政官に會計検査院を置き政府の會計を審査監督して會計法規の統一を主治せしむべく進める財界の一期劃なれば也。乞ふ更に十四年以降に於ける財政如何は政界推進の情態と併せ見るを得んか。

第三章 政黨出現後の朝野

佛國自由主義の輸入 國會請願及財政紊亂の二方面より民家志士が政府の政策を非難すべく其熱火の炎上に立てる時、極端なる佛國自由主義は明治十四年の上半に於て更に一層の火力を加へんとし、火上油を注ぐに至れり。即ち現任總理大臣西園寺公望は嘗て永く佛國に留學して歸朝

せるもの、直ちに其佛蘭西派の自由主義を唱道せんとし松澤求策松田正久等と計り同年三月東洋自由新聞を發兌して自ら其社長となり大に其鼓吹に力めんとするや華族なる階級の鎖鑰は彼をして遂に其社長を罷めしめ且つ同社と其關係を絶たしむるに至れり。然るに松澤等は該事件の顛末を以て自由新聞紙上に掲載せし罪により禁獄に處せらるゝの悲運に接せり。この一事は寔に宵時の現象なりしとはいへ、新自由説の影響は大に人心を喚起するに値せりき。又當時中江兆民は田中耕造等と子弟を集めて専ら佛國自由主義を講じ、且つ翌十五年に至り政理叢談なる雜誌を刊行し民權自由の唱道に盡せり。彼等はルーソー及び古代の羅馬共和政を敬慕するの徒にして我が帝國に純然たる共和政治を布かんことを夢想せりしなりき。而して在野政治家のこれを欣慕する者漸く勢をなさんとするに至れり。廟堂の狼狽や知るべきのみ。これ亦國會開設の機運をして速やかならしめたる一動力ならずとせず。斯くの如きの時運に乗じて廟堂に立ちて其自家の權力を扶植するに力めんとし却つて内閣の破壊を來さしめ延いて内よりして國會開設を強ひるの姿を爲さしめたるものを大隈となす。

大隈の權勢扶植 大隈の才幹は以て廟堂の同輩を凌駕するものありしと雖も、彼の出身が薩長の中にあらざりしと滿朝の大臣多くは其先輩なりしを以て常に牽制せられ嘗て能く伸ぶる能はざりし。然るに大久保逝いて後には専ら其權勢を扶植するに力め、其友河野敏謙を延き、數十百人の股肱を各省樞密の局部に置き、大藏省中の會計局を改めて獨立の會計検査院となし、其權

勢下の者をして同院を占有せしめぬ。かくて一方に内閣と諸省との分離を行ひ、内閣中に各分科を置き各省の事務を監督せしめ而して自ら二三樞要の分科を支配し内閣の實權を掌握せんとしたり。即ち當時内閣の組織は大藏大輔松方正義を以て内務卿と爲し議官佐野常民を大藏卿と爲し陸軍中將兼内務大輔大警視大山巖をして陸軍卿を兼しめ海軍中將兼外務大輔特命全權公使榎本武揚をして海軍卿を兼しめ副議長河野敏謙を文部卿と爲し工部大輔山尾庸三を工部卿と爲し文部大輔田中不二麿を司法卿と爲し參議大木喬任をして議長を兼ねしめ、唯井上外務卿のみ當時條約改正に従事するの故を以て猶參議を兼ね及陸軍大將兼議長熾仁親王の議長を罷め左大臣を兼ねしむ。外務少輔上野景範、内務少輔前島密を並に大輔と爲す。而して太政官中の法制調査二局を廢し法制、會計、軍事、内務、司法、外務の六部を置く其主任左の如し。

法制、大木、山田。會計、寺島、大隈、伊藤。軍事、山縣、西郷、川村。内務、黒田、伊藤、西郷。司法、寺島、山田。外務、大隈、河村、井上。

見るべし。大隈は伊藤と相對峙して、伊藤の内務大藏に據れると匹儔すべく大藏、外務の二壘を得たり。彼がこの權勢を爲すや外に向つて其威信を繋ぐべく、假令餘儀なくせられたるにもせよ、其自家立脚の地たる財政報告を以て先づ天下が非議を容るゝの餘地なからしめんとせり。次いで、内閣を自家の内閣とすべく異分子淘汰に向つて其歩を進めぬ。これかの有名なる彼が國會開設の策なり。一日民間黨に對する方略を以て左大臣有栖川熾仁親王の大隈に計るや、大

隈答へて曰く事甚だ重大なり、乞ふ私かに座を給はば之を陳べんと、左大臣一夜大隈を召して之を見る大隈具に民間黨の勢力恐るべきものあるを説き、之に當るの策唯だ薩長二大藩の藩閥力を打破し天下と休戚を共にすべきの外なしとなせり。而して明治十五年國會議員を招集し、十六年國會を開き今より先づ藩閥元老を退けて民間黨中の新進政治家を容るべしとなす。事遂に漏れて大隈は薩長の人士が怨府となれり、時恰かも北海道官有物拂下事件あり、大隈部下の新聞は當時北海道開拓長官たりし黒田清隆を責め藩閥打破せざれば國家の整理ならずといひ、國會開設せられずんば、この弊矯む可からずとなせり。こゝに於て大隈黒田は共に政府動搖の主力となり内閣に一大革變を生ずべき因由を作れり。

北海道官有物拂下の顛末 抑も我政府の新に開拓使を設置したるは明治二年七月にあり、爾後同十三年度に至るの間に於て開拓使の費消せし金員は一千四百〇九萬餘圓に上れり。然るに政府はこの創設したる北海道開拓使の官有物中、東京永代橋側の開拓使物産取扱所、敦賀東京及大阪の開拓使倉庫、函館船場の官有地、七重勸業試験所、根室牧畜場、大野養蠶所、製鐵所、麥酒製造所、葡萄酒製造所、諸鐘錶製造所、製毛所、製網所、獵虎獵場を始めとし、玄武丸、矯龍丸、及其他の汽船風帆船並に其工作所を擧げて、關西貿易會社に拂下げんとするの議あり、是より前、明治三年を以て黒田清隆の開墾の急務を建議するや、政府即ち之を裁可し四年に至り更に令を下して長官は天皇庶政を分課し百揆を統叙せしむる爲に其委任を受くる寄臣に

して總て部事の濶まらざるを以て已れ其責に任じ縱ひ失錯あるも已れ其譴を受くべしと、而して政府は従前の開拓使定額金を廢し明治五年以降十個年間に以て其期限と爲し乃ち該使に附與するに一千萬圓の金額を以てすべきに制定せらる。かくて明治十四年の終には事業未だ半ばなるもの多きも其期限將に滿たんとす。此時鹿兒島人にして維新の初に參與外國官判事會計官等に歴任し今は大阪に在りて商業に従へる五代友厚及び藤田組疑獄事件に關聯せる中野梧一等開拓使大書記官安田定則、同權書記官折田平内、同金井信之、同鈴木大亮等相謀り新に關西貿易會社を設立し開拓使十數年の事業を擧げて譲り受け拓殖の功を奏せんことを請へり。而して其拂下げ代價を問へば僅々三十萬圓無利息三十ヶ年賦を以て上納せんとする者なりき。當時在朝の薩人等皆之を諾し、獨り大隈のみこれを聽かざりしといふ。此年天皇東北に巡幸し給ひ、この問題を以て互に、犬猿視せる大隈重信、黒田清隆の二人は車駕に扈從して行けり。七月車駕東京を發するやこの事件未だ勅許を得るに暇あらずして漸く世間の物議を醸さんとするの恐れあり。即ち一二の參議は鵜を追て千住に至り行在所に祇候して終に勅許を得たりといふ。此事件の世に見はるゝや、京濱毎日新聞は官物拂下の方法如何と議し郵便報知新聞は仰で天に嘆くと論じ朝野新聞は北海道の事を論ずと題し其他幾多の新聞筆鋒を揃へて其不法を咎め民間黨は全力を注ぎて之を辯難攻撃せり。且つ淺草井生村樓に於ける國友會員の演舌を始めとし、横濱、静岡、和歌山の各地大阪戎座に於ける藤田茂吉、鎌田英吉、加藤政之助等の演舌あり。八

月かの新富座に於ける大演舌會あり。横濱毎日を代表せる沼間守一、東京日々を代表せる福地源一郎等其他高梨哲四郎、益田克徳、肥塚龍等あり。演ずるもの熱血を吐けば、聽くもの熱涙を飲む。天下蒼生の怒り未だ斯くの如く、激越なるはあざりき。この一事はかの國會開設の聲をして益々大ならしむるに至り、かくの如き醜事件を醸すに至れるものや實に少數政治の罪なりとなし、其根本を打破せずんば、必ずや再び同一事件の繰返へさるゝあらんとすといへり。廟堂にありても大藏卿佐野常民の之に反抗せしあり、有栖川左大臣の如き亦其不可を鳴し給ひ聖上還幸の後、職を賭して之が中止をなすべしと聲言せらるゝに至れり。自由民權の首唱者板垣退助亦九月郷里より神戸に着し大阪戎座にこの機會を利用して「自由の真理」を演じ遂に東上して上野精養軒に板垣招待の懇親會となり、更に中島信行等を隨へて東北遊説の途に上るに至れり。機會を捉え得たる板垣の遊説は、到る處として歡呼して迎へられざるはあざりき。十月天皇東京に還幸せらるゝや、即夜大臣參議を御前に召し以て詳議を盡させ給ひ同月十二日を以て開拓使官有物拂下げ中止の命を傳ふるに至れり。これを開拓使官有物拂下げの顛末とす而かも斯くの如き情實繫縁の處置は決して一再に止らざりしと雖も開拓使事件の偶々捉えらるべき時機に運命を投せしものゝみ。以て當時に於ける藩閥政治が如何に天下の人心を激動せしめしかを見るに足るべき也。

國會開設の理由 十四年十月十二日開拓使官有物拂下の指令を取消させ給へるの日、吾人が記

億すべき國會開設の大詔は煥發せられたるなりき。詔に曰く「將に明治二十三年を期し議員を召し、國會を開き以て朕が初志を成さんとす」と。この開設時期に於ては御前會議の席上各説區々にして議或は十八年といひ二十年といひ或は二十五年といふ。聖上即ち宸斷せさせ給ひ、二十三年と筆太に記させ給ひ、爾等能く此の責に任じ得るや否やと尋ねさせ給ふ。大臣參議等乃ち評決して其責に任すべきを答へ上れりと聞く。大詔頒布の翌日再び大臣參議を召し相協へて經畫周備すべきを命じ給へり。

大隈野に下る 大隈が藩閥の打破の第一目的稍々其緒に就くと同時に彼が身は廟堂より追はれて一個の野人となり終れり。彼と進止を共にせんと誓へる門下生は相携へて野に下れり。曰く矢野文雄、牛場卓造、犬養毅、尾崎行雄、中上川彦次郎、小野梓、牟田口元學、小松原英太郎、中野武營、島田三郎、田中耕造、森下岩楠、等或は統計院に或は外務、大藏、文部、農商務等に書記官たりし者前後願によりて本官を免せらるゝに遭へり。農商務卿河野敏鎌驛遞總監前島邊より追はれぬ。大隈が嘗て廟堂にあるの日、開拓使官有物拂下問題に關し極力反抗せりと聞くや、天下の同情は集つて彼が身邊に歸し、大隈微かつせば此蒼生を奈何と呼ばしむるに至れるの時也。乃ち大隈が一舉一動は天下の注目する所となれり。

伊藤井上の權勢成る

太政官に六部を置きこれを分掌して以來内閣の實權力は殆んど井上、伊藤、

大隈によりて握られたるが如き觀ありき。然るに今大隈を追うて井上の二老を止むるに及んで勢は自づから井伊政府を成形するに至れり。即ち大隈の考案に成りし各省内閣の分離制を廢しまた參議と卿との兼職を回復して之と同時に參事院なるものを作り各省と同一の地位に立たしむるに至り法制會計以下の六部は全く廢せられぬ。參事院章程に云ふ「參事院は太政官に屬し、内閣の命に依り法律規則の草定審査に參與するの所とす」と、而して其事勢を規定せるものうち「各省より上稟する所の法律規則案を審査し意見を具へ或は修正を加へ内閣に上申す」又「元老院に於て議決する所の法案を審査し時宜に依り意見書を具へて内閣の命を請うて元老院の再議を求むることを得」となせるものあり。全政府の勢力は一つに此に集り、殆んど總理府と小國會の勢をなせり。參事院に議長たるものは伊藤博文自身にして司法卿田中不二麿之が副たり。其議官となれるもの多くは元老院議官にして福羽美靜、山口尙芳、鶴田皓、水本成美、渡邊昇、中村弘毅等あり、井上毅、田中光顯、山尾庸三等亦議官たり。權勢一朝にして隆し。而して井上馨は參議兼外務卿として専ら條約改正の大事に任せり。かくて其年十一月各省從前の事務省理を廢し更に諸省事務通則を定め官制整備の實を擧げんとするに至れり。これを換言すれば權力爭奪に餘念なかりし藩閥内閣は今や其異分子を排斥し去りて全然薩長の元老内閣となり。外に向つて民權自由派なる大敵に當るべく緊密なる薩長聯合の政府を爲せりといふべき也。これに對する自由黨の行動や如何に、大隈が對抗策や如何に。

自由主義者の大結集 十三年十一月國會期成同盟會の會同するや一部は別に自由黨なるものを組織し翌十四年十月一日を期して再び東京に會すべきを約せり。即ち約は期日を以て踏まれ期成同盟會員も亦東京に會せり。時恰かも國會開設の詔勅を拜すべき僅かに前、開拓使官有物拂下問題のなほ騷擾を極めたる時に屬せり。由つて彼等は自由黨といひ、期成同盟會といひ力を二つに分つて行動するの不利なるを思ひ、人心激昂の機に乗じて二結社は一大團結を爲し併稱して以て自由黨といひ、盟約規則を定むるに至れり。盟約章程にいふ「吾黨は自由を擴充し權利を保全し幸福を増進し社會の改見を圖るべし。吾黨は善美なる立憲政體を確立することに盡力すべし」と、而して板垣退助を總理に推し中島信行を副總理とし後藤象二郎、馬場辰猪、末廣重恭、竹内綱等常議員となれり。林包明、山際七司、内藤魯一、大石正己、柏田盛文等幹事として黨務を處理し専ら黨勢擴張に力めり。自由黨の關東に結托せらるゝと同時に西大阪にありても亦自由主義者の結黨せるものあり、これを大阪立憲政黨といへり。草間時福、甲田良造、土居通豫、永田一二、小島忠里、古澤滋等の徒が首唱する所なり。即ち自由黨の副總理中島信行を請うて總理となせり。實に關西自由黨の頭領たり。翌十五年二月に至り機關新聞を發行し専ら關西自由黨の中堅を以て任せり。

改進黨興る 自由黨の結托せらるや天下は草の風に靡くが如く到る處として政黨の組織せられざるはなかりき。就中九州にありては福岡縣の玄洋社、立憲帝政黨、柳河有明會、鹿兒島縣の

自治社、公友會、三州社、博愛社、長崎縣の佐賀開進會、唐津先愛社等各團體の相合して九州改進黨の組織せらるゝありき。綱領また自由黨の主義とする所と異ならざる也。黨中牛耳を執るものを福岡の頭山滿、熊本の山田武甫、佐賀の松田正久、鹿兒島の長谷場純孝等となす。これ寔に十五年三月十五日なりき。これに遅るゝこと僅かに四日、東京にありて立憲改進黨の組織せらるゝあり。これを廟堂の國會論者大隈重信が野に於ける大運動の第一着手となす。これより先き東京に嚶鳴社及東洋議政會の二小團結あり。嚶鳴社は前元老院書記官沼間守一が明治十二年官を辭して後ち言論の振はざるを憂へ河津祐之、肥塚龍、吉田次郎、末廣重恭、波多野傳二郎、田口卯吉等と設けたるものにして機關雜誌嚶鳴雜誌の發刊せらるゝあり、大隈と共に進止せし島田三郎の挂冠後京濱毎日新聞に入るや來つて之に投じ、京濱毎日また其機關となれり。東洋議政會は矢野文雄、尾崎行雄、犬養毅等の官を辭する後報知新聞に入り藤田茂吉箕浦勝人等と計り講談論議の爲めに組織せられたる大隈派の機關なり。即ち大隈と同時に官を辭せる河野敏謙、前島密、北島治房、小野梓、牟田口元學及成島柳北等この二結社の間に周旋して遂に一黨となし立憲改進黨と號せり。其綱領に曰く「王室の尊榮を保ち人民の幸福を全うする事。内治の改良を主とし國權の擴張に及ぼす事。中央干涉の政略を省き地方自治の基礎を建つる事。社會進歩の度に隨ひ選舉權を伸潤する事。外國に對し勉めて政略上の交渉を薄くし、通商の關係を厚くする事。貨幣の制は硬貨の主義を持する事」と。自由黨の綱領が感情的なるに

比し改進黨の綱領は少からず理論的なるを見る。爾來世人のこの黨に加盟するもの多大を加へ遂に四月十六日東京々橋木挽町明治會堂に其結黨式を舉行し大隈を總理に推し小野梓、牟田口元學、春木義彰等掌事に任せり。

帝政黨成る 既に自由黨起り改進黨起る悉く政府の敵なり。政府豈に其味方を爲らずして止むべけんや。東京日々新聞の社長福地源一郎固と伊藤博文等と善し、即ち當路の命を含み、明治日報の丸山作樂、東洋新報の水野富次郎等政府に繋縁せるものを語らひ、大阪に大東日報を發兌せる西川甫、羽田恭輔等と共に立憲帝政黨を組織せり。三月十八日其主義綱領を公表して曰く「國會開設は明治二十三年を期する事聖勅に明なり、我黨之を遵奉し敢て其伸縮遲速を議せず。憲法は聖天子の親裁に出づる事聖勅に明なり、我黨之を遵奉し敢て欽定憲法の則に違はず。我皇國の主權は聖天子の獨り總攬し給ふ所たる事勿論也。而して其施用に至ては憲法の制に依る。理財は漸次に現今の財務を變じ交換紙幣となすを要す」等十一ヶ條を擧げたり。世間傳ふる所によれば伊藤の口授する所なりといふ夫れ或は然らん。若し夫れ然りとせば帝政黨の綱領は實に當時の政策を代表するものといふべきに似たり。蓋し當時にありては自由改進黨の兩派機關とも其氣鋒を揃へ悉く急進論民主説を主張して憲法は國定憲法たるべし民約憲法たるべしと論じ、廿三年の開期は遲きに過ぐとなし、極端なる民主主義を唱へ國會を以て不能力のものたらしめ天皇は之に戴く冕飾の如くわらしめんとする也。この際にしてこの綱領を見る寔に政府

の意に出づるもの、如し。况んや改進黨が硬貨主義を持するに方りて獨り帝政黨がなほ軟貨主義を持せんとするが如き窮餘寧ろ憫むべきものなすとなさず、されど彼等が友に僧侶あり神官あり改進黨自由の新思想を忌むもの等なほ大にあり。五月大會を西京に開くや、九州四國中國奥羽より其代表者を出して會せしめしもの其數五百人の上に出でたり。こゝに於てか天下三分の勢は成れり。

政府の憲政準備 民間既に三政黨の鼎立するあり。以て憲政の準備に赴かんとする也。政府またこれに對する用意なかるべからざる也。先づ民間攻撃の怨府となりし開拓使はこれを廢せざる可からず。蓋し斯くの如き一部問題を以て全體の生命を賭す、寔に愚の極なれば也。即ち十五年一月黒田其長官を辭し内閣顧問に任じ、尋いで二月開拓使を廢し函館、札幌、根室の三縣を置き、これと同時に各軍人に勅諭を給ひ、其軍人たるの本分を指示し給へり。蓋しこれより先き開拓使官有物拂下問題の天下に囂々せらるゝや軍人にして書を上り以て時事を議するの徒を出せるが如き實に勅諭の由來する近因となす。軍人をして其本分に安んせしむるものは寔に當時の施政者が先づ其第一に意を用ふべき緊要事たりし也。尋いで二月伊藤博文は參事院議長を免せられ、山縣有朋は其後を襲ひ、博文は海外に憲法成典調査の爲め派遣せらるゝに至れり。隨行するもの山崎直胤、伊東巳代治、平田東助、河島醇等あり、華族西園寺公望、相良頼次等亦從ふ。外憲法典章の取調を以て外遊するものあれば、内民情視察の名によつて全國を巡廻す

るものあり、元老院及參事院の議官等これに任せり、政府は内外よりして憲政準備に急がんとするなりき。六月左大臣有栖川宮の露國皇帝戴冠式に臨ませらるるもの亦決して無意味にあらざりき。

各政黨の行動

政府が憲政準備に汲々たるに相對照して各政黨の行動を見る、亦趣味なしとせざる也。自由黨の結社せらるゝや、總理板垣は其主義を弘演せんとして其三月甲府に至り更に名古屋に出で四月濃州岐阜に入れり。同地金華山麓の公園に有志の懇親會に臨み宴果て、將に歸途に就かんとするや刺客愛知縣人相原某の爲めに刺さる。時に板垣叫んで曰く「板垣は死すとも自由は死せず」と、兇者相原某は小學校教員也。板垣が持する主義の急進激越其殆んど天皇を無視し、歴史を蹂躪して顧みず、徒らに習慣風俗を異にして發達し來れる民約説を敷衍し天下の人心を亂らんとするを見、憤慨惜く能はず、刺して以て其鼓吹者を殺さんとしたるものなりき。此報の四方に達するや恰かも板垣の自ら四方に赴いて自由主義を唱道せるが如く、自由の何者たるを知らざるとに論なく、天下を舉げて板垣が自由の名に酔はんとしたるなりき。板垣の負傷は幸に輕微に六月一日を以て歸京するを得たり。改進黨また其結黨式を終るや五月明治會堂に政談大演說會を開き先づ其主義の説明に力めぬ。歸する所は英國の立憲制度に學ばんとするものなりき。立憲帝政黨また之と相前後して新富座に其第一回演舌會を開き勤王論といひ勳閥政府を論すといひ、主として歴史の保護現政府の味方たらんことを力めたるもの

なりき。六月また集會條例の改正せらるゝあり、結社に關する干渉を試みんとしたるもの也。同月自由黨の臨時會議を淺草井生村樓に開くや警察は直ちに改正集會條例を以て之が干渉を始め、遂に自由黨をして結社の届出をなさしむると共に、各地方各部の結社せるものを解かしめ、自由黨中にありて別に國友社の如きを成せるもの亦解社の運に遭ひぬ。尋いで立憲改進黨及立憲帝政黨等結社の届出を命せらるゝに至れり。而してこれら政黨の政談演舌を爲さんとするや届出後一週日を経ざれば之れが認可を與へざるが如き亂暴なる干渉を爲す亦決して一再に止らざりき。されど結社の波浪は一波また一波を動して地方前後に起り相連結するもの其數を知らず。自由黨に於ては大阪の立憲政黨は勿論静岡に岳南自由黨より高知に海南自由黨あり、但馬、淡路、愛知に各其地名を冠して起てる自由黨あり、參河に三陽、石見に石陽自由黨あり、近江に大津自由黨あり、越後に頸城三部自由黨あり、越中に自治黨、東北七州に東北七州自由黨あり。改進黨に於ては、兵庫、静岡、越中、大分、秋田、新潟の地各々其地名を冠せる改進黨と起し、福井なるは若越改進黨といひ、茨城なるは水戸改進黨といひ、福岡なるは柳川改進黨といへり。立憲帝政黨亦其黨與を有す。即ち熊本に紫溟會あり、岡山に中正會あり、山梨に立憲保守黨あり、土佐に高陽立憲帝政黨あり、其他三大黨と互に氣脈を通じ相連結する者なほ其幾多なるを知らず、此の間別に大和の人樽井藤吉、赤松泰助等の發起せる肥前島原の東洋社會黨なるものあり。今日所謂社會黨の陳勝吳廣ともいふべきや、綱領を示して曰く「我黨は平等を

主義となす。我黨は社會公衆の最大福利を以て目的となす」と、十五年五月同黨を組織して未だ幾何ならず同年七月内務卿の治安に妨害ありと認むる所となり、遂に解散を命せられぬ。次いで同年十月立憲帝政黨は西京に大會を開き三百餘名の委員等同黨保持の申合せをなせり。越えて十一月自由黨總理板垣退助は後藤象二郎等と相携へ外遊の途に就けり。其目的實に歐洲の文物を視察せんとするものなりき。而かもこれ遂に民間黨衰微の誘因にして自由黨分裂の端となす。これより先き天下の俊壯が政黨に赴くや殆んど其軌を一にして家産を蕩盡するを常とす。こゝを以て衣食は主義を逐ひ、仕官は節を屈して氣勢獨り自ら衰へんとするものあり。板垣今これを顧みずして外に遊ばんとす。一新聞は傳へて洋行費の出所を陰々政府にありとし或は伊藤博文と密かに謀る所ありとなす。同黨馬場辰猪、大石正己、末廣重恭等其時を得ざるを議し言を盡して之を遏むるも容るゝ所となる能はず、遂に波濤萬里の途に就くに及び、連袂同黨を脱し更に一團體を爲して政治上の運動を試みんとせり。世間名けて獨立黨といふ。これより先きこれら各政黨と政府との間に立ちて官民を調和せんとするの一派あり、三田の福澤諭吉其首唱たり。これを官民調和論といへり。時事新報紙上力を盡してこれを論ず。民間黨は狡猾として悦ばず、政府獨り私かに之を悦べり。而して政府は民間黨の氣焰を小ならしむべく幾多の政黨員を擧げて政府に置き一方彼等を迷はずに利を以てするの手段を講せり。斯の如くにして黨勢略々弱り改進黨自由の兩黨は相並ぶべく餘りに嫉視する事多くして互に争鬭を事とするに至れり。

以上を政黨設立後に於ける行動一般となす。乞ふ暫く筆を財界に轉じ一時大に天下の非議する所となりし國家財政問題の成行きを記さんか。

松方大藏卿の紙幣整理方略 十四年十月大隈の挂冠して野に下るや松方正義は代りて大藏卿の職に就けり。當時松方が繼承せる政府及銀行流通紙幣の現當は實に左の如くなりき。

第一種政府紙幣

一億五百九十萬五千二百十二圓餘

第二種政府紙幣(即ち豫備紙幣 繰替發行高)

千四百五十萬圓

小計 一億二千四十萬五千二百十二圓餘

銀行紙幣

三千四百三十九萬八千三十圓

合計 一億五千四百八十八萬三千二百四十二圓餘

右巨額の紙幣は悉皆不換紙幣なり。新大藏卿は財政前途の方畧を講じて曰く、「紙幣の價格下落して已に四割内外に及べるの時、之が處分を決行するに當りては假令如何の手段を以てするも其價格の回復するに隨ひ、一般の物價を低落し農工商業に一時困難を來すことあるは自然の狀勢豫め期せざる可からず。此事たる實に憂慮すべしと雖も國家理財の長計上より之を見るとき

は固より一時の現象に過ぎざる也。苟くも此現象に恐怖して紙幣の處分を遲疑するところあらば到底成効の日無からんと、依て此の巨額の紙幣を整理償還して我國に一大中央銀行より發行する所の兌換紙幣の制度を起さんことを期せり。これ實に日本銀行設立の因由なりとす。これと同時に新藏卿は政府の會計を調査し通常歳入中より紙幣整理に充て得べき金額を整理し、外に金銀貨其他の準備金をも算上して紙幣整理の用途を定め、一方紙幣の消却と相權衡して他方準備正貨充實の度を計り以て財政の紊亂を防ぐに力めり。されど正貨蓄積の事たる固より容易にわらず。當時の状態は外債を起すに適せず、海關稅また我政府の一意を以て斷ずる能はず、金銀產出の額甚だ鮮少なるの時に方り唯正貨の買收を内國に計れば、倒産の銀行、破産の商家續發して以て市場の一大恐慌を來さんとす。松方は只管海外荷爲替の途により我が紙幣を運用して海外直輸出物品の爲替に充て彼の正貨を收得するに力めり。而も我が物産輸出の大市場たる英國龍動、佛國里昂の如き、一時領事館の閉鎖せらるゝあり、僅かに紐育領事館の存するあるに止れる時に屬してこの唯一財源を作らんとす其困難や思ふべき也。乃ち外に里昂龍動の領事館を開くと共に内、中央の按排機關たる日本銀行の設立に急げり。

日本銀行の設立と紙幣消却 日本銀行は十五年十月を以て開業せり。即ち同年六月を以て制定せられたる日本銀行條例により、同行は兌換銀行券を發行するの特權を有することゝなれり。兌換銀券は何時にても銀貨に引換ふべしと約束せられたる紙幣也。然るに當時銀紙の間其差額甚し

かりしが故政府は未だ兌換銀券の實際發行を許さざりき。かくて後翌十六年四月始めて其特權に浴するを得たるが、これと同時に九年に發布せる國立銀行條例は更に改正せらるゝの必要に迫れり。即ち從來國立銀行が發行せる紙幣の處分を必要としたれば也。改正條例の示す所によれば國立銀行は其紙幣下付高四分の一に相當する通貨を以て發行紙幣引換の準備に充て、該準備金は營業年間之を定期預けとして日本銀行に托し以て紙幣消却の元資に充てしめ、更に各國立銀行は毎半期、其銀行紙幣下付高に對し一分二厘五毛に當る金額を引き去り、之を日本銀行に預けて紙幣消却の元資に充てしめたり。且つ日本銀行はこの種の金額を預り各國立銀行と別段の約定を結び之が發行紙幣を消却して大藏省に上納するものと規定せり。これ所謂銀行紙幣消却法にしてこの他第十五銀行の特典を廢し其紙幣發行高の内より二百四十萬圓を消却せしめたる、乃至鎖店若くは滅株したる國立銀行發行紙幣及描改紙幣の引揚をなしたる等巨額の紙幣流通高を減じたるにより、十四年十一月以降十八年末までに不換紙幣の消却に係るもの凡そ千八百餘萬圓也。この同時期間にまた歳入の殘餘を以て千三百六十萬圓、金札引換公債證書の發行により三百九十一萬九千九百圓合計千七百五十五萬九千九百圓の第一種政府紙幣を消却したり。又準備金にありては前記の同時期間に金銀貨及地金銀等三千三百五十九萬圓餘を増蓄するを得、これに十四年十月以前の蓄積高を合し四千二百二十六萬餘圓に達するを得たり。こゝを以て十八年末に於ける準備正貨は政府紙幣發行高の四割七分に當り政府紙幣と銀行紙幣の合算

高に對しては尙三割五分に當るに至れり。かくの如く紙幣減少し準備正貨の増殖せる結果は紙幣の信用を加へ價格の回復を促し、正貨の輸入となり、貿易上輸出の超過となり、金利及物價の下落となり都下商人は其後に至り松方の徳を頌して頌徳の牌を呈するに至れり。松方の政策固より完全せるものにあらざりき。内中央に正貨を吸集するの結果は一時市場の動亂を招き外正金銀行の荷爲替法を擴張して外國の銀貨を集むるや、これが改鑄費に、船舶保険料に、利息に手数料に、其實七分強の損失を見ざるべからざりしが故、國庫に銀貨を積みて國富を減ずるが如き結果に到着したりとはいへ、當時に於ける松方の策は勢の止むを得ざるに出たるものにして、また遂に他に良策あらざりし也。以上を以て紙幣整理處分の結末を告げ、民間の政府攻撃が後ち暫くこの方向に其鋒を轉ずる能はざりし所以を明示したるもの也。

請願規則の頒布 政府が一面に於ける民間攻撃の部署を防ぎ得たると同時に他面に於ける攻撃部署は短兵急なる敵の直ちに死を賭して之を衝かんとするものあるを見たり。他面に於ける攻撃部署とは何ぞ、即ち請願問題これ也。嘗て國會開設の議を請願せんとするや政府は請願の手續規定なきを口實として之を斥け日本臣民の建白に關し單行の法律を布き以て其手續を嚴守すべきを強ひたり。然るに昨冬國會開設の勅諭下るや民間に於ては其開期の猶長きに失するを厭ひ或は短期の出願をなさんとするものあり、この徒等單行法律の不便を踏まず直ちに天皇陛下に請願するに如すとなし種々なる方策を講ずるものを出せり。この風説を耳にしたる政府の恐惶

はかの官有物拂下問題に譲らざるものあり、十五年十二月遂に請願に關する一定の規則を頒布せり。曰く郡區長及戸長職權内の事件は郡區長戸長に請願すべし、郡區長戸長の指令に服せざる者は府知事縣令に請願し府知事縣令の指令に服せざる者は主務卿に請願し主務卿の指令に服せざる者は太政官に請願する事を得と又曰く請願書に侮辱誹毀の語を用ひ及こゝに規定する所の官署の外に向ひ請願する者は受理せずと而してこの規條に違ひ受理せられざるの請願を以て強ひて受理を請ふ者及請願書を新聞紙其他の文書に公行するもの等は相當の處分を受くべきとを規定せり。これ實に一種の鉗口命令なる者のみ。政府はこれによりて人民請願の途を絶てり。

府縣會議員の聯合運動 政府が極力人民自由の行動を束縛せんとして、集會に新聞に請願に將た結社に一つも假す所あらざるを見るや、府縣會は人民の代表者として其附與せられたる權限により縣治上の相談集會を名とし各縣互に相連結して政府攻撃の主力を此處に集めんとするが如き觀を呈せり。府縣會創設以來茲に五年其間各府縣會の議員は互に集會するとありしも政府何等の關涉を加へざりしが十四年偶々石川縣會議員稻坂示の其縣會議場に於て數會聯合會議を開設せんことを發議するや爲めに警察の干涉する所となり示は拘引の後罰金禁獄に處せらるゝに至れり。この事件は遂に府縣會議員の權限問題となり、東京府會議員鳩山和夫、田口卯吉の二人この問題會の幹事となり十五年十月東京府會議員の集會を開催し全國府縣會議を東京に招集して一大懇親會を開き併せて將來府縣會議員の權限に關し決議する所あらんとせり。政府のこ

れを聞くに及び同年十二月遂に各府縣會議員の聯合集會及往復通信を禁すべきの命令を布けり。こゝに於て東京府會議員は日本同志懇親會の名によつて江東中村樓に山口、高知、愛知の三縣を除くの外全國無慮九十八名の縣會議員を會し十六年二月一大懇親會を開けり。其目的専ら府縣會の權限をして鞏固ならしめんとするにあるや言を待たず、然るに開會の後一日警視廳は同會幹事を召喚し同志懇親會の解散を命せり。こゝに至つて民間言論の途また斷てり。

〔政黨頓挫の階段〕 政府が言論の壓抑自由の束縛は、遂に民間黨の頓挫を招くべく致されぬ。十五年三月大阪の立憲政黨が其定期總會を大阪に開くや同黨は前年七月を以て警察の命する所に隨ひ集會條條範圍内の政社となし其届出を濟せりしを潔しとせず、自今政社の性質あるものを廢し純然たる形而上の心體と爲し、進退離合唯其精神の向ふ所に一任すべしとなせり。實に政黨解體の始めとなす。これ他なし政社に對する政府束縛の緊密過酷なるは彼等の行動をして意の如くならしめざる者あり、團體の力の却つて事を爲すに不充分なるより各自適意の行動を選ばしむるに至りし者也。時に十六年三月、この後或は九州に改進黨の大會開け、東京に自由黨の定期例會を開くありしも氣焰すべて甚だ揚らず、自由改進黨の二黨は自ら其性質を異にするより互に確執して民間黨自ら弱むるの端を開けり。嚮きに板垣の外遊に臨んで改進黨新聞の其非を鳴すありしが、今また十五年初夏自由黨の機關紙は之が報復をなさんとして改進黨を攻撃し併せて三菱會社に及びべり。三菱會社は嘗て郵便制度の發達を叙するに方り略々其創業の歴史を語

りたるが如く三菱會社は明治七年其創業以來毎に官邊の保護を受け殆んど我沿海の運輸を特專し前には郵便蒸氣船會社を倒し後には亞米利加四番飛脚船會社の航路を奪ひ、沿海航運の利は獨り該會社の擅にする所たり。こゝに於てか十五年七月、時の農商務大輔品川彌二郎は航路特專の弊を憂へ之と拮抗すべき一大會社の創立を慫慂せり。即ち十月澁澤榮一、益田孝、小室信夫等相謀りて東京風帆船會社、北海道運輸會社、及越中風帆船會社の事業を合併して三社の船舶を引受け其資本金六百萬圓中二百六十萬圓は政府の持株とし海軍少將伊藤雋吉を社長に推してこゝに共同運輸會社を設立せり。これ實に後來日本郵船會社を誘起するの因にして沿海航路の激甚なる競争は二社をして兩立せしめず、相提携して一社を成さしむるに至れるものなりき。然るに從來三菱會社の官護を受けしや、主として大隈重信の大藏卿たりし時にあれば改進黨員の三菱と其關係の深き亦自然の勢也。こゝを以て共同運輸會社の設置せられんとするや、三菱を庇護してこの設立を非難したるものは改進黨の機關紙報知毎日等なりき。これを見たる自由黨は三菱が大隈一派の輻重たる推して以て知るを得たり、即ち先づ敵が糧道を絶たんとし、自由黨の機關自由新聞は三菱の弊を擧げて之を論ずる最も詳細其間改進黨の總理大隈が在職中の陰私を發き財務政略に論及するもの少からざりき。次いで大井憲太郎、星亨、新井章吾、古澤滋等の自由黨員は久松座新富座に偽黨撲滅の演舌あり、口を極めて改進黨を論難するに至れり。改進黨また之に應戦して自由黨の過激疎暴を撃ち餘す所なからんとせり。而かも彼等が争闘は

徒らに政府を悦ばしむる所以に過ぎざりし也。同年六月自由黨の總理板垣は海外より歸朝したるも彼の思想は全く一變して其急進主義より漸進主義となり先づ社會生活の改良を必要とすべきを説くに至り急激なる同黨の士を満足せしむる能はざりき。かくて益々民間黨の勢焰を滅せしむるに至れり。

福島の獄 改進自由の兩黨は此くの如くにして離隔し、中央に於ける急進黨の運動漸く鈍からんとする時、地方に於ける自由黨は激進黨より更に革命黨たらんとするの勢を以て猛進せり。三島通庸の福島縣に令たるや、縣民彼を信せざることを甚し。蓋し彼の爲人狡邪放淫管下に臨む傲慢を極め政權を濫用して自由黨を壓せり。こゝを以て其縣會と相合はざるもの久し。十五年五月福島縣會の通常會を開くに方りてや、縣會は縣令三島が提出せる原案を悉皆否決し、而して縣會議長河野廣中より縣令施政の針路常に管下衆民の意に満たざるのみならず、其輿論と相反するものあるを以て縣治の費用は管下の民之を支辨するを欲せずとなし議案否決の理由を附して之を上申せり。縣令乃ち内務卿に向ひ、其指令を受け、縣會の議を経ずして十五年度地方稅收支豫算を管内に達せり。時恰かも同縣下大沼耶麻以下の六郡聯合會議を開き若松地方より東京宮城山形米澤等に達する道路を改修するに決し政府また幾分の補助を與ふるに至り、山手三郡は之を不急の工事となし、縣令の擅斷する所なりとして縣令を若松裁判所に訴へしも裁判所の之を受理せざるや、縣民激昂其意を貫徹せんと謀るに至れり。縣令之を以て自由黨員の教唆

する所となし。嫌疑者數名を拘引するに及び、人民蜂起三四千人の暴徒は警察を圍み亂騒を極むるに至り、主謀者數十人は捕縛せらるゝに遣へり。時偶々河野廣中等七人福島無名館に會し、「吾黨自由の公敵たる擅制政府を顛覆し公議政體を建立するを以て任となす」の血誓をなせる事實漏聞し暴徒と併せて國事犯者と認定せられ、司法卿は奏請上裁を仰ぎ高等法院を東京大審院内に開き十六年七月遂に河野は輕禁獄七年に他六人は同六年に處せらるゝに至れり。これ實に我國に於て高等法院を開くの最初にしてまた國事犯を公判して衆人に傍聽せしむるの最初なりき。漸く情氣を生せんとせし天下の人心はこれが爲めに再び復活せらるゝを得たり。

越後高田の獄 福島事件の畢りを告ぐるや未だ幾何ならずして高等法院は再び大審院内に開かるゝに至れり。これを越後高田の獄と爲す。蓋し福島事件の大獄興るや、各縣の官憲が民間黨に臨む、最も峻酷を極め無辜の民の獄に投せらるゝもの其數を知らざるが如くなりき。中に就き越後高田の人赤井景韶なるものあり、天誅黨なるものを組織し當路の大臣を暗殺し以て上下壅蔽の障害を除かんとせり。然るに身僅かに郷を出んとして警吏の爲めに捕へらるる所となり、これに連坐拘留せらるゝもの二十餘名の多きに上れり。而して十二月十七日高等法院の判決は赤井を以て重禁錮九年に處し次いで其脱獄するや再び捕へられて死刑に處せられぬ。福島、高田の獄は共に天下の人心を奮興せしめたりといへ、人をして容易に手を下す能はざるを思はしめ、漸く急激黨が辣手段を用ふるの意を緩うせしむるに至れり。これまた政黨萎微の端也。

帝政黨の解黨 民間黨の勢力は最早政府の恐るゝ所とならざりき。即ち政府は其自家の爪牙たる帝政黨を必要とせざるに至れりし也。時偶々伊藤博文の歸朝せるあり、其間彼が獨逸宰相ビスマークと相見たるもの即ち其今日に至れる彼が政策の由て起る所にして、彼が政黨以外別に超然内閣を樹つるの急務なるを知りたるも亦老雄ビスマークの賜物也。こゝに於てか十六年九月帝政黨は自らに解散せらるべき運命に接せり。帝政黨の首唱者福地源一郎は其「懷往事談」中にこの間の消息を傳へて曰く「政府に於ては此帝政黨を世間にて政府黨と認めたるを憂ひたるにや内閣は政黨の外に超然たる者なれば足下等の政黨組織は政府の意に非ず、但速かに解散するを是なりとす、若し其黨を維持するに於ては政府は足下等の同行を謝絶すべしとの内意を傳へられたり」と、蓋し偽らざるものに似たり。帝政黨の組織せらるゝは伊藤博文の指教する所にして今また解散せらるゝも亦彼の命する所也。帝政黨は一つに政府の玩弄具たるに止るものゝ如く、天下嗤笑の中に葬り去られぬ。當時に於ける政黨の價值や知るべきのみ。

伊藤歸朝後の政策 參議伊藤博文は十五年三月以來歐洲立憲諸國を巡遊し各國の制度典例及憲法政體の實況を調査し其利害を詳にして十六年八月歸朝するに至れり。彼が歸朝は實に天下の翹首して期待する所なりき。彼の海外にあるや一年有半、この間政府に何等の動搖なく只管伊藤の歸期を待つて一大改革を企てんとするものゝ如くなりき。唯僅かに伊藤歸朝前二月を以て右大臣岩倉具視の死せる一事あり。聖上親しく具視の邸に臨ませ給ひ、皇后陛下亦親しく行啓わ

らせられ、異數の寵渥を賜ふ。具視や寔に明治維新の元勳たり、死するの後三日間廢朝被仰出且つ三日間死刑を行ふを止めさせられぬ。其太政大臣を贈らせ賜ふ勅の如き亦優渥を極めり。西郷、木戸、大久保の元勳逝きて又この一元老を失ふ、政界は今や第二流の元老によりて支配せられんとする也。この際新進の知識を抱きて新に歸朝せる伊藤が得意や思ふべき也。伊藤は政黨以外に超然せる内閣を作らんとして先づ其帝室に接近すべき策を樹てり。蓋し獨立内閣の威嚴は獨り帝室によりて保たるゝものなれば也。彼は其準備として十六年十二月、内閣を更迭し、山縣を内務卿に山田を司法卿に大木を文部卿に、福岡は出で、參事院議長となり、警視總監樺山資紀は入つて海軍大輔に轉せり。而して大山陸軍卿は兵制視察の爲め外遊の途に上りぬ。かくて十七年三月、宮中に制度取調局を置き、政制を一變するの端を開けり。伊藤自ら之れが長官となり、また兼ねて宮内卿となれり。乃ち宮内卿徳大寺實則は侍從長に任せり。帝室を奉じて超然内閣を作る、當に帝室の藩屏なからざる可からず、即ち同年七月華族に授くるに五爵を以てし、新に華族會を制定せり。而して更に新華族を設け維新の功臣即ち其恩典に浴す。明治維新の業は復古的革命に萌芽し民主々義の勃興に成れり。民主々義の勃興は自由と叫び平等と呼び、佛國的人權説を主張するものあれば漸くに英國的國會萬能主義を唱ふるあり。而して其極端なる民主々義の反動は立憲帝政國中帝權の最も強大を極めたる獨逸帝國を學ばんとするの氣運に遭遇してこゝに全く復古的革命の其故に歸れり。階級を打破したる社會は再び階級を悦ん

で新に五爵を作り、貴族を忌嫌したる社會は新に幾多の貴族を作りて華麗自ら誇らんとするに至れり。伊藤博文が獨逸主義を選べる結果は其歸朝と共に憲法編纂の顧問數名、法典編纂の顧問數名、法科大學の教師と陸軍の師範と並に悉く獨逸より聘せらるゝに至りぬ。如何ぞ民間黨なるもの、能く其英佛を宗となせるの民主々義を以て政府がこの施政に甘んずることを爲し得んや。急進黨を以て自ら任せる自由黨は先づ動けり。

北陸七州の自由黨起る 十七年九月北陸七州の自由黨は先づ起てり。起つて其大懇親會を新潟に開く。會員二百餘名、鈴木昌司、山際七司等幹旋盡力せる所尠からず、偶々政府が施政を批評して其說僅かに激するものあり、臨監の警官は直ちに中止解散を命じ場中は爲めに鼎沸底止する所を知らず。會主等其理由を警官に問ふも治安妨害の一語を答へて亦多くいはず、強ひて命を拒めば則ち法を以て處分せんとするものゝ如し。遂に抗する能はずして會合を解けり。翌日即ち自由黨演說會を開き星亨の來つてこの懇親會に臨めるを好機とし一席の演說を開始せしに言また治安に害ありとなして中止解散を命せられ直ちに警察に拘引せられて遂に禁獄に處せらるるに至れり。これ實に怪傑星亨が活躍の第一歩にしてまた民間黨が漸く狂熱に赴かんとするの端なりき。

爆彈を政治的に使用する 恰かも星亨が獄に下るの前日富永安等三十餘名茨城縣下眞壁郡加波山に據つて暴動をなせり。政府が壓制政畧に飽ける輕進敢爲の俊壯は今や口舌筆紙の頑驕な

る政府を動かすに足らざるを見たり。即ち正安等常總の青年にして深く自由説を信せるの徒は伊藤が政策の少からず個人の權利を無視せんとするものあるを憤り、之を顛覆して以て自己等が欲する所の新政府を建設せんとし陰に其謀略を回らせり。警察之を探知するに及び、伍を整へて暴徒加波山の根據を衝けり。暴徒等之を聞くや山中に爆裂藥を製造せるの時なりしを以て直ちに之を兇器に使用し、其勢猖獗當る可からざるものあり。こゝに於て警察は憲兵の應援を求め僅かに鎮定するを得たり。縛に就くもの數百人、就中正安等五人は其首魁を目せられ死刑の宣告を受けぬ、我が急激なる自由黨は漸く狂暴となりて今やかの露國虛無黨が暴舉に倣はんとするに至れり。これ實に爆發藥を政治的に使用したるの最初にして天下が自由黨を無頼の徒となし畏怖して止まざるに至るの端またこゝに萌せり。

秩父愛知の暴動 同年十一月埼玉縣秩父にまた暴民田代榮助等の郡民を煽動し秩父郡役所を襲ひ延いて群馬、長野の兩縣に波及せる紛擾事件あり。其實博徒流民の自ら肥えんが爲に良民を誑惑し以てかの百姓一揆を起さしめしものに過ぎずと雖も其動亂一時猖獗を極めしと自由黨員にして其憤怒を行ふに處なき血性男子等の徒らに附和雷同して以て其輕舉を助けたるとより其影響四隣を動かし小作人等は黨をなし團體を結びて各其地主に向ひ納米の減額を強請し貧民は相集つて其債主に借金の据置年賦を要求せんことを謀り地方の自由黨は漸く下民勞働者の友として社會黨の如く變せんとしたるなりき。秩父附近の暴動は官吏の鎮撫により幸に解散するを得

たるも、次いで十二月に至り愛知縣人村松愛藏なるもの同縣人某々等と謀り現政府の改革せざる可からざる檄文を撒布し以て人心の挑發に力め、寧ろ漸く兵力に依頼せんとするに至れり。かくて信州飯田の人櫻井平吉はこれが計畫を助けんとしかの檄文撒布募金周旋の事を以てして秩父暴動の起るに及び、東西呼應其志を遂げんとしたるも、遂に一人の之に應ずるものなく止むことを得ずして其妄舉を中止し以て再舉の計を立つるに至れり。然るに事早く發覺して相關聯するものは盡く内亂陰謀罪を以て各輕禁錮に處せらるゝに遇へり。彼等も亦自由黨員と稱するものなりき。

自由黨の解黨 中央に於ける自由黨の活動全く絶え、地方獨り其輕舉暴動を續起するに及んで自由黨は漸く世間の嫌忌する所とならんとせり。この時に方りて新に歸朝せる自由黨の總理板垣は其急進主義を政治方面より寧ろ社會生活の方面に轉じ日本は政治方面の整備發達せるものあるに拘はらず、社會生活の状態に至りては甚だ幼稚なるを免れざるものあり、郡區町村の自治略備はるあるも、生活社會に一つの製造場なく一つの職工場なく家成りて人棲まざるの觀ありとなし、先づ生活社會の發達進歩を計るべきの急務なるを論ずるに至り、遂に自ら今日に在りて政黨の殆んど全く其要なきをいふや、同年十月自由黨結社の三週期に當り、大阪に一大集會を遂げ以て解黨の式を擧ぐるに至れり。而して其の解黨の主意とする所をいへば亦かの大阪に於ける憲政黨が其解黨を主張せると同じく言論集會の束縛は遂に吾人をして結黨團體の何等

これを存するに要なきを見せしむるものなりとなせるにあり。之と同時に地方に於ける自由黨の各團體亦解散離走するに至り、或は暴亂を企て或は退隱世を通るゝもの等頻々續出するの惜むべき結末を告げり。

改進黨總理等脱黨す 帝政黨先づ倒れ自由黨尋いで解く、唯僅かに其命脈を保てるは改進黨のみとなれり。然るに同年十二月改進黨も亦總理大隈重信副總理河野敏鎌二人の脱黨せるあり、前島密また去つて元老漸く失はれ、勢全く振はざるに至れり。總理等が脱黨は言を黨員名簿の調製問題に相容れざる所あるに由るが如く粧へども、其實改進黨中政社を解散して精神上の結合をすべしとの議唱へられたると、漸く其政府と對抗するの不利を知るに近けると、自由黨の末流往々にして暴舉し其累を中央政社に及ぼさんとするが如き幾多の實例を有する等は狡智なる大隈等をして脱黨の好辭を見出すに吝ならしめざりき。而して大隈等の政黨を去るや改進黨はなほ依然として存し、總理掌事の名は之れを全廢せられたるも尾崎行雄肥塚龍等七人の事務委員置かれ、なほ其主張に向つて行動すべく誓はるゝを見たり。蓋し改進黨の主義とする所は現實問題にして自由黨が主張するもの、如き抽象の綱領にはあらざりき。こゝを以て明らかに之を解散すべく其理由の甚だ薄弱なるを顧慮せしめたる結果は兩黨をして其結末を告ぐるに自ら相異なる所あらしめし所以なりとす。而かも大隈の改進黨を去るや大隈に附隨したる舊官吏は之と共に其位を復したるを見たり。これ豈に政府と大隈との間に既に默契の成れるを證せるも

のにあらざるなからんや。この間宮中に於ける制度調査の事既に已に其歩武を進めて今や政府刷新の業其緒に就かんとせり。即ち本論政治史の結局として十八年新内閣の組織を叙する前、章を改めて外交方面に少しく筆を着くるあらんか。

第四章 井伊内閣前半の外交

井上外務卿の條約改正案 寺島外務卿の條約改正案は徒らに天下の非議する所となり外務省聘米國名士イーベンヤイン、スミスの如き久しく外務の帷幄に參せしもの、寺島が政策を批議して慷慨措く能はざるが如きものあり、曰く「余は故國に歸ると雖も常に日本を忘れず其人民を愛するの情今猶吾兄弟姉妹に於けるが如し、余は固より寺島外務卿を惡まず、然ども閣下輓近の行為合衆國と對等の條約を締結するに當つて夫の敗亡擾亂の白露國或は人口僅かに五萬六千此中仍は年々癩病及微毒に依つて其數を減するの困窮野鄙の布哇國の若きに至るまで悉く其承諾を得て然る後に實施すべしと爲したるに至ては國家の爲めに榮譽あり幸福ありとするを得ず、但し此事たる惟だ閣下の爲めに大に恥べきのみにあらず乃ち合衆國務卿エグハルツ氏も亦合衆國の政略を貶して是の如き陋劣なる諸國の望に應せんとするが如きは甚だ怯弱者となれば也」と以て其對外進向の状態を見るに足るべきのみ。十二年九月寺島の職を去るや井上馨は之れに代りて外務卿となり、前當局者の失敗に鑑みて單に稅權をのみ恢復するに止めず、更らに法權の

一部をも併せ回復するを目的とし改正案を立て、警察、水先、衛生、道路等の如き地方行政に關する諸規則に就き、外國人の犯罪は我が裁判管轄に歸せしめ、且つ從來我國に於て法律を制定するに方り、一々外國公使と協議するの慣習ありしが、立法事業には一切外國人の容喙を許さるること、爲し十三年七月を以て其成案を列國に廻附したり。然るに英國公使パークスは此改正案を以て全く舊條約を破壊し新に條約を締結するものとなし、全然之に反對し、併せて我に注意して豫め列國公使と謀り、豫備會議を開きて談判の基礎を定むるの利なるを勸告せり。井上外務卿即ち十五年一月を以て豫備會議を外務省に開けり。これ我が提出せる稅權裁判權回復の請求に各條約國が如何なる程度迄應ずるかを豫め議せんとするなり。此豫備會議に提出せし議案に曰く領事の特權、民事裁判權、刑事裁判權、行政規則、外交上居留規則、及借地法、或は宗教に關する事、海關の稅則、貿易上の諸件、沿海貿易燈臺並に港規則、船稅或は外國船雇入手續難破船に關する條件、締約期限等にして豫備會議は同七月を以て終りしも、列國は日本政府の提案に對し更に種々の交換的條項を提出し容易に協定を得るの望みなかりしより井上外務卿は内地雜居を條件とし領事裁判權撤去を要求するの趣意を以て改正方二案を調製するに至れり。これかの十九年五月を以て外務省に開始せられたる第二回改正條約豫備會議となす。即ち第一回豫備會議は全く失敗に了れるものなりき。蓋し該豫備會議案の失敗に了れるや、また他に一原因を存す。即ち先きに寺島の條約改正談判を開く、國別談判としたるも、其容易に議

を纏むる能はざりし一因なりしを以て井上はこの弊に鑑み十餘の與國を一堂に會し合議談判の法を執れり。而して最も秘密に最も迅速に一舉にして事を決せんとしたるもの、如くなりき。然るに和蘭公使ストウトウエゼンは各國外交の通義に背き横濱ヘラルドに向つてこれを漏らせしより忽ち天下の物議を招き談判をして内外より阻害せしむるに至り在留英人等極力其反對を唱へたるもの實に豫備會議失敗の一大原因なりとす。井上外務之を以て本國に照會し遂に和蘭公使をして退かしむるに至れり。これより井上の持説をして歐化主義に一變せしむるの端を開けり。

伊藤井上の歐化主義 井上の親しく外務の局に當るや漸く今日の日本を以て満足の條約を締結せんと欲すべく先づ外人をして歐洲文明の日本に瀾漫せるに至るの事實を知らしむるを要とせり即ち建築・風俗等一つに歐米の風に擬するを以て其第一手段となせり。時恰かも伊藤參議の歸朝して獨逸主義を唱道せるあり、井上、伊藤の意はこゝに合して歐化主義は我國上流社會を靡然として動かすに至れり。こゝに於てか結構輪奐の美を極めし鹿鳴館は十六年十一月を以て成り、晝夜歌舞宴樂を絶たず、東京俱樂部亦井上の發企にかゝりて修好の媒介を謀り内外國人の交際を親密にすべき會合俱樂部となせり。舞踏會起り婦人慈善會起り、日本文字を捨て、羅馬字を用ひんとする羅馬字會あり、直情寫生を名として講談歌舞の改良を圖らんとせる矯風會あり、人種改良論は主張せられて内外人の結婚は勧められぬ。禮儀作法自ら洋風となり座作進退

一つに彼に則らんとせり。これ實に井上外務卿が依つて以て彼等外人を動し條約改正をして満足なる結果に到達せしめんとしたる其第一手段なりき。而してこの目的を遂ぐるに至る迄條約改正は一つに井上の手中に一握せられたるなり。

井上の對韓政策 明治九年日韓修好條約の締結せられてより韓國に於ける開化黨は漸くに其勢力を加へ來り明治十四年其黨中の有力者金玉均等十數名は日本に遊びて我が文物制度を視察し大に文明の意味を解して其歸國後進歩主義を唱へ韓廷改革の事を以て任せり。外戚閔氏の一族はまた開化黨と結托し守舊派を韓廷より追うて閔族中心の新政府を建設するに至れり。こゝに於てか日韓の關係は漸く接近し來り我堀本陸軍中尉は韓廷の備聘する所となりて、新式の軍隊を組織し之が訓練の任に當るに及べり。然るに守舊派の首領大院君は同志の士が韓廷を退けられ却つて閔族の政權を擅にするあるを見心平なる能はず、大に勢力挽回の策を講じて陰謀また陰謀を重ね、遂に十五年の變亂を惹起するに至れり。初め閔族の志を得るや輔國金輔鉉、判書閔謙鎬等軍政を掌りて貪婪飽くことを知らず、其甚しきは兵士の給料を私して之を支拂はざる數月を閱みするが如きあり、僅かに之を支拂ふもなほ其料額を減するの不法を敢てして遂に兵士の反抗を買ふに至れり。然るに軍吏等は其己を顧ることを爲さず、之を捕へて毆打死に至らしむるの苛酷なる處置をなせり。閔謙鎬は且つ之を以て飽き足らずとなし命を下して亂兵の巨魁を縛し遂に之を戮せんとす。亂兵等ここに至つて激昂反撥、俄かに兵器を執り大舉閔氏の門に

迫り其在らざるを見るや轉じて大院君に見え冤を訴へて其方に頼らんとせり。大院君乃ち陰かに之を煽動し人をしていはしめて曰く、亂兵は宜しく民衛舎に會し武器を整備して宮中に入り閔妃を殺す可し、大院君は必ず之に應ずるの策あらんと。熱火の如く怒れる亂兵等は更に火上油を注がれしが如く數千相團結して韓廷を襲ひ先づ我が堀本中尉を掩殺し尋で日本公使館を襲へり。明治十五年七月二十三日。當時我駐韓公使は花房義質たり、義質館員二十八人を率ひ奮戦激闘僅に血路を一方に開き王宮の急に赴かんとしたるも、南大門の既に嚴鎖せられ、亦容易に開く可からざるを見るや、遂に意を翻して仁川に走り、濟物浦より小舟に乘じ辛うじて難を海上に避くるを得たり。時偶々英國測量船の來るに遭ひ、救を乞うて僅かに長崎に達せしめらるゝを得たり。井上外務卿はこの報に接し自ら馬關に赴いて命を花房公使に傳へ船艦三隻兵士八百を率ひ再び京城に入らしむ。公使乃ち數項の要求條件を呈出し三日間を限り之れが決答を促せり。なほ附言して若しこの期間に決答を與へざれば朝鮮政府は之を拒絶するものと看做すべしといへり。然るに當時の韓廷は既に大院君の威令行はるゝの時なりしを以て領議政は一つの公文を送りて曰く「別に王命ありて山陵檢分の爲めに赴任す故に本件は歸來の後に於て處理せん」と、公使其無禮を怒り斷然京城を去り濟物浦に至り、艦中に歸れり。時に韓國參議等の清國に在るもの變を聞きて直隸總督李鴻章に請ふに出兵鎮撫せんことを以てし、國王亦其救援を求む。こゝに於てか李鴻章は振威將軍吳長慶、司馬袁世凱、水師提督丁汝昌等に四千の兵を授け

北洋艦隊を率ひて韓國に赴かしむるに至れり。然るに清軍の南陽灣より入りて京城に向へるの時は花房公使既に京城を去り仁川に向ひたる後にして在韓清國公使馬建忠の花房公使を追うて仁川に下り、居中調停の意を通じ以て其足を駐めんとを請へるも、遂に花房公使の拒絶する所となり、空しく京城に歸るの時也。この間在東京清國公使黎庶昌は本國の訓電により清國が居中調停に意あるを通じたるも日本政府は日韓兩國の關係問題に向つて第三國が關係せざらんことを希ひ、遂に之を峻拒したり。李鴻章は日本が強硬の態度を持せるを見、其相争うて事を醸するの不利なるを察し馬公使に命じて變亂の根元たる大院君を斥くる旨を以てし、一方韓國に於ては兵を以て王宮及四大門を警衛し大院君を捕へて之を天津に護送し之と同時に告諭文を京城各所に掲示したり。これ實は清國が其自稱本國の威を示せるものに過ぎざりき。これより韓廷の閣論一變し八月三十日濟物浦條約なるものを締結せり。此條約により朝鮮は兇徒を處罰し償金五十五萬圓の中先づ十五萬圓を我國に支拂ひ、十月其開國黨なる朴泳孝、金玉均、閔泳翊等を日本に派遣し謝罪の意を致さしめ、日本は公使館守備兵として一個大隊の兵を京城に駐屯するに至れり。この時に於ける井上外務の對韓政策は最も強硬に大日本帝國の威信を確保して遺す所あらざりき。

韓甲申の内亂 されどこの一事件は狡智なる李鴻章の好機として利用する所となれり。從來清國が朝鮮を以て屬邦と稱せしもの唯僅かに明治九年の日韓條約の締結せらるゝにより韓國の獨

立を保障し得たりといふとも、なほ清國は之れを以て屬邦視するを更めたるにわらず、密かに韓國政府を動かし締盟列國政府に向つて一面清の屬邦たるが如き意我矛盾の公文を發せるあり列國政府も亦因習の久しき清國が韓國の宗主權を有するものなる事を默認したるが如くなりき現に千八百八十五年（明治十八年）英國が朝鮮領内の巨文島を占領したる時の如きは英露兩國は韓國を無視して各清國と交渉したるが如き實例あり、以て歐洲列國の韓國に對する觀念を見るべき也。かくの如く曖昧なる位置に立てる韓國なるを以て李鴻章は其宗主權を天下に公認せしむべきこの好機を逸せず、先づ大院君を提げて之を自國に致し、一刀兩斷に該事件の結末を告ぐるや、商務總辦陳樹棠及び獨逸人モルレンドルフを遣し韓廷操縦の任に當らしめ、且つ袁世凱に兵五營を附して京城に駐屯せしめ以て大に清國の威を行はしめたり。この一舉は實に我が政治家を驚倒せしめたる一大事にして我が對韓政策の俄然懷柔に一變せるこの時より始まれり乃ち日本は十五年十一月を以て竹添進一郎を辦理公使とし韓廷に駐在せしめ、専ら韓廷の歡心を收めしめ、漸を以て日本の勢力を扶植せんとせり。此時に方つて韓廷内讒に事大、獨立の二黨を生じ、事大黨は即ち支那黨にして閔黨より轉じ來れる守舊派也。獨立黨は即ち日本黨にして所謂開國派の志士を以て成れり。嘗て謝罪使として日本に派遣せられたる朴、金の徒は實に其獨立黨に屬せり。乃ち日本の文物制度を觀察し歸りて國王に奏し範模を日本に採り以て國勢振興の策を施すべきを促し、先づ日本人牛場卓造、井上角五郎の二人を備聘して韓國顧問と爲し、一

方同志を糾合して獨立黨なるものを組織し必ず其理想を行はんと期せり。これに乗じて日本政府は竹添公使を通じ濟物浦條約に依りて支拂ふべき五十五萬圓の償金中韓國政府は僅かに其十五萬圓を支拂ひたるのみにして爾來其約を履行し能はざるの窮境にあるを察し償金殘額四十萬圓を擧げ之を韓國政府に還附するに決せり。獨立黨の日本に頼らんとするものこれより漸く親密也。こゝに於て清國は日本の勢力の遂に韓廷に樹立せられんことを恐れ、守舊派を操縦して密かに日本排斥の手段を講せり。これかの十七年に於ける甲申の亂を釀成せる因由なりとす。守舊派の謀る所は朴、金等日本黨の撲滅手段にあり、事を構へて彼等を流刑に處し、韓廷より全く日本の勢力を一掃せんと企てたるものなりき。朴、金等密かに漏聞して安んぜず、彼の手を下さざるに先ちて、我先づ清國黨を戮し以て局面を一變せしむべしとなし、これを在京城竹添公使に謀る、公使乃ち案を具してこれを本國に稟報し未だ其訓電に接せざるの前京城郵便局の開業式舉行せらるゝの當夜を以て頃來醞釀し來れる陰謀の密雲は遂に醒風を呼んで碧血を雨らすに至れり。時に十七年十二月四日。當夜金朴等の日本黨は相謀つて火を隣屋に放ち其混亂に乗じて大臣閔泳翊を傷け、進んで王宮に入り閔臺鎬以下六名の大臣を殺し國王を擁して大政革新の令を發せしめ、朴、金等の日本黨代つて新内閣を組織したり。宮廷また閔黨の隻影を見ざる也。こゝに於て直ちに使を日本公使館に遣し、王命を以て日本公使の來援を乞へり。竹添公使即ち同五日を以て兵を率ゐ入りて王宮を衛れり。時既に閔族の援を袁世凱に請ふあり、韓廷護

衛の名を以て清兵二千と韓廷の頑兵と共謀して不意に四方より王宮を圍めり。日本の衛兵等防戦數刻にして圍を脱し一度公使館に歸りしも、公使館は暴徒の一隊に襲撃せられ、日本兵營亦火せらるに遭へり。公使遂に止むを得ずして仁川に退き急を日本に報せり。この間國王は遁れて袁世凱に投じ新内閣は一朝にして顛覆せられ清國黨の閥族は再び其勢力を宮廷に振へり。この動亂に際し我人民の京城に在留する者を殺傷し財貨を掠奪し、婦女を辱しめ、慘虐を極めたるものあり、我陸軍大尉磯林眞三等亦亂民の暴殺する所となり、其他兵員の戦死する者少からざりき。こゝに於てか日本政府は外務書記官栗野慎一郎、參事院議官井上毅を仁川に送り、井上外務卿亦全權大使となり高島、樺山の諸將と共に薩摩丸に搭じ、陸海軍を率ゐて仁川に至り即日京城に入れり、之と同時に清國亦欽差吳大澂をして陸海の兵を率ゐ馳せて韓國に赴かしむ韓國は左議政金宏集を全權大臣に任じ、京城議政府に井上全權と會商せしむ。井上乃ち日本政府の要求を提出し辯論數刻に涉る。時に清國欽差吳大澂突然圍を排して室に入り、井上公使に見えんことを望む。井上其無禮を責めて之を逐ひ、議再び前に復して遂に漸く談判の終りを告ぐるを得たり、依つて條約に調印し韓帝の謝罪、負傷者の恤給、兇徒の嚴刑、公使館の再建等五條を約せり。時に十八年一月七日。約は直ちに履行せられ、日韓の平和は兎も角も克復せられたり。これを甲申内亂の顛末となす。

天津條約の締結

由來韓國變亂の眞因は日韓の衝突なりといはんよりも韓廷に於ける日清兩國が

勢力の消長を示すものなりしといふを適當となす。こゝを以て先づ其根元を絶たざれば韓國問題は未だ容易に落着せりといふべからざる也。この故に日本に於ける一般の輿論は清國伐つべし四百餘州蹂躪すべしといふにあり。乃ち事端の結局は更に之を清國と圖らざる可からず。爲めに宮内卿伊藤博文は特派全權大使に任じ農商務卿西郷從道を副使とし、駐清公使榎本武揚を之が補助たらしめ十八年四月天津に清國全權李鴻章と會せしむ。伊藤大使は討議の事項を指示し東洋の平和を標榜して條約を締結せんとす。然るに清國は臺灣事變以來日本を以て貪狼飽くなきの國となし、日本が韓國に對し何等の野心なきを示すもなほ且つ信せざらむとする也。殊に况や清國は自ら許すに中華を以て日本を待つに尊大を極めり。如何か能く之を説服すべき。討議十數日の後僅に約し得たるは、曰く從來朝鮮に屯在する兩國の兵を撤去する事。並に軍事教練の爲め兩國より教官を派せざる事。將來事ありて兩國兵を派せんとする時は互に行文知照すべき事の二條を約せり。然るに附則として「今回の變に支那兵日本人を殺害凌辱せりとの事は、確固たる證左なきを以て他日證左あるの時に處刑すべし」といふの意を以て本問題の提要件たる清兵の日本臣民殺害財物掠奪等の事項はすべて曖昧に附せられ終んぬ。こゝを以て天津條約の發表せらるゝや、日本の輿論は大に我政府の退嬰主義を非難し從來日本が朝鮮に扶植したる日本の勢力を自ら除去し併せて將來半島に於ける日本の發展を阻害せるものとなせり。要するに我政府の對韓政策は此の天津條約を以て確かに一變するを致せり。韓に對する懷柔政策は

變じてまた退嬰政策となり漸くに清韓兩國の日本を輕んずるを致さしめぬ。而かもこれ後年日清の大役が生ずるの原由にして天津條約と濟物浦條約とはこれ他日の東洋問題に於ける擔保なりき。日本は右天津條約によりて同年七月護衛兵全數を朝鮮より撤去すると共に、駐韓代理公使高平小五郎をして仍ほ將來若し事あるの時に際しては我が派兵の權利を保留すべきを照會せしめたり。これより暫く東洋の平和なるを得たるが如きも、日本が半島經營の手を緩めると同時に、清國なる勁敵の勢力は漸次京城政治界に進入し遂に亦牢として抜く可からざるに至らしめぬ。

第五章 政制革變期

伊藤の新政内閣組織 民間黨の氣焰彼の如くにして揚らず、對外政策多少拙なるを致すもなほ僅かに東京府下學生の所謂書生運動に其餘憤を漏すに過ず。伊藤がこの間に自家の行はんと欲する所を行ふ、夫れ何人か之を掣肘すべき、坦々砥を行くが如くにして然り。彼は先づ太政官制を廢して其組織を一變し總理内閣となせり、即ち各省の卿を改めて大臣となし、大臣を總ぶるに總理大臣を以てし、自ら總理の椅子を占め、其自家の政策を行ふに向へり。十八年十二月太政大臣三條實美は書を闕下に上り官制變革の議を奏せり。太政官制は大寶の令唐の尙書省に倣ひ明治二年を以て定むる所、專制の政を布くに最も適せるの官府也。然れども未だ立憲政府の内閣

として其責任を明にするに適せざりき。こゝに於てかこの政制變革あり。最初宮中に内大臣並に宮中顧問官及内大臣秘書官を置き、官制を定め内大臣は御璽國璽を尙藏して常侍輔弼し及宮中顧問官の議事を總提するに任せり。而して宮中顧問官は之を十五人以内と限り元老を採りて帝室の典範儀式に係る事件の諮詢に奉答するの府となせり。次いで太政大臣參議各省卿を廢し更に内閣總理大臣以下十省十大臣を置けり。同時に工部省の名は廢せられ、新に遞信省の名は附せられぬ。參事院並に制度取調局を廢す。寔にこれ二千五百年來始めて見るの政制革變也。今左に改革前の内閣諸卿と改革後に於ける内閣各大臣とを對照し伊藤が政策に向つて短評を加へんかな。

改革前の内閣

太政大臣	三條實美
左大臣	熾仁親王
參議兼宮内卿	伊藤博文
參議兼外務卿	井上馨
參議兼内務卿	山形有朋
參議兼大藏卿	松方正義
參議兼陸軍卿	大山巖

改革後の内閣其他

參議兼海軍卿	河村純義
參議兼司法卿	山田顯義
參議兼文部卿	大木喬任
參議兼農商務卿	西郷從道
參議兼工部卿	佐々木高行
内大臣	三條實美
參謀部長	熾仁親王
内閣總理大臣兼宮内大臣	伊藤博文
外務大臣	井上馨
內務大臣	山縣有朋
大藏大臣	松方正義
陸軍大臣	大山巖
海軍大臣	西郷從道
司法大臣	山田顯義
文部大臣	森有禮

農商務大臣 谷 干 城
 逓信大臣 榎 本 武 揚

宮中顧問官

川村純義 福岡孝悌 佐々木高行 寺島宗則
 佐野常民 山尾庸三 副島種臣 伊地知正治
 元田永孚 西村茂樹
 元老院議長 大木 喬 任

政海唯一人を遣せる公卿は去つて内大臣となり。政海に唯御一人を有したる有栖川の宮は出で、參謀部長の職に就かせられ給へり。所謂新内閣は布衣の徒を以て成り、更に新進の秀才を加へり。而して伊藤が先輩たる元老等はすべて宮中顧問官の中に封鎖せられ、また政海に容喙すべきなし。伊藤が自家立脚の地を作る、寔に用意周到なりといふべき也。更に伊藤の己を成さんとするや、一面宮内大臣として宮中の事務を總判し、宮中職員、皇族職員を統督し、華族を管理せり。而して一面に府中の總理たり、彼が宮中府中に於ける勢力や知るべき也。思ふに三條は清徳の君子、純誠の忠臣にして、其徳望一世に冠たりと雖も、天下の表に立ちて群雄を駕御し得るの材にあらず。天下まさに多事、宰相に要するところは、剛毅果斷の鐵手腕なるの時代に於いて、彼は餘りに正直に過ぎ、順良に過ぎ、人をして坐ろに岩倉具視を追想せしめぬ。

岩倉は近世史上稀に看るの人傑也。岩倉無くんば維新の大業、果して彼の如く手際よく見事に成し遂げ得たるや否やは疑問也。此意味に於いて彼の功績は西郷木戸大久保の上に在り。是れ彼が、野心燃ゆるが如き薩長群雄の上に立ちて明治政府の基礎を築き上げ得たる所以なりき。而して岩倉己に世を去つて墓木未だ拱ならざるに、三條忽焉として其位を去る。これ去らざる可からざるの理由ありと雖も、彼れ去つて内閣中公卿の隻影を看ざるに至つては、誰か多少の感なきを得んや。中世以來政事の變遷多様なりしも、太政攝關の職は、常に春日明神の子孫にあらざれば之に近づく能はざる所なりき。而して今や朝廷の上復た門地血脈の跡を止めざる也。是れ所謂春日明神の神威地に殞ちしもの乎、遮莫大政復古して更に維新の美なるもの、斯くの如くにして始めて見るを得べき也。同二十三日、内閣改正に就いて左の勅語を下し給はる。

朕惟フニ經國ノ要ハ官其制ヲ定メテ機關各其所ヲ得ルニアリ内閣ハ萬機親裁專ラ統一簡捷ヲ要スヘシ今其組織ヲ改メ諸大臣ヲシテ各其重責ニ當ラシメ統フルニ内閣總理大臣ヲ以テシ以テ從前各省太政官ニ隸屬シ上申下行經由繁複ナルノ弊ヲ免レシム乃各部ニ至テハ官守ヲ明カニシ以テ濫弊ヲ除キ選叙ヲ精クシ以テ才能ヲ待チ繁文ヲ省キ以テ淹滯ヲ通シ冗費ヲ節シ以テ急要ヲ舉ケ規律ヲ嚴ニシ以テ官紀ヲ肅ニシ徐カニ以テ施政ノ整理ヲ圖ラントス是レ朕カ諸大臣ニ望ム所ナリ中興ノ政一タヒハ進ミ一タヒハ退クヘカラス華ヲ去リ實ヲ務メ綱舉リ目張リ永遠繼クヘカラシム諸大臣其レ各朕カ意ヲ體シテ奉行スル所アレ

明治十八年十二月二十三日

奉勅

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文

第六章 産業曙光期

産業界の曙光 明治十年國民統一成るの後國家は漸く憲政の準備に向はんとして新内閣組織成るの十八年に至る一區劃は正に政治界にありても文物風俗の上にも將た又思想界にありても一大過渡期に屬するものといふべく産業また漸く其曙光を認むるに近ける時也。若し夫れこの期劃を以てすれば、明治十一年駒場農學校の開校に始り同十八年專賣特許條例の發布に終れる一期間にして、其間産業の獨立を全くすべく農商務省の newly 設置せられたるあり、政府が其確然たる産業政策を明かにすべく興業意見書の發表せられたるあり。すべてこれ産業其者が夫れ自身を自覺し來れるの時也。即ち序を逐うて之を述ぶるを得んか。

農業に對する獎勵施設 明治八九年の頃養蠶製絲の業旺盛を極め外國貿易品中生絲は其主位を占むるを見るや農業界は走つて盡く之に赴けるの狀を呈し一般農業は殆んど忘れられたるが如くなりき。政府之を憂へて一般農業に對し各種の保護獎勵を與へ一面には外國の植物を輸入して其試作を獎勵すると共に他の一面に於ては農業教育及勸業機關の整頓に力めり。其第一着手として明治十一年一月駒場農學校は開校せられ皇上親しく其盛典を挙げさせ給へり。次いで廣

島縣に公立農學校興り新潟青森の各地亦之に倣ふ等各縣漸く意を一般農事に致すの風を生せり就中津田仙の設立したる學農社の如きは則ち一人の經營に成ると雖も其農界に貢獻する所且つ甚だ大なるものあり。政府又農學博物館を内藤新宿勸業局試驗場に設け、傍ら農事通信の日刊新聞を發行せり。十二年始めて共進會を開き各地の産物を蒐集して之を品評したり。是實に時の勸業局長松方正義が佛國に於て競争會施設の農業政策上最も利益あるを實地觀察して得たる結果をこゝに試みたるものなりき。既に明治十年に於て内國勸業博覽會の開かるゝあり、共進會は其意味に於て博覽會の小規模なるが如く又他の意味に於て大に然らざるものあるが如し抑も博覽會は十八世紀の末佛國に開かれしを以て權輿とすべし、實に其目的英國の工業に對戦すべく設けられたるなりき。當時の内務大臣が地方長官に送れる指令書中にいへり「同博覽會は出品も少く觀覽者も多からざりしが英國工業に對する第一次の戦にして而かも該戰爭は慥かに我工藝の彼に勝れるを證するを得」と、博覽會當初の方針は頗る競争的のものにして共進會と其目的に於て畧相同じきものあるも、十九世紀以後佛國は勿論、奧地利、獨逸の諸國に於て連年博覽會を設置するに及びては其目的既に一層擴大せられ、以て智識の普及及工藝の振興改良に資せんとするに至れり。こゝに於て其の目的我勸業博覽會と略一致せり。若し夫れ最近の萬國博覽會其他に至りては唯これ多數の觀覽者を招く工夫にのみ汲々として其觀一つに大遊覽所の如き姿を呈せり。政府又十二年を以て地方を陸奥出羽岩代、關東、信越、東海、北陸、京攝、

四國、中國、九州、西海の十二農區に分ち勸業局員を派して之れが觀察をなさしめ、尋いで十三年各府縣に命じて農事會を起さしめ各自經驗智識の交換をなすと共に農事の改良發達を計るべき一助となせり。十四年第二回勸業博覽會の開かるゝや各地の農事會員等は偶々一堂に會するの機會を得て、農談會は開かれ、諮詢案は議せられ、遂に新に大日本農會を創立し以て農界の一機關となせり。同年農商務省の新に設けらるゝや、爲めに我産業社會は其面目を一新するの機會を得て農業の刷新改良亦大に計られんとせり。十五年北海道開拓使廢められて其事務悉く農商務省の管轄に歸し、猪苗代湖疏水工事の竣成、米麥大豆菜種煙草五種共進會の開會、農産物陳列所の創設の如き皆同年内に起れるもの也。十六十七の兩年内にありては茶業組合取締規則の發布あり、製茶輸出上の障害を除却するに勉め、種牡牛馬取締法の發布あり、種畜の改良選擇を嚴にし、獸醫免許規則を發布して獸醫の養成に力むる等幾多の施政をなせり。政府が十七年勸業上の重要問題を設けて各府縣の勸業課員を會同し數日間産業上の諸問題を審議せしめたる結果は所謂興業意見書となりて現はるゝに至り農務に就きては農制の整理農藝の改進を助けんが爲め其方法を規定せる也。曰く地主小作人の權利義務を規定して小作條例を發布すべし、曰く虫害豫防、家畜傳染病豫防に關する規則を設くべし、曰く獸醫の養成牛馬の改良、家畜鳥獸の保護並に漁業上の制定を要すと、すべてこれ歐洲文明諸國にありては十八世紀の昔に於て講せられたる問題なりき。維新の業は階級の觀念を打破り一切の束縛を除却すべく企てたるもの

なりしと雖も、なほ未だ農民の位地は甚だ憫むべきものなりし。彼等の多くは地主に隸屬するの止むなき舊慣の下に束縛せられたる也。随つて彼等に向ひ、農業に對して心を用うるの深きを望む能はず、農業の進歩し難きや理の當然といふべき也。こゝに於てか即ちこの農制整理の要求あり、其農藝の改進を圖らんが爲めには曰く駒場農學校を漸次農業大學たらしむべし。曰く直轄獸醫學校を設置すべしと。蓋當時我國獸醫學の幼稚なる殆んど他に比類を見ざるの有様なりき。又曰く農業試験場、蠶桑實驗所を設置すべし。曰く牧畜場は下總に設けあるも到底全國の需用を充し能はざるが故に宜しく適當の地に之を設立すべし、曰く育種場の設置、農用分拆場の設置、農産陳列所の増設亦之を要すと。我が農界の前途や誠に夫れ遼遠なるものありし也。

探鑛業の勃興 泰西技術の輸入は我國に於ける鑛業發達の第一誘因なりとす。我國の鑛業中最も發達したるは銅山探鑛業にして又探炭事業なるべく、銅鑛業は最も古くよりして開け古河市兵衛の足尾銅山と住友吉左衛門の別子銅山とはなほ現時に於ける巨擘也。別子銅山は舊幕時代に於て鑛業保護の目的の下に毎年八千石の坑夫米を住友に貸與し之を代償するに別子産の銅を以てせしめたる者なりき。其後維新の政變以來住友は何等の保護を借らず、佛國技師ラロックを聘して歐洲式の設計に準じ着々其業を起すや、明治元年には既に延長五百十七間の疏水坑道を開鑿し同九年には延長二百九十間の東延斜坑を開き同十三年鑛山温式製鍊法を施行する等幾多の進歩發達を計りしより明治元年にありては僅々七十萬斤の産銅額に過ぎざりし者も同十五年

には早くも百七十萬斤に達し其後益々産額を増加しつゝ進めり。足尾銅山は從來幕府の直轄に屬し幕府自身の需用を充すが爲めに採掘せられたるが如く一個年の産銅額約一千三百七十五噸に達したりしが、明治十年古河の有に歸したる際は其最も衰微の極にありしより、僅々五十二噸に過ぎざりき。而かも一度探鑛上に汽力を用うるに至るや俄然其産額を増加し今や他に匹儔を見ざるの最大銅鑛となれり。其他の探鑛業に至りては十七八年の間において政府が從來自ら經營したる一切の鑛山中佐渡、三池、生野の三坑を除きて其餘を民業に移したるより盛大なるを致し、從來東京大學及工部大學等に於て高等の教育を受け更に各官坑に於て實地の經驗を積める本邦技師の多くは民間に下りて以て鑛業に従事するに至り、漸く西人の手より離れて獨立的經營に任ずるもの多く着々好成績を挙げしより探鑛業は一時に全國に勃興するに至れり。石炭採掘の事業と油井開鑿と亦これよりして盛んなるを得たりし也。

山林水産事業の獎勵 明治十一年内務省地理局は山林作業局を置きて山林事務を管掌せしむることとし、條例を發して官有山野を人民に貸與し樹木を栽培せしめて之を官私に分收するの法を定めたるは政府が官民共力的山林保護に任ずるの端也。これよりして全國山林區を分ち漸く其整理に力めんとしたるも、奈何せん工業の發展は格段に原始的産業を凌駕するものあり、爲めに建築造船其他各種事業の必要に迫られ山林濫伐の弊を生じて鬱林忽ち秃山となり、政府が殖林と相待つ能はざるに至れり。官民こゝに至りて始めて覺醒し明治十五年先づ山林共進會を上野

公園に開設せり。當時四方より有志者の山林調書を出品するもの二千四百餘其人員九千二百餘に達せりといふを以て見るも上下が山林に對する一種の驚怖的覺醒を想見すべきものあり。即ち同年五月山林學校は設立せられ、越えて十七年山林勸業會は開催せられぬ。これよりして山林の業漸く其序を得んとするに進めり。水産に至りては既に養魚移植の事屢々試験せられ實施せられ漸く之が耳目を著くるを得たるも未だ漁業法に關しては何等施設する所なかりしが、十三年始めて水産條例を制定し漁業の監理を力むると共に古今の漁業に關する慣例、捕魚採藻の方法及漁民生活の状態等仔細なる調査をなして之を全國に報告し漁民の注意を促せり。越えて十六年水産博覽會及水産集談會は開設せられ、ここに漁業上の知識に對し一生面を開くを得たり。次いで十八年水産局の設けらるゝや漁業の秩序を立し其利益を永遠に保護するの目的を以て漁業取締法を設け各地に於ける漁務に對する方針を統一せんとしたり。この間養魚事業は各地に好成绩を得捕獲製法の改良また其面目を改めんとするに至れり。就中魚油精製事業の如き十五年を以て着手せられてより早くも十七年に至りては之を英國に送りて其販路を開かんとするに進み、食鹽製造の改良亦十四年より企圖せられ十七年に入りては長、防、三備、藝、播、阿、豫等十州鹽田同業會開催せられ、其改良を計らんことを盟ひ、十八年該會は相圖りて製鹽期を一ヶ年六ヶ月限に改定し西洋食鹽の精製法に擬せんことを學べり。

農商省の新設と工業界の發展

政府は明治十三年十一月工場拂下規則を發布し總ての官業を舉

げて民間に移すの策に出で、より從來政府が執り來りし極端なる干涉主義を放棄し穩健なる保護獎勵の策を取るべく進めるなりき。即ち十四年大藏卿大隈重信は偶々政府自營の諸工場が徒らに經費の莫大なるを致し收支の償はざるを以て民間の非難する所となれるを機とし、農商務省設立の議を呈し「從來施行せられたる所の農商政務は自から製造を營み自から物産を農商と利を争ふに至るの弊あるを以て佛國の制に倣ひ、一農商務省を起し専ら政務の區域内に止めんとすとなし廟議の容るる所となりてこゝに四月農商務省は設置せられ、維新以後に於ける産業史上の一變遷時期を劃せり。就中時恰かも勃興の機運に向へる工業に於て其一生氣を加へたるを見たり。政府はこれよりして先づ毎年各府縣を勸誘し聯合共進會を開催せしめ殊に審査官を派して工業獎勵の途を講せしむるに力め、後ち十五年商標條例を頒布し又同業組合を奨めて其團結を計らしめ切に粗製濫造を避けて舊來の弊を一洗せんとし、十八年更に專賣特許條例を布きて發明者を保護するの策に出でしより一時に發明品の登録を出願するものを増加したり。次いで貿易上の重要輸出品共進會を開き之れが得失を品評せしむるあり。風を望んで綿絲紡績業者の聯合會は開かれ、洋紙業者の製紙所聯合會亦開かれ、其他織物、機業等何れも各聯合を催すに至れり。即ち少しく工業界發展の狀を摘記せんか。

各種輸出品 我國特有の輸出品として花蒞及麥稈真田あり。我國の花蒞は始め支那より輸入せられたるものにして、當時は長崎大阪に之が模造品なきに非りしも其完成せらるゝに至りし

は明治十四五年の頃にありとす。始め岡山縣知事高崎五六が産業奨励の目的を以て岡山に殖物所を組織せしめ印度錫倫製の蘭蓆を得て之を殖物所に交付し其模造に銳意したるが遂に十一年に至り錦莞莖なるものを製作したり。品質頗る精巧なりしを以て神戸の貿易商は之を英米二國に送り其販賣を試むるに及び十四年始めて英國より注文來りこゝに花莖輸出の端を啓けり。其後十七年獨逸のテレガンブ商會及十八年米國のライオン商會と岡山縣下の該業者間に賣買契約成り海外の輸出漸く盛なりしより之が模造を爲すもの日に多きを加へり。麥稈眞田は東京府下大森村より起れり。明治七年米人モリスなるもの大森に於ける麥稈業者に勸め之を以て眞田を作らしめ米國に送りしが、未だ漂白法の不充分なりしより亞硫酸を使用して之を漂白し始めて完全なるものを得てより、十六年從來の六本平打以外に五本菱打長角立十一本打等を出し十八年に至りては米國商人の麥稈買占により非常なる價格の變動をすら生ずるに及び翕然として各地に該業を誘起したり。其他燐寸は清水誠の經營に係る新燐社起りてより十二年の頃全國唐物商の同盟成りて全然輸入燐寸の賣捌を止め之に換ふるに新燐社製造のものを以てしたるは該業者の同盟成りて東京神戸に同業相踵いで起り或は上海に輸出を企つるものもありき。然るに十四五年の交神戸大阪の間に合資組合の燐寸業者を出すに及びては既に該業盛大の徴にして盛んなるの裡面は粗造品を有するを證すべく十七年に及びて一時商況頓に衰へぬ。物窮すれば即ち達す、こゝに於て當業者の改良と精勵奮起となり、香港地方に新需要地を見出すに至りて眞面

目なる該業發達の運を啓き十八年は即ち復活の第一期にありき。

製絲及棉紡績業

英國に於ける工業組織の變遷は産業革命に始る。産業革命は亦實に本綿紡績に始れり。日本に於ける工業上組織の革命亦一に製絲綿絲によりて成らんとせり。明治五年政府が上州北甘樂郡富岡の地に一大製絲場を創設し佛人を聘して繰絲の練習をなさしめ機械工場を全國に垂れてより機械製絲の業は到る處に開始せらるゝに至れり。十四年奥州に二本松、岩神の兩製絲場、朽木に大燐製絲場あり、其他金澤、群馬、信州等多數の機械を運轉する大規模組織の製絲場あり、若し夫れ其小規模なるものに至りては即ち百を以て數ふべきに達せり。單に長野のみを以てするもなほ其機械工場數は百六十七ヶ所を算せり。勢斯くの如くなりしよりして其產出額亦年々に増加すると共に粗製濫造は免れ可からざる必然の結果となり加ふるに養蠶社會の最も恐るべき微粒子病毒は漸次に延蔓し十八年の頃に及びては其病勢更に猛烈を極め全國を通じて其收獲高は十分の六七に及ばざるが如き慘狀を呈し、同年政府は一方に之が病毒撲滅策を講ずると共に他方に於ては蠶業組合準則を發布して濫造の弊を一洗せんとしたるも遂に其目的を達する能はず、當業者間にありては斯業の前途に少からず憂慮する所あり、先づ長野、福島の如きは自ら蠶絲業取締規則なる者を定め當局の認可を稟請するに至れり。これ製絲業者に對する一大警醒にして其眞面目なる發達亦これより起らんとせり。機械製造の勃興と相競うて綿絲製造の業は起れり。洋式綿絲紡績所は前期間に於て僅かに鹿兒島、川崎、鹿島(瀧

川村)姫路の四箇所に過ぎざりしが、而かも一般社會が要する綿絲綿布の額は年々増大するの傾向を示し輸入は月に日に其量を加へんとするに至れり。こゝに於て政府は我國に於ける洋式綿絲紡績に保護を加ふるの必要を認め、明治十一年二千鍾紡績機械二基を英國に需め我國棉花の主産地なる愛知廣島の二縣に建築工事を起せり。次いで十二年二千鍾紡績機械十基を英國に注文し同時に工部省をして同一機械の製造に従事せしめ、すべてこれらの機械を十箇年賦拂済の規約の下に大阪、三重、静岡、岡山、栃木、山梨、長崎等の各縣に拂下げたり。これ實に我國紡績業勃興の端なりとす綿絲紡績事業聯合會の大阪に開設せられたるは十五年十月にして爾後毎年四月を以て同會を開催すべく約せり。附していふ綿絲紡績業の隆盛と共に十六年滋賀大津に麻絲紡績會社の創設せられたる一事は特に注目し値すべきもの也。

織物陶磁器及漆器 ジャカード、ボタン及荒木式ジャカードの需要と西洋染料の輸入が我機業界に一生命を開けるの事は既に説けり。先づ西陣織物にありて該織機の使用と曩きに京都府より佛國里昂に派遣せられたる練習生近藤徳太郎の明治十五年を以て歸朝せるとは慥かに一革新の時期を劃したるものといふべく都縞子紋織の類これより更に機軸を出し機業隆盛の曙光を齎らせり。西京都に相對して東兩毛の地亦其盛を致すの機運を開けり。即ち桐生會社は一たび其聲價を失ひしより十五年一變革を爲し桐生物産會社を組織して機業上の監督を嚴にし、一方足利と妥協し漸く其舊名を復するや十七年米國より羽二重の注文を受け其海外輸出の端を開くと共

に桐生は一般に羽二重の織出に従事し我國羽二重業の振興基礎を作れり。足利の地亦第二回博覽會に其名を擧げてより織物の改良發達を計ると共に十七年染色講習所を設けて織物の生命を新にし十八年紋羽二重を出してより専ら海外輸出の道を開き桐生と足利と相並びて其歩武を進めり。群馬の伊勢崎亦一たびは其聲名を失せしも十四年伊勢崎太織會社を組織し嚴格なる規定の下に當業者を拘束して漸次改良の方策を講じ或は染色の上に改良を計りて從來使用したるアニリン染料を廢し爾後アリザリン染料を使用するに至りて面目を一新せり、陶磁器製造亦本期に入りて其海外輸出の道を促進せり。先京都にありては十四五年の頃清水産寧坂に幹山傳七の洋風食器を製造して直輸出を試みしに始まり陶磁器の輸出相踵いで起り、京都陶器會社は専ら佛國風直立圓窯によりて輸出品製造に従事するに至り、粟田燒、樂燒、薩摩燒また共に外人の珍重に値したり。東京にありては今戸燒、隅田燒の外に明治十六年更に旭燒の製出せらるゝあり、岐阜美濃燒製造地方にありては清國及米國に販路を得てより全國に於ける屈指の陶器製造地となり、伊豫に砥部燒出で、清國其他の需用を増し愛知瀬戸燒の發達と共に青磁の製造せらるゝあり、石川縣九谷燒は久しく衰微の裡にありたるも後漸く起り、會津燒また其勃興に後れり。獨り之に反して我國特有の漆器に至りては明治十二年の交支那産漆の輸入せらるゝありて、遂に全く其本來の光澤を失ひ、品質の脆弱を傳ふるに至りて聲價を失墜し暫く立つ能はざる狀にありき。

第七章 交通運輸

電信制度の準備 西南戦争を機として日本全國に於ける電信幹線の架設を了るや、十一年三月廿五日東京築地に於ける電信分局を閉鎖し、木挽町に電信中央局を設け、全國電信事務の中央部となせり。而して從來なほ甚だ不整頓なりし一般設備亦漸く完成を告ぐるに至りしを以て同日伊藤博文は當時工部卿の職に在りしより中央電信局に臨み開業の盛典を舉げ、同時に全國各分局及上海大北電信會社に自今萬國條例に據り海外通信を爲すべき旨の通報をなせり。由來外國電信は明治四年丁抹國大北部電信會社に於て長崎と上海及浦蘆斯德間に海底線を沈置し通信を開始したるに始り、六年東京長崎間の電信竣成以來我電信局に於て外國電信を取扱ひしも單に内國に對する電送に止り、海外と直接相接續したるにはあらず。蓋し當時は未だ萬國電信同盟に加盟せざりしを以て長崎以外の電信事務は舉げて一切大北電信會社に委託するの止むなきものありしを以て也。然るに今や各國電信も萬國電信公法によりて總て我が電信局に取扱ふこととなれり。これ實に我國電信事業の上に一大時期を劃したるものといはざるべからず。もと萬國電信同盟は一千八百五十年(我嘉永三年)に於ける獨逸二國の電信同盟に初り、五十二年(嘉永五年)西歐諸國即ち佛、白、瑞等の結びし中央同盟を経て六十五年(慶應元年)佛國巴里に於て歐洲諸國の委員を會同し萬國電信に關する各種の事項を議定し共同電信同盟を成すに至り

しものなるが、其後明治五年十月伊太利羅馬府に、八年六月露國聖彼得斯堡府に於て萬國電信會議を開くに當り、何れも本邦理事官を派遣して其狀況を視察せしめたる事あり、越えて十年帝國は萬國電信條例加盟を申込み十二年露國に於て代理公使西德二郎之が約款に加盟調印を終へ翌年一月始めて之れが實施を見るに至れり。この時に方りて内地電信取扱規則等亦漸く事實の進歩に伴はざらんとするに至りしを以て十二年五月更に信書の秘密嚴守、國安を害すべき電報の停止、其他局内心得を編成する等大に法規の改正をなせり。當時既に各地方人民の電信に對する思想は全く一變し、之れを以て切支丹婆天連視したる傳奇的時代は世紀を異にしたる昔話となり終れり。斯くの如くにして各地共に相競うて之が架設を政府に出願するに及べりしも政府亦未だ俄かに其希望を滿す能はざるより或は人民の望みにより土地の状態に察して献金局を置き漸次事業の擴張を計るべき一助となせり。これ實に明治十四年の事なりとす。爾後十六十七の兩年は財界不振の精力に驅られ電信事業亦其の影響を蒙るあり漸く其發達を阻止したるが如きも其實既に線路は略々全國樞要の地に普及したりしを以て事業整理の一段を告げたるものと云ふべきか。この時よりして一市内及び壹岐對馬を除くの外は電信料金均一の制度を布くに至れりし也。

萬國郵便聯合大會議參加 我帝國は前期末即ち明治十年(千八百七十七年)二月十九日を以て萬國聯合郵便に加盟したり。こゝを以て萬國郵便聯合總理局より次回萬國郵便大會に附議すべき改

正條約章案を帝國政府に送附し明治十一年五月一日佛國巴里府に開かるべき萬國郵便聯合大會に委員を參加せしむべき勸告をなし來れり。仍て帝國政府は佛國駐劄帝國全權公使鮫島尙信並に驛遞履ブライアンを委員とし之に參加せしめ、會議結了の後同年六月を以て改正條約に調印したり。これよりして帝國郵便は何等の故障なく世界に其通路を開き帝國對外郵便の業はこれに全く大成を告ぐるに至りしなり。之を遡るに由來萬國郵便同盟は一千八百七十四年(明治七年)に成りたるものにして、之より先き一千八百四十一年(天保十二年)ホーフライトホンヘルフェルドは郵便彙論に書を寄せ萬國郵便制度の議を立てたる事あり、後ち埃獨二國同盟して郵便制度を立つるに及び漸く世人の注目を惹けり。更に降つては博士ホンステフエンの熱心なる運動となり、嘗て六十三年(文久三年)米國郵便局長ブレイアの提議に基き佛國巴里に郵便會議を開き萬國郵便制度を設けんとして不幸議纏るに及ばず失敗に終れる後を承け極力獨逸政府を動かし率先して二十二國の會議を瑞西伯爾尼府に開けるもの、かの所謂共同郵便同盟にして七十四年に成れるものは是れ也。當時之に同盟加入したるは歐洲諸國並に土耳其、亞非利加殖民地、北米西班牙領、アブレン、マデイラ、カナリヤ、埃及、スペイン、蘇丹、アルゼリヤ、モロッコ、北米合衆國等なりき。同盟は中央機關として伯林に一局を設け彼我の交通状態を互に相交換するの目的を以て毎日郵便同盟と稱する雜誌を刊行したり、右條約の實施は翌七十五年七月中にあり、當時獨逸に公使たりし青木周藏之を見て翌九年(七十六年)五月を以て右萬國郵便會

議に加入方を外務省に稟電し來りたるもの抑も我が萬國郵便聯合加盟の端緒となす。而して今や亞細亞及亞弗利加二洲に於ける若干の邦國を除く外全世界に涉りて該同盟の及ばざる所なきに至れり。

日本鐵道設立前後の鐵道界 明治十五年に於ける日本鐵道の設立は實に我が鐵道事業の上に一新生面を開けるものといふべく、第三期に於ける交通史の正に中心を占むべきものたり。即ち之れを中心として暫く其の前後に於ける鐵道界の狀態を記述せんか。十一年八月先づ京都大津間の線路起工せられ、十二年八月大谷に至る線路を竣工し、嘗て我國鐵道用隧道の第一着手として阪神間石屋川隧道の開鑿に於けるよりも更に以上の困難を以て逢坂山隧道を通じこゝに漸く十三年七月神戸大津間五十八哩餘の全通を見るに至れり。この間十二年六月を以て大垣敦賀間の工事起り其長濱停車場より大津迄は湖上汽船にて連絡し大阪敦賀間の交通に新生面を開きたるが、此時に方て東西兩京の聯絡を東海中山の何れに取るべきかは急須の問題として議せらるゝに至れり。かくて東海道線は海に濱し防禦に不便なるを以て軍備上不利なりとせられ遂に一たび中山道を選ぶに決せられぬ。即ち十六年八月より之が計畫を起し中山道鐵道公債先づ募集せられ、翌十七年早くも工を東西に起したりき。然るに中山道を貫通せしめんには碓氷の峻嶮長良木會諸川の奔流あり、當時に於ける計畫と資本とを以てして能く完成せらるべき事業にあらざりき。こゝを以て僅に直江津より信州上田に至る線路と武豊より名古屋に至る線路とを

新設したるに止り、方針は一轉して東海道線を布設して京濱線と名古屋線とを聯絡するに決せり、これ實に十七年七月中の事に屬せり。爾後三年を費して東海道線は測定せられ其工事に着手せるは十九年十一月なりき。即ち東海道線の布設に關しては之を次期に於て叙述するの機會あるべく、吾人はなほ本期に於いて政府鐵道事業の他の方面を見ざるべからざるの必要を遺せり。即ち政府は札幌内間に貫通する北海道鐵道に對し明治十二年末より其工を起し十三年を以て其工を竣へるや、次いで幌内小樽間の竣工ありたるも十五年二月遂に財政上の都合により爾後の延長經理に困難を告ぐるに至り暫く事業中止の不幸を見るに遭遇したり。即ち明治十一年より同十八年に至る第三期史上に於ける鐵道事業は日本鐵道の民業として始めて勃興せる外すべてなほ政府專業の時代なりしといふべき也。

日本鐵道の設立 曾て東京青森間鐵道布設の計畫を以て華族財團の起れるありしも一轉して京濱間既設鐵道拂下請願となり再轉して之が經營をすら拋棄するに至り暫く民業としての鐵道は願われざるに至りしが岩倉右府の計畫に成りし華族銀行即ち十五銀行亦其資金を以て國債の償却並に鐵道の建設に充つるの意なりしも其後恰かも西南の役に會し同行發行の紙幣は擧げて國幣の急に充てられたるを以て當初の計畫はこゝに二たび頓挫を生ぜり。されど政府はなほ其東北鐵道布設の初一念を變せず十一年を以て起業公債額面千二百五十萬圓を發行して東京前橋間の布設に充つるの計畫を立てしも亦成效せずして止めり。後ち大久保利和藤波言忠等三たび其

計畫を唱道し、同族間に誘説する所あり、先づ岩倉公に建議し、同時に蜂須賀、伊達、池田等の同意を得て十五銀行と協力募資に力むるの時、恰も林賢徳等、東京高崎間鐵道設立を計畫して同志を募るの時に遭遇せしを以て兩者の間に斡旋盡力する者あり、後ち打つて一團となし、ここに一大運動を起すに至り、之れに賛同する者亦少からざりしに、政府當時の意向は未だ私設鐵道を許可すべきの時期にあらずといふに一致したりしもの、如く世間の運動に對し全く動かざる所あらざりき。然るに十三年に至り政府が高崎東京間に建設するの意ありし鐵道事業は財政の困難によりて全く中止せらるるに至れるあり、こゝに於て同年十一月安場保安、中村弘毅、高崎正風等發起人總代として政府の意向を問ひしに政府は寧ろ民業に向つて傾きしもの、如く許可を與へ且つ保護するの意を告げたり。即ち翌十四年一月發起人等は岩倉右府の勸誘により東京前橋間線路を更に擴張して東京青森間となし設立第一着の計畫を定め同年五月二十一日附により池田章政以下四百六十二名の華族連署を以て創立願書を呈出し資本總額二千萬圓内五百九十萬圓は發起人に引受け他を公衆より募集したり。而して前橋東京間の建設工事は之を工部省にて擔掌する事とし此線路中より右折して之を青森に達せしめ、又高崎の線路を延長して之を大津に達し以て東西兩京を連接せしめむとしたる者也。かくて同年八月十一日東京府知事の手を経て假免許狀を下附せられ、特別條約書の制定せらるゝを見たり。即ち十四年以降に於ける金祿公債の償却金は殆んど皆此鐵道に固定せられたるなりき。これよりして日本鐵道の工事

は十五年三月を以て着手せられ、翌十六年七月先づ上野熊谷間三十八哩の私設鐵道を見、十七年末には其第一區豫定線なる前橋上野間の工を竣へたり。而して十八年に入りては大宮宇都宮間四十九哩を開通し得るに至りしより會社の手は秋葉原線、山手線、海岸線、日光線、鹽釜線、八戸線等に向つて下さるべく特許線以外に敷設認可を得るに至れり。

三菱會社の横暴 三菱は今や悉く其敵を征伏して海上王となり、機會の捉ふべきあらば則ち必ず之を擱んで其勢力の扶殖に力めしより、西南役後に於ける彼が位置は爲して遂げざるなく、遂ぐるに手段と方法とを選ぶなき極めて全盛の時代に在り。即ち全國貨物を收めて専ら自己の會社に吸収せんとする野心を以て獨占的爲替事業を創めぬ。其方法は一旦荷爲替を取組たる者は其貨物は必ず三菱の船舶に附托せざるべからず、三菱の船舶に委托したる貨物は必らず亦海上保險に附せざる可からざる順序となし、海上保險業、銀行業、倉庫業等皆一手に之を行ひ、荷爲替料、運賃、海上保險料及倉敷料等悉く之を其掌中に收めんとする者也。彼は此種の獨占事業に向つて一たび其味を知りてより、或は地爲替と稱し直爲替と稱し各種の名目の下に各種の商人が從來其糊口の途となせし所のは擧げて悉く之れを奪取し各地事業界の一恐慌を來さしむるに至れり。天下不平の聲は集つて三菱の左右に注がれぬ。此氣運に乗じて偶々三井派の益田孝等は伏木の藤井純三、新潟の鍵富三作、伊勢の諸戸清六等幾多の豪商と相謀りて東京風帆船會社なる者を設立し三菱が横暴に抗せんとしたる事ありき。これ實に明治十三年の事に屬し資本は

僅々三十萬圓に過ぎざりしも海軍大佐遠武秀行を社長となし其意氣大に昂るを見たりき。然るに三菱は未だ該會社の成らざる前之を一蹴し去らんとし切り之が設立に妨害を加へしより其設立甚だ遅々たる者ありしが後共同運輸會社の設立せらるゝに際し未開業のまゝ解散するに至れり。かゝれば三菱の海上權は依然として淪るとなく世は益々三菱の勢力に壓迫せらるべく進めり。偶々西南役後政府の發行したる不換紙幣の價格崩落を來すや貨客隨つて減少し三菱亦少からざる損失を蒙れり。こゝに於てか彼は此損失を償はんが爲め當時墨銀と紙幣との間は六割以上の差ありしを奇貨として墨西哥弗に換算會計せしむるの方法を規定し事實に於て六割以上の引上げを斷行したり。朝野の之に對する議論は最も喧囂を極め三菱攻撃の聲は漸く手となり劍となりて變せんとするに近けり。これより先き三菱保護の頭領たりし大久保兎手に斃れ、十四年亦其廟堂に於ける唯一の味方たる大隈薩長藩閥と激論の末冠を掛けて野に下れるあり。漸く三菱は孤立の姿となり、非難愈々高からんとす。偶々恰かも北海道官有物拂下事件のあるありて、世人の眼は轉じてこの方面に移されんとするや、三菱は之れを好機として藩閥打破に聲援し、全く世人の注視を避くると共に一面新政府を自家の頭上に得て大に其野心を遂ぐるの資となさんとしたり。これより岩崎は從來の關係を以て大隈と結び改進黨の人材は集めて彼の膝下に置けり。

共同運輸會社起る 三菱の擅横既に久しく天下の怨府となり終れり。即ち國家經濟の消長と大關

係を有する海運業を擧げて一私人の獨占到放置するは弊害百出して結果の却つて恐るべきものあるを憂へしめ、時の農商務大輔品川彌二郎は策を献じて政府保護の下に三菱と拮抗するに足るべき一大會社を創立し兩々互に相制せしむべしとなせり。廟議之を容れ品川をして之が實行に當らしめんとせり。蓋し其裡面にありては大隈重信の野に下りて民間黨の首領となり三菱の後援を頼んで漸く藩閥打破の聲を大ならしめんとするを見、大隈を倒すべく先づ其輻重を絶たんとしたるものに過ぎざりしのみ。政府この擧あるを聞きて品川の麾下に集れるもの濫澤榮一、益田孝、小室信夫等にして何れも三菱に平かならざりし資本家なりし也。乃ち東京風帆船會社北海道運輸會社、及び越中風帆船會社等三社の船舶を集め其事業を合併して共同運輸會社を設立せり。時に十五年七月にして翌十六年四月に及びては其業愈々成るに至りし也。十五年十月先づ發起人總會を開き益田、小室、濫澤の創立委員を選擧して取締役となし、政府は命令書而定むる所により海軍大佐伊藤雋吉を非職として社長となし、曩きの風帆船會社長遠武秀行は副社長に任せられたり。創立後十六年四月を以て第一回株主總會を開き委員の席上説明する所によれば、會社總資本額は六百萬圓にして内二百六十萬圓は政府の出資する所にかゝり殘額三百四十萬圓は之れを各地方の資本家より募集せるものなりき。而して「政府より下付せらるべき株金總額二百六十萬圓の内百三十萬圓は既に政府に於て戰時に在りては海軍に適用の速力十三里を走るべき堅牢なる大汽船二艘の製造に着手し其剩餘を以て汽船風帆船を製造下附すべく是

亦疾く着手せられたり。又他の一半百三十萬圓の内就きて今回下附さるべき長崎工作分局製造の汽船小菅丸の如きは其船價を見積りこの内に加算したるものなり」といへり。同年十二月伊藤社長は英京倫敦に赴き新造汽船四艘(重量噸數五千六百噸)を購入し二艘を注文し以て一大計畫の下に三菱に對抗すべく企てられたり。

海坊主退治と三菱共同の競争 三菱は亦決して指を咬へて退くべきものにあらざる也。されど當時に於ける三菱は廟堂の上一人彼に利なるものあるなく、命令は頻繁に彼の上により同社所有の汽船は爾後登簿噸數二萬二千噸以下に下るべからずと定め老朽船に代ふるに新船の製造購入を以てすべきを論じ併せて又運賃率の過當なる徴收に出づべからざる事及郵便船の定期勵行を嚴達せり。されど彼が多年の横暴は天下一人の同情者を出さざる程極端に達し世はこの嚴令に快哉を呼び、共同運輸會社の企業を歡び政府がこの機に乗せるの處置を以て喝采せるもの決して少からざりし也。時恰かも改進黨自由兩黨の軋轢其極度に在りしを以て自由黨の改進黨攻撃は轉じて再び其糧食部なる三菱攻撃となり怪傑星亨の自由黨に入るや岩崎を呼んで「海坊主」となし海坊主退治の演舌は各地到る所に開催せられ「國賊」改進黨の撲滅を叫ばるゝに至れり。三菱は其巨大の資本を投じて亦之に應戦し兩々對戰遂に三ヶ年の長きに及びたりき。この間傲岸屈するなき岩崎も流石に窮して遂に自ら七首を咽喉に擬し一切の苦痛より退かんとしたる事もありしといふ。されど共同運輸亦同じく窮し競争の最絶頂にある時の如きは僅々六ヶ月間を以て

其損失六十八萬圓に達せるあり、到底互に能く持續すべきにあらざるを示せり。この時に方りて朝野の攻撃は漸く品川等の無謀に及び非難續紛として起れり。三菱この機に乗じ再び其勢力を挽回して斃れて後ち止むの決心を示し奮闘益々激烈に裡面の運動を開始し密々共同運輸會社の株券を買収して十七年末の如き既に其過半數を所有するに至れり。共同運輸の株券は額面三分の一に暴落し市場の恢復甚だ容易ならざるに及べり。政府亦其愚を悟ると共に、茲に兩者合併の説は有力なる人々の口によりて傳へらるゝに至りてこの無前の一大競争は其終を告げたり。

日本郵船會社成る 明治十八年一月廟議は兩社の競争を止め訓令して「兩社競争を事として却つて海運の衰頹を來さむとす、政府保護の趣旨に違ひ不都合至極に付自今互に親睦を旨とし兩社熟議を以て運賃の定額航海の速力等を一定し競争停止の規約を爲すべし」と、不都合至極の言時に取りて甚だ面白からずとせず。兩社は固より互に疲勞せるの際なり休戰命令は其久しく翹望する所なりき、即ち同年二月兩社連署を以て政府の趣旨を遵奉すべき旨届出でたり、岩崎彌太郎この間に死し阿弟彌之助後事を繼ぐや規約は何れの時にか破られ、競争は再び開始せられぬ。同年七月政府は遂に兩社に内訓して合併の議を勧め、三菱は八月一日重役會議を開き直ちに異議なき旨の上申をなすや、共同運輸亦同月十五日を以て株主臨時總會を召集し合併の事を決せり。固より其過半數の株券は三菱の所有する所、議は着々として纏り、年八朱の保證を政府より

り受くる條件を以て合併案は通過したり。こゝに於て共同運輸の資本六百萬圓。三菱會社の資本五百萬圓を合して新會社を組織し名づけて日本郵船株式會社といへり。實に十八年九月廿六日也。創立當時共同三菱の兩社より繼承したる大小の船舶は七十六隻(内帆船十一隻)此噸數三萬九千八百七十五噸此代價七百七十二萬六千二百圓なりき。されど船舶の過半數は三菱會社の老朽船を不相當なる高價に見積り買受たるものなりしといふ。之によりて利せしは獨り三菱社あるのみ。

大阪商船會社起る 共同三菱の競争激甚を致せる時に方り關西の小船主等相會して新一汽船會社を起せり。即ち大阪商船會社これ也。初め十二三年の頃大阪を起點として瀬戸内海を航海する小汽船は百十餘艘の多きに及び其所有主七十名と計算せらるゝに至りしを以て之を見るも其競争の如何に痛惡なるものありしかは之を知るに難からざるべく、爲めに或は汽機を濫用して危害を貨客に加へ豫定航路の變易常なくして出帆時間の如き全く一定するなし。貨客商買の損失亦甚しきものあり、即ち大阪有志等の之を救濟せんとし百方盡力したる末を以て遂に十七年五月此合同組織を見るに至れりし也。創立當時の汽船は數に於ては九十五隻の多數に上りたるも其噸數一萬餘噸に過ぎず、瀬戸内海の航行を専らとせるものにして、なほ獨立せる幾多の汽船所有者あり、競争は依然として繼續せられ、經費は徒らに多くして、會社の基礎は亦容易に定らざりき。

第八章 新文藝の萌芽

三七四

〔一般思潮〕 西南の役以後、約十年間のわが文藝史を記述するに當りて、今更に愕かるゝは、此の僅々十餘年の間に、わが新文藝を發生すべきあらゆる種子の、縦横無盡に蒔き盡されたる事これ也。その最も目ぼしきものゝみを擧ぐるも、先づ第一に翻譯の流行、第二に坪内逍遙の『小説真髓』、第三に外山博士外數氏の『新體詩抄』、第四には新聞雜誌の頻發等これなり。されば若し明治初年以來、西南の役に到るまでの文藝を、前代徳川期文藝の承繼時代と言ひ得べくんば、此の十年間を以て、最初の準備時代と言はん。茲に當十年間の一般思潮の趨勢を検せん、當時上一般の思想を、翕然として支配したるところのものは、佛國の自由思想、殊にはルウソウの『民約論』が胚みしところの自由民權の説なりき。これ尤も注意すべき現象なり。左に少しくこれを記述せむ。

〔佛國自由思想の感化〕 千有餘年の幕政を仆して、驚天動地の大活動をなせし維新の三元勳も、一は十年の騷亂を見ずして長逝し、一は薩南の健兒を赤熱の一團となして、これに圍まれて燃えながら城山の露と化し、他の一は紀尾井町の變に空しく暗劍に仆れて、新に廟堂に上れる誰れ彼れに、海内を壓倒するの力なくして、縦まに權を恃みしが故に、將に第二の幕政的組織は成立せられんとす。さらでだに一の幕府を仆して、他の幕府を換へ建てたるに等しき維新の結果に

慄らざる内外の志士は、心下不平の塊、のぞき遣らんに由なき折なり。恰かも此の時に乘じてわが思潮に入り來りたるは、佛國に於ける、高下平等、民權自由の論なりき。斯の如きの時にありて斯の如きの種子を播く、その日ならずして、鬱然として繁茂せる所以のもの亦知るべきのみ。然りと雖も彼等志士の不平の勃發たるや、之を、維新當時の志士や、神風黨の如き無謀猪突を事とするものにあらざりき。その稱ふるところは、やがて佛國自由の説なりしが故に、その爲せるところも亦佛國のそれを學びて、言論は奇矯に渉るもの無きにあらざりしかども、曾て猪突横暴に渉るが如き行爲はこれ無かりき。一はこれを歐洲の風を摸するものなりと雖、又一は西南戦争に於て、血を見る事渴くが如く、廟堂といふ聲を聞けば直ちに劍を按して『斬大臣之頭』と敦圀く殺伐無双の健兒は、城山の嵐に一束して之れを盡したるが故ならんのみ。わが文明史は爾來二三刺客の廟堂の人を仆したる以外、又血腥き痕を多く止めざるやうなりにき。嘗に然るのみならず、歐洲の風俗摸倣熱は、翕然として一世の風潮を支配したりしなり。

〔歐化主義の影響〕 此の歐化主義は此の十年が間に於て、實に一種異様の文明を産みたりき。十年の役を隔て、彼方は結髮佩刀の往昔を偲ぶもの空を望んで劍を撫し、此方は高帽洋杖の人、鹿鳴館に巴里の繁華を夢んとす。此の新舊兩様の思潮に搖蕩せらるゝ人民は、彼の殘肴と此の新酒とに酔ひこけて、殆んど自覺を失へるが如くなりき。されどわが人民はいつまでも英國の功

利思想に酔ひ盡さうりき。佛國の自由思潮はやがて來りて之れを醒さんとしぬ。明治の初年に於ては、功利の思想殆んど絶頂に赴き、宗教的古美術はいふに及ばず、祖先傳來の古寶物を外人外商の手に委して、聊かも悔ゆるの色なき貴族あれば、芝の増上寺、奈良の興福寺の五重塔を、無用の長物なりと言ひて之れを破壊せんとするの學者あり、精巧なる陶磁器や、緻密なる蒔繪物や、雪舟、探幽、一蝶等の肉筆も石版の洋畫や粗製濫造のガラス繪に代へられて、恬として相知らざりし時代にくらぶれば、わが國民はやゝ內的の缺陷を覺え來れり、精神的の欲求に渴き來れるが如きの兆候あり。文藝の漸やく榮えんとするの色此の時に生起したる所以也。自由思想と精神的欲求、やがてこれ此の時代の一般思想の内容なり。共に前代に反撥して起り、後代を喚起せんとするところのものといふべし。

小説界 此の十年間に於ける小説界の現象に就いて記述する爲めに、便宜上左記の分類を爲さん。

一、政治小説

二、翻譯小説

三、寫實小説の興起

政治小説の流行 政治小説の始めて世に出でたるは、『報知』社の藤田鳴鶴が作るころの『文明東漸史』なり。文章は漢文直譯體なり、此の書一たび出で、より此種の小説に筆を染むるもの

漸やく多く、柴東海散史が『佳人の奇遇』『世路日記』末廣鐵腸居士の『雪中梅』『花間鶯』『須藤南翠の『綠箋談』『新粧の佳人』の如き、嘖々として世に傳へらる。これ等の文士が、かく政治小説に多く筆を染めたる所以のものは、一に時運の然らしむるところなりしとは言へ、又一には自由思想の勃興以來、彼の國の小説を或は翻譯し、或は耽讀せし結果、遂に自ら筆を執りて這般の創作を行へりしもの也。

注目すべき小説 此の時最も多く愛誦せられたるものは、柴東海散史の『佳人の奇遇』と、矢野龍溪が『經國美談』となり。『佳人の奇遇』は材を近代歴史上の事實に取り、主人公は東海の遊子にして、之れに配するに受蘭の貴女を以てす、而してその舞臺に現はれ來る各國の形勢は、明、西班牙、匈牙利、土耳其、埃及等當時のわが國民の耳目には、猶ほ甚だ新奇なるものなるが故に、その嘖々傳唱せられしもの、又所以なきにあらざる也。矢野龍溪が『經國美談』は、材を往古希臘の歴史に取りて、之れを布延して一篇の小説を作せしもの、その文體は、前の『佳人の奇遇』の如き拮据贅牙の漢文直譯體にあらずして、一味の古文脈を傳へて、穩和流暢の氣に充つ、更に時好に投じたる所以也。

政治小説と文藝的價值 今此等の政治小説の、文藝品としての價値を思ふに、その價するところ太だ重からず。政治小説といふ言葉の意味が、若し政治論を遣らんが爲めの、一の機關はた形式として小説といふ體を藉りたるならば、そは文藝品としては、殆んど議論の外にあり。若し之